

厚生労働省の動向

国の検討会への参加がすすむ

トピックス

第17回 支部長会 開催報告

協会活動

- ・ 第14回OTC医薬品普及啓発イベントに出展
- ・ 第18回万引き防止キャンペーンについて
- ・ 9月 月次活動報告
- ・ 議事録

2021年度 登録販売者試験情報

協会からのお知らせ

- ・ 2021年後期 ドラッグストア業界研究レポート報告会のご案内
- ・ 第22回JAPANドラッグストアショー 開催のお知らせ
- ・ 「健康サポート薬局研修」のご案内
- ・ 「健康相談対応術研修」のご案内
- ・ 薬剤師賠償責任保険
- ・ 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

行政・団体からのお知らせ

厚生労働省、経済産業省 他

日本チェーンドラッグストア協会

協会活動の5原則

この5つの原則は、日本チェーンドラッグストア協会設立にあたり、発起された方々によって確認されたものです。協会活動は、永くこの原則にのっとり、社会・業界の発展に貢献するものとします。

1. 民主的な組織と運営を貫くこと

この協会の組織や運営には、協会の目的達成以外の論理や秩序を持ち込むことなく、さらには会員の派閥や覇権争いの場と化すことなく、各会員の意見集約とその具現化の場として民主的な運営に努めること。

2. 論議の場であること

この協会は、様々な案件や建議について多くの人々や関係者、有識者の意見を交換する議論の場であること。

3. 会員は協会の目的達成のために力を合わせる事

協会の民主的な手続によって決定された事柄に関して、会員はその実施に当たり絶大な協力を行なうこと。

4. 正義を貫くこと

この協会の運営に係わる事柄は、得か損かで判断・意思決定するのではなく、社会的に正しいか否かで判断すべきである。この協会は常に正義を貫くこと。

5. 志高き人々の集団たれ

この協会は、より良い社会、より良い業界、より良い企業づくりに貢献したいと願う、志高き人々の集団であれ。

10月になって、新型コロナウイルスの感染者が激減しました。10月3日には、全国の感染者が1000人を下回り、10月4日には、東京の感染者が100人を下回りました。10月11日は東京で49人、全国では369人。あの8月の感染爆発から比べると、なんと少なくなったことか。変異株の猛威も収まったということでしょうか。

理由は今一つ、はっきりしません。専門家が分からないのですから、素人には難しいですが、やはりワクチン接種の広がりがある一つの要因とは言えそうです。高齢者から若年層への接種が進んできたことがこの数字に表れているということだと思います。

このまま終息してほしいですが、昨年は12月に入ると感染者が拡大しました。年内に、東京の感染者が1000人を超え、全国でも4000人前後の感染が続きました。ついには、今年1月7日に緊急事態宣言が発令されました。

昨年の冬を思い出して、この数字に安心せず、日々の予防、三密の回避を実践してほしいと思います。

●厚生労働省の動向 連載その15

- ・国の検討会への参加がすすむ

●トピックス

- ・第17回支部長会 開催報告

●協会活動

- ・第14回OTC医薬品普及啓発イベントに出展
- ・第18回万引き防止キャンペーンについて
- ・9月度月次活動報告
- ・議事録

●2021年度 登録販売者試験情報(結果)

●協会からのお知らせ

- 2021年後期 ドラッグストア業界研究レポート報告会のご案内
- 第22回JAPANドラッグストアショー 開催のお知らせ
- 健康サポート薬局研修 案内
- 「健康相談対応術研修」ご案内
- 薬剤師賠償責任保険
- 「そらぷちキッズキャンプを創る会」支援募金

●行政・団体からのお知らせ

- 厚生労働省、経済産業省、その他

表紙裏

日本チェーンドラッグストア協会 活動5原則

裏表紙裏

協会ホームページについて 事務局だより

厚生労働省の動向 その15

国の検討会への参加がすすむ

—国の政策に企画・立案の段階から関与・参画へ—

■ 国との協議システムの確立

今回は、協会と国との意見交換や協議の状況、国の検討会への協会代表の参加動向を取り上げます。

ドラッグストア業界の発展・拡大により、保健や医療におけるドラッグストアの存在感は大きなものとなっています。店舗販売業としてだけでなく、1兆円を超えシェア15%程度にまでに成長した調剤/薬局としても無視できない存在となりました。このような状況を背景に、協会と国との意見交換・協議の機会は各段に増え、常態化しつつあります。協会からの粘り強い働きかけの成果ですが、ドラッグストア業界が薬事行政上の主要なプレイヤーとして認識されてきたということでもあります。

具体例でいうと、新たに導入された認定薬局の認定基準、法令遵守ガイドラインなどは協会の調剤推進委員会(委員長：榊原栄一 (株)スギ薬局会長)と法制委員会(委員長：関仲治(株)セキ薬品会長)が受け皿になって何度も意見交換を重ねてきました。また、登録販売者の管理者要件については、法制委員会と登録販売者委員会(委員長：浦上晃之 ゴダイ(株)会長)とが、定例の意見交換の中で見直を要望し、昨年4月には80時間勤務要件の廃止、本年8月には管理者経験者の見直し(5年中2年の勤務要件の廃止)を実現してきました。

このような中で、今では協会の機能別委員会が対応するという協議システム(もちろん必要に応じ理事会等に相談)がほぼ出来上がりました。公明正大に「個人ではなく、組織として対応する」システムが確立したということです。

■ 企画・立案の段階から影響力を発揮するために

しかし、これだけでは不十分です。国の政策は、1~2年前から始まる検討会での議論や結論がそのまま、あるいは一部修正して制度化される場合がほとんどです。ですから、検討会の段階から協会代表を送り込めるかどうか重要なポイントになります。このため、協会では機会あるたびに検討会への参加を国に働きかけてきました。その結果が下記の表です。今では関係領域全てに委員を出しています。

このうち①は、薬剤師の需給問題を議論するために発足したものです。需給問題に関しては今夏までに一応の結論を出したことから、秋からは調剤の委受託と処方箋枚数制限の問題を審議することになっています。なお、このレベルの検討会への正式委員としての参加は初めてです。

②と③は、いずれもスイッチ OTC 化に関連するものです。協会では、日本 OTC 医薬品協会と連携して、スイッチ OTC 化促進に向けた司令塔組織の設置と医師偏重の「評価検討会議」メンバーの見直しを求めてきましたが、それが実現して平野理事が委員として参画することになりました。なかでも②の有識者会議では、セルフメディケーション税制の対象品目の拡大作業の中で、平野委員と日本 OTC 医薬品協会からの代表委員とが協力して、自民党の税制調査会の決定「3薬効程度」を「4薬効+類似4薬効。合計8薬効」まで拡大することに成功したところでした。また、③の「評価検討会議」では、メディアなどでもよく取り上げられています緊急避妊薬の OTC 化に向けた検討が進展中です。

■ もちろん協会として全力でバックアップ

とはいえ、協会の意向が常に通るわけではありません。委員には専門家や他の団体代表もいますので、協会の意見が通らない場合もあります。しかしその場合でも、ドラッグストアの現実を関係者に知らしめ、それが公表されるという大きな意義があります。協会事務局としては、あらゆる場合を想定し、全力でバックアップしていきます。

(文責 中澤)

厚生労働省の動向 バックナンバー

連載は今回で15回目となります。これまで取り上げたテーマを整理しましたので、ご関心の向きはご覧ください。

20年.8月	薬剤師の需給問題/検討開始
9月	新型コロナウイルスとドラッグストア
10月	ドラッグストア協会のなしとげたもの
11月	地域連携薬局・専門医療関連連携薬局の導入
12月	セルフメディケーション税制の拡充
21年.1月	スイッチ OTC 化の動向
2月	コンビニ業界の規制緩和要望と協会の対応
3月	法令遵守体制の整備野動向
4月	薬局業務のオンライン化の現状と課題
5月	登録販売者の諸問題(研修、管理者要件等)
6月	セルフ税制/対象品目の拡大
7月	薬剤師の供給削減の動向
8月	ドラッグストア調剤の動向と調剤報酬改定
9月	2020年度医薬品販売制度実態調査結果

国の検討会への協会からの委員参加状況

名称	検討の対象	協会代表委員
①薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会(2020年7月~)	調剤の委受託、処方箋枚数制限	榊原栄一 副会長 (調剤推進委員会委員長)
②セルフメディケーション推進に関する有識者検討会(2021年2月~)	スイッチ OTC 化の普及促進	平野健二 理事 (法制委員会副委員長)
③医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議(2021年3月~改組)	スイッチ OTC 化品目の評価	平野健二 理事 (法制委員会副委員長)
④電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討会(2021年1月~)	電子版お薬手帳の在り方の見直し	田中賢一 (調剤推進委員会委員)

第17回 支部長会 開催報告

第17回支部長会は全国4会場で、9月16日(木)九州ブロック、17日(金)東日本ブロック、28日(火)西日本ブロック、29日(水)中部ブロックの日程で開催されました。

開催にあたっては、広い会場で密を避ける配席とリモート参加の対応を行いました。

支部長会に合わせて実施をお願いしている行政訪問ですが、新型コロナウイルスの感染が最も拡大している時期に当たってしまった影響で、面談が延期や中止になった支部が20地区に及びました。面談ができない支部では、電話での意見交換や資料の郵送などで課長の交代の有無などを確認していただきました。

今回の行政訪問のテーマとして、今年8月に薬機法改正がありましたので、薬機法関連の意見交換をお願いしました。薬機法改正の意見交換のなかで、健康サポート薬局について、積極的に申請してほしいという要望や一般生活者への周知が進まないといった懸念の声がありました。また、保健所が新型コロナウイルス感染症の対応に追われているので薬機法の対応に手が回らないとの声も聞かれました。

自治体からの要請により、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者への物資支援を行った事例報告も数社からありました。

今回の支部長会では、支部長から行政訪問の報告の前に、中澤専務より薬機法改正のポイントを説明していただきました。

行政訪問の報告後、田中事務総長より協会活動についての報告として「店舗での新型コロナ感染拡大予防ガイドライン」の説明がありました。支部長会会期中の9月27日に厚生労働省より、医療用抗原検査キットを販売に関する通知が届いたため、西日本と中部では内容が追加されました。

また、防犯・有事委員会から「JACDS 大量窃盗情報共有」について、システムの説明と登録のお願いがありました。

■池野会長 挨拶

新型コロナウイルス感染症の影響で苦労が続いていますが、ドラッグストアは社会からの注目を浴び期待が高まりました。ワクチンの接種も進んでいますが、気を緩めず感染症対策をしながら仕事に励みたいと思います。

さて、コロナとはいえ環境問題への取組みも進めたいと考えます。プラスチックの回収は難しい課題ではありますが、メーカーとも協力しながら取組みます。一企業ではできないことも、各社が協力すればできると思います。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

■組織委員長 挨拶

組織委員長に就任し9年目になります。支部長の行政訪問も、回を重ねるうち親しくなり地域での活動も増え、地域行政との信頼関係が深まったと感じられます。当初は面談も断られる支部もありました。想像以上の成果が出ていることは、支部長の皆様の協力のお陰と御礼申し上げます。

支部と行政との災害時の物資協定も進んでおります。支部の活動を通して、地域に役立つ存在になりたいと考えております。今後ともよろしくお願いいたします。



9月16日(木)九州ブロック 支部長会
(西鉄グランドホテル)



9月17日(金) 東日本ブロック 支部長会
(メルパルク東京)



9月28日(火)西日本ブロック 支部長会
(メルパルク大阪)



9月29日(水)中部ブロック 支部長会
(ウインクあいち)

第14回OTC医薬品普及啓発イベントに出展

OTC医薬品普及啓発イベントは2021年10月8日(金)、9日(土)の2日間、東京都千代田区にある神田明神を会場とし、オンラインの使用も併用のハイブリッドで行われました。来場対象は一般生活者です。OTC医薬品を販売する登録販売者を生活者の方にもっと知っていただこうと、JACDS登録販売者委員会が出展しました。



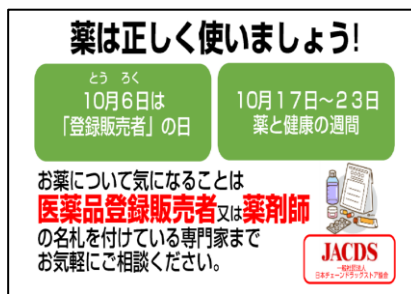
■出展ブース

「10月6日は何の日でしょう？」

日本記念日協会に申請し「登録販売者の日」として記念日登録された「10月6日(トウロク)」を知ってもらおうと、ご来場の方に「10月6日は何の日でしょう」とクイズを出題しました。お答えいただいた方には「薬のことは医薬品登録販売者、または薬剤師までお気軽にご相談ください。」と声掛けしました。



クイズパネル



クイズパネル(答え)



■「10月6日は登録販売者の日」

表に「10月6日は登録販売者の日」、裏に「薬は正しく使いましょう！」と記載したカードを景品に付け、クイズに答えた方に配布しました。

昨今の感染症の影響から来場者が減りましたが、約500個用意した景品はすべて配布され、登録販売者の認知度を高める良い機会となりました。



風邪予防セット



■ イベントステージ

イベントステージでは出展各社が製品のプロモーションが YouTube でライブ配信され、会場の大型ビジョンにも投影されました。JACDS もスライドを使用した「登録販売者紹介」を配信しました。



1分紹介「登録販売者ってどんな人？」

【第14回OTC医薬品普及啓発イベント開催概要】

目的：セルフメディケーションにおける OTC 医薬品の役割や正しい知識・使い方などの普及啓発を図り、国民の保健衛生の意識向上に寄与すること

日時：2021年10月8日(金) 12:00~19:00

10月9日(土) 10:00~17:00

会場：神田明神

主催：

日本一般用医薬品連合会(日本 OTC 医薬品協会・日本家庭薬協会)

公益社団法人 東京薬事協会 / 公益社団法人 東京生薬協会

公益社団法人 東京都医薬品登録販売者協会

後援：厚生労働省 / 東京都 / 千代田区

参加企業：OTC 製薬企業など 27 社



池野会長 来場



会場内の様子

第18回 万引き防止キャンペーンの実施について

第18回「JACDS万引き防止キャンペーン」の実施については、事務連絡No.21082ならびにNo.21097において協力をお願いを案内しております。10月～翌年1月は特に大量窃盗が増加します。万引防止ポスター、各種ツール及びJACDS大量窃盗情報共有をご活用頂き、大量窃盗の未然防止にご活用下さい。

1. 実施期間

・2021年10月上旬～2021年12月末(約3か月間)

※キャンペーンのため実施期間を設けておりますが、期間終了後もポスター等をご活用の上、継続して万引き防止に取り組んで下さい。

2. 資料と活用方法 ※全ての資料はJACDSのHP(会員専用ページ)に掲載しております。

1) 万引き防止キャンペーンポスター PDFデータ(A3サイズ)

(1) コピー内容について

- ・万引きは警察に通報します！(日本語、英語、中国語、ベトナム語)
- ・当店は警察と連携して万引き対策を行なっています
- ・窃盗罪は10年以下の懲役または50万円以下の罰金

(2) 後援:「警察庁」「特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構」

(3) その他: 売場に応じたサイズで印刷してご活用下さい。

2) マイバッグ使用ルール啓発ポスター PDFデータ(A4サイズ)

- ・マイバッグを悪用した万引きを未然に防ぐための使用ルール啓発ポスターです。
- ・店内への掲示、買い物カゴへの設置など、ご活用下さい。

3) 店舗で活用する各種万引き防止ツール(データによって異なる)

- ・「警察官立ち寄り店」、多ヶ国語での「防犯カメラ作動中」や重点対策商品の周辺に設置する表示ツールなどを準備しております。
- ・店舗の状況に応じてサイズ変更等を行って、店舗内へ掲示して下さい。

4) 万引き防止対策の心得 PDFデータ(A4サイズ)

- ・万引き防止には従業員の規範意識の醸成が重要です。
- ・万引き防止対策の心得として、バックヤードや従業員休憩室等へ掲示して下さい。

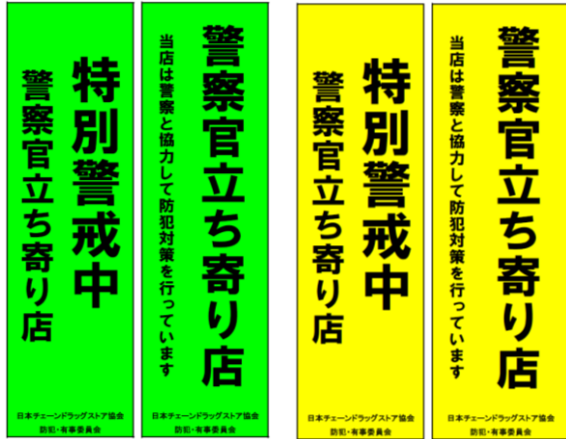
5) 店舗MAP(レイアウト)を活用した万引防止対策について

- ・店舗レイアウトに万引被害状況を記すと客観的に防犯分析と対策に繋がります。
- ・実態を把握することで、ポイントを絞った防犯対策に取り組むことができます。

(一社) 日本チェーンドラッグストア協会 (JACDS)
「万引き防止のための表示ツール」

JACDSのHPに掲載しております。店舗に応じてご利用下さい。

警察官立ち寄り店、特別警戒中の表示 (緑・黄)
サイズ：A 4 縦



多言語 防犯カメラ作動の表示 (大)
サイズ：A 4 縦



多言語 防犯カメラ作動の表示 (中)
サイズ：A 5 縦



多言語 防犯カメラ作動の表示 (小)
サイズ：丸形



多言語 重点対策商品用表示① (赤、白、黒、黄色)
サイズ：縦30mm×横145mm



多言語 重点対策商品用表示① (赤、白、黒、黄色)
サイズ：縦300×横100mm



※色は抜粋して表示

※色は抜粋して表示

当店は警察と連携して万引き対策を行なっています

万引きは警察に通報します!

窃盗罪は10年以下の懲役または50万円以下の罰金



通報!
Call the Police!



Shoplifting prohibited! Call the police!!

禁止入店行窃! 报警!!

Nghiêm cấm ăn cắp đồ! Gọi cảnh sát!!

JACDS





一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
防犯・有事委員会

後援 / 警察庁・全国万引犯罪防止機構

いつもマイバッグを
お使い頂きまして
誠にありがとうございます。
ございます。



マイバッグ 使用の際の 店内マナーを守りましょう

-  店内では当店備え付けの買い物カゴをお使いください。
-  マイバッグは精算が済んでからお使いください。
-  マイバッグを店内に持ち込む際は、折りたたんでおきましょう。
-  他店で買い物したマイバッグは、バッグの口を締めて入店してください。

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
特定非営利活動法人 全国万引犯罪防止機構

マイバッグ 使用の際の 店内マナーを 守りましょう



いつもマイバッグを
お使い頂きまして
誠にありがとうございます。

1

店内では当店備え
付けの買い物カゴ
をお使いください。

2

マイバッグは精算が
済んでからお使い
ください。

3

マイバッグを店内
に持ち込む際は、
折りたたんでおき
ましょう。

4

他店で買い物した
マイバッグは、バッグ
の口を締めて入店
してください。

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
9月2日(木) JACDS東京事務所 リモート併用 13:30~15:30	第2回調剤推進委員会	1)調剤業務に関する規制緩和の動向について ①処方箋枚数制限 ②業務委託 ③オンライン服薬指導 2)今後の活動 ①こども薬剤師体験コーナーの開催について(8月19日(金)~20日(日)、ビックサイト) ②その他 3)次回日程	10名
9月3日(金) リモート開催 15:00~16:00	第136回JACDS記者意見交換会	1. 令和3年度薬事功労者厚生労働大臣表彰で内定 2. 城西大学ファーマシーインターンシップ 無事、終了 3. ドラッグストアMD研究会の上半期政策セミナー 終了しました 4. JACDS食品ロス削減啓発キャンペーンの実施について 5. 「登録販売者の日」のPR活動について 6. 今後の予定「ブロック支部長会」 9月16日(木)九州ブロック支部長会 17日(金)東日本ブロック支部長会 28日(火)西日本ブロック支部長会 29日(水)中部ブロック支部長会 7. 次回の開催について	28名 ※リモート有
9月7日(火) リモート開催 14:00~15:30	第2回学術・調査研究委員会	1. 委員長挨拶 2. 新任委員自己紹介 3. 登録販売者向け受診勧奨ガイドラインの作成について 4. その他 次回開催予定	7名 ※リモート有
9月8日(水) リモート開催 13:00~15:00	第2回法制委員会	1. セルフメディケーション税制の見直しについて (日本一般用医薬品連合会との情報・意見交換) 2. 改正薬機法施行のフォロー(情報・意見交換)	7名
9月9日(木) リモート開催 14:00~15:00	第3回次世代部会	1. 部長挨拶、副部長挨拶 2. 次世代部会テーマ(案)について 3. 新メンバーについて 4. 次回以降の開催について	10名 ※リモート有
9月9日(木) リモート開催 15:00~17:30	第22回JAPANドラッグストアショー 第2回実行委員会	1. 基本計画及びスケジュールについて 2. オンラインについて 3. テーマについて 4. ビジュアルデザインについて 5. 出展案内デザインについて 6. 次回開催スケジュールについて 7. その他	15名 ※リモート有
9月14日(火) JACDS東京事務所 リモート併用 10:00~12:00	第4回SDGs推進委員会	1. 徳廣委員長挨拶 2. 経産省プラ新法説明、意見交換 3. CEP(サーキュラー・エコミー・プロジェクト)状況報告、意見交換 4. 報告事項 1)3Rキャンペーンプレスリリースについて 2)卸連による返品率1~6月の結果報告 3)食品ロス削減啓発キャンペーン 4)委員会としての食品ロス削減の取り組みの検討 5. その他 1)今後の開催スケジュールについて 等	8名 ※リモート有
9月15日(水) リモート開催 10:00~12:00	第3回街の健康ハブステーション推進委員会	1. 委員長挨拶 2. 街の健康ハブステーション推進委員会の活動について 3. 「食と健康」の売場、表示の注意点、マニュアルについて 4. 「食と健康」売場の実証実験実施案について 5. その他	10名 ※リモート有
9月16日(木) 西鉄グランドホテル 2階「真珠の間」 13:00~15:00	九州ブロック第17回支部長会	挨拶 森ブロック長、皆川委員長、池野会長 議事 1: 行政訪問の報告について 2: 薬事制度の動向からみたドラッグストアの成長戦略と当面の課題 3: JACDSの活動について(店舗での新型コロナ 感染拡大予防ガイドライン) 4: 防犯有事委員会から 「大量窃盗の発生状況とJACDS大量窃盗情報共有の参加のお願い」	12名 ※リモート有
9月17日(金) メルバルク東京 4階「孔雀」 13:00~15:00	東日本ブロック第17回支部長会	挨拶 関ブロック長、皆川委員長、池野会長 議事 1: 行政訪問の報告について 2: 薬事制度の動向からみたドラッグストアの成長戦略と当面の課題 3: JACDSの活動について(店舗での新型コロナ 感染拡大予防ガイドライン) 4: 防犯有事委員会から 「大量窃盗の発生状況とJACDS大量窃盗情報共有の参加のお願い」	19名 ※リモート有
9月17日(金) リモート開催 15:30~16:30	第161回定例会合同記者会	1. 日本チェーンドラッグストア協会から 1)サーキュラー・エコミー・プロジェクト(CEP)について 2)2020年度医薬品販売制度実態把握調査結果について 3)レジ・アラーム・システム設置調査結果について 4)ブロック支部長会報告 5)次回の開催案内 2. 一般社団法人日本医薬品登録販売者協会 活動報告 3. 一般社団法人日本置き薬協会 配置業にとって平成はどんな時代だったのか 従事者数と生産額に見る30年間の変遷 令和時代の生き残り戦略は 4. 日本薬業研修センター さいたま市のワークステーションさいたま運営事業 女性求職者向け「登録販売者受験対策講習」を担当	28名 ※リモート有
9月24日(金) JACDS東京事務所 リモート併用 13:00~15:00	第3回業界システム化推進委員会	1. 委員長挨拶 2. 経済産業省RFID実証実験について ・現在までの進捗と今後の進め方について ・広報活動について 3. 流通BMS インボイス対応について ・現在までのインボイスについての報告 4. 次回のスケジュールについて	16名 ※リモート有

日付・場所	事業活動	活動・討論・検討内容	出席者
9月28日(火) メルパルク大阪 3階「ボヌール」 13:00～15:00	西日本ブロック第17回支部長会	挨拶 西本ブロック長、皆川委員長、池野会長、寺西名誉会長 議 事 1: 行政訪問の報告について 2: 薬事制度の動向からみたドラッグストアの成長戦略と当面の課題 3: JACDSの活動について(店舗での新型コロナ 感染拡大予防ガイドライン) 4: 防犯有事委員会から 「大量窃盗の発生状況とJACDS大量窃盗情報共有の参加のお願い」	19名 ※リモート有
9月29日(水) ウイंकあいち 13階「会議室1301」 14:00～15:30	中部ブロック第17回支部長会	挨拶 榊原ブロック長、皆川委員長、池野会長 議 事 1: 行政訪問の報告について 2: 薬事制度の動向からみたドラッグストアの成長戦略と当面の課題 3: JACDSの活動について(店舗での新型コロナ 感染拡大予防ガイドライン) 4: 防犯有事委員会から 「大量窃盗の発生状況とJACDS大量窃盗情報共有の参加のお願い」	15名 ※リモート有

会議議事録

2021年度第1回組織委員会 議事録

日時: 2021年7月16日(金) 13:30～15:00

場所: 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京事務所

出席者

委員長 皆川 友夫(株)アカカベ代表取締役会長
東日本ブロック長 関 伸治(株)セキ薬品代表取締役会長
中部ブロック長 榊原 栄一
(株)スギホールディングス代表取締役会長

事務総長 田中 浩幸

専務理事 中澤 一隆

リモート参加)

東日本副ブロック長 米城 清司(株)
ヨネキ十字堂代表取締役会長
西日本ブロック長 西本 誠(株)ニシチドラッグ
代表取締役社長
西日本副ブロック長 佐藤 文則(株)よどや代表取締役社長

欠席者

副ブロック長 絹巻 秀展株コクミン代表取締役社長
中部副ブロック長 長基健司(株)コメヤ薬局代表取締役社長
九州ブロック長 森 信(株)ドラッグストアモリ代表取締役会長
九州副ブロック長 田中 元伸(株)くすりのコーエイ
代表取締役社長

議事

1. 支部長の行政訪問について

- ①資料の揃う都合 8月2日以降に訪問開始、支部長会に合わせ 9月10日までに訪問する日程調整を支部長に依頼する。
- ②「出店企業一覧」に調剤店舗数を追加する
- ③「行政訪問報告書」に今回のテーマとして「薬機法改正について」を追加。「行政との協力事項」に各県の実施例を追加し、協力事項の提案と実施を強化する

2. 9月支部長会の開催について

- ①西日本ブロックの会場が変更になったので、参加者が間違えないよう案内の文字を強調、地図を添付するなど、しっかり案内する
- ②東日本もリモート併用とするが、関東甲信越の支部長にはなるべく来場するよう依頼する
- ③リモートでも中身の濃い会議にするため、事務局で事前に聞き取りや質問を受け付ける

3. 支部長人事について

- ①静岡県、福井県、奈良県、和歌山県で人事異動や社長の交代による変更があった
- ②鳥取県支部長については、2年間行政訪問も支部長会への参加もない状況なので、組織委員長と西日本ブロック長で相談の上、交代を促す

4. 会員拡大について

- ・異業種にも拡大を進めるか、小規模ドラッグを増やすための会費の検討等について意見交換が行われた。
- ・組織委員会だけでは決められない案件になるので、案を取りまとめたうえで今後業務執行理事会に提案する。
- ・今回の支部長会では拡大協力の件は提案しない

5. 委員長からの報告

①調剤推進委員会(榊原委員長)

- ・薬局管理者の選任ガイドラインを作成し 6月28日に会員に案内した

②法制委員会(関委員長)

- ・厚生労働省と意見交換を行い、登録販売者の管理者要件の「過去5年のうち2年」を「過去5年のうち1,920時間」へと緩和するよう要望し改正された。
- ・「管理者」の呼称について、「管理者要件を満たした人」と「店舗管理者」の区別が必要と思われる。次回の法制委員会で議論する予定

③登録販売者委員会(浦上委員長)

- ・登録販売者試験実施のお願いを都道府県薬務課に発送。必ず実施すること、「在住、在勤」だけでなくどこでも受験できるように要望した。
- ・「声かけ強化キャンペーン」の実施
- ・「医薬品販売業における店舗管理者の選任ガイドライン」を作成し「薬局管理者の選任ガイドライン」と一緒に6月28日会員に案内した。

以上

2021年度 第1回 学術・調査研究委員会 議事録

日時: 2021年7月27日(火) 13:00～14:30

場所: リモート開催

出席者:

委員長 櫻井 清(株式会社丸大サクラ牛薬局 代表取締役)

副委員長 杉浦 伸哉(株式会社スギ薬局 常務取締役)

委員 木根 崇臣(株式会社ツルハホールディングス
能力開発本部 本部長)

委員 平井 健吾(株式会社ココカラファイン 人事教育チーム
担当課長)

委員 本橋 勝(ウエルシアホールディングス株式会社
総務部 渉外担当部長)

オブザーバー 田中 浩幸(一社)日本チェーンドラッグストア協会
事務総長

事務局 山田、窪山

櫻井委員長からの挨拶と趣旨説明、杉浦副委員長からの挨拶、

委員の自己紹介、田中事務総長による補足説明の後、以下の内容に関して検討、意見交換を行った。

以上

1. 委員会活動スケジュールと開催概要について

・事務局より資料をもとに今後の委員会活動の進め方について説明を行った。

2. 活動テーマ 業界統一の受診勧奨ガイドラインの作成について

事務局より、これまでに2回開催された事前打合せでの確認事項について説明、および杉浦副委員長よりガイドラインのたたき台としての資料説明が行われた。その後、意見交換が行われ、以下の意見が出された。

- ・ツールとしてのガイドラインを提供できていない企業にとっては非常に有効なものになるのではないかと。
- ・ガイドラインの構成としては、対応方法を明示するフローチャートと情報収集、トリアージの際のチェックリストの両方が必要である。
- ・薬剤師と異なり、症候学を学んでいない登録販売者が使えるような分かりやすい物にすることが重要である。一方で登録販売者への自己啓発を促すことも必要である。
- ・受診勧奨を行うことに対するリスクを考慮し、ガイドラインの目的、意義を改めて明確にしてはどうかとの意見が出された。
- ・テーマの切り口として、風邪などの疾病症状を基準とするか、販売・購入を希望される医薬品からの判断とするか、検討が必要ではないか。
- ・風邪をテーマにしたガイドライン作成をきっかけとするため、今回参考とした文献をいくつか比較してアプローチの方針を決定する。
- ・ある程度の判断ができる「最低限必要なレベル」として、レッドフラッグとして定義されるCriticalな部分に絞り込んで作成していくことが良いのではないかと。
- ・2022年8月のドラッグストアショーでの発表を念頭に、次回以降どのようなスケジュールで作成していくかスケジュール感を明確にする必要がある。

3. 活動テーマ 学術大会の開催について

これまでに2回開催された事前打合せでの確認事項ならびにセルフメディケーションアワードの開催概要について説明を行った後、意見交換が行われ、以下の意見が出された。

- ・セルフメディケーションアワードへの応募者については企業、資格者等の偏りがあるという認識があるため、幅広く募集していただけるような方策を考えていく必要がある。
- ・会社として外部に出して構わない情報は非常に限定されてしまうのではないかと意見が出された。一方で共有できる情報もたくさんあるのではないかと意見も出された。
- ・協会の活動テーマ選定時には、生活者に対して対物から対人へといった新しい流れやドラッグストアの新しい機能を紹介する場として「学術大会」という言葉を使用していた。
- ・「学術大会」は一般的に学会内部向けに行われるものであり、業界内部で情報共有する学術大会と、対外的なアピールを行う拡大版セルフメディケーションアワードのような発表の場の両方を検討してはどうか。

4. その他

1) 次回開催について

・2021年度第2回開催は、事務局からの参考文献の資料を委員長、副委員長に提示したのち、メールベースで日程を調整して決定する。

2) テーマの優先度について

・受診勧奨ガイドライン作成を優先し、対外的な発表の検討は中長期的な検討事項とする。

2021年度 第2回街の健康ハブステーション推進委員会 議事録

日時:2021年7月29日(木) 10:00~12:00

場所:リモート

出席者:(順不同、敬称略)

委員長 塚本 厚志(株式会社ココカラファイン 代表取締役社長)

副委員長 櫻井 寛(ウエルシア薬局株式会社)

営業戦略本部 営業推進部

委員 武隈 健司(株式会社ココカラファイン 管理本部 総務部)

コーポレートリレーションチーム 品質管理担当 統括課長)

委員 中渡 幸司(株式会社トモズ 商品部シニアマネージャー)

兼営業企画部シニアマネージャー)

委員 菅原 正勝(株式会社スギ薬局 ウェルネス統括部)

統括部長)

委員 佐々木 誠(国分グループ本社株式会社)

ヘルスケア統括部 副部長)

委員 板本 敦志(大木ヘルスケアホールディングス株式会社)

取締役執行役員マーケティングプロダクト事業部長)

委員 館野 純一(株式会社マツモトキヨシホールディングス)

総務企画部長)

委員 網田 英俊(株式会社サンキュードラッグ 取締役)

コミュニティーケア事業部長 プライマリ・ケア認定薬剤師)

アドバイザー 田中事務総長

事務局 植栗、窪山

内容:塚本委員長の挨拶の後、以下の内容について検討、意見交換が行われた。

1. 食のマーケットシェア(特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品、いわゆる健康食品)について

食のマーケットシェアについて、インテージ提供のデータ、日本食糧新聞社の記事を用いて、事務局から説明を行った後、意見交換を行った。

- ・生活者へトクホと機能性表示食品の違いの提案などは重要になる。今後、宅配、ネット、通販が伸びていくのは間違いないので、リアル店舗及びドラッグストアの通販がいかに掘り込んでいけるかが、今後大事になる
- ・機能性表示食品のうち、セルフ販売に向いている商品、カウンセリングが必要な商品に大別できる。スーパーではセルフ販売の商品が大半で、ドラッグストアはカウンセリングが必要な商品を販売するためのスタッフ育成、専門家の育成がキーになるのではないかと
- ・薬機法の改正がネット販売にどのようなインパクトを与えるか注目が必要
- ・機能性表示食品でスーパーがシェアをとっている現状は、ドラッグストアはまだ成長の余地があるということ。ドラッグストアでの情報発信が必要ではないかと
- ・スーパーのシェアが高いのは、機能性表示食品の中でも大きなマーケットを占めるヨーグルトなどが購入されているからである。通販シェアが大きいのは定期購入や一部の特殊な商品が大きな売り上げを持っていると聞いている。ドラッグストアでは、安心・安全、店頭での情報提供等を行うことが重要である
- ・機能軸の商品はメーカーの期待値は高いが、スーパーは売りあげぐねおり、ドラッグストアのチャンスと言える。業界として食と健康の売り場づくりに取り組むと賛同するメーカーも多いのではないかと
- ・機能性表示食品市場をけん引しているのは飲料やヨーグルトなど、トクホでも売り上げが高いものである。食と健康の取り組み

を進める中、他業界で素材を研究しているメーカーからドラッグストアの店頭に出したいという相談を受けることがある。これらの意見を受け以下の対応について意見が出された。

- ・委員会企業が中心となって消費者に向けた具体的なキャンペーンを打つことにより、社員も勉強して「食と健康」販売マニュアルやスペシャリストの資格制度などに結びつく可能性もある。そこで、ドラッグストアで機能性表示食品を購入するほうが安心である、アフターフォローもできることなどを消費者に伝えるキャンペーンの開催を検討する。
- ・上記キャンペーン開催の一環として必ずどこでも置いてある商品を、こういう販売の仕方をして、こういう教育をしたら売り個数があがったみたいなどころを、委員会企業を中心に実験、もしくは JACDS 加盟企業で行い、ドラッグストアショーでの報告等で共有することを検討する。

2. トモズ鳩ヶ谷駅前店について

食と健康の売場づくりの研究のため、事務局がサミット、トモズ(鳩ヶ谷駅前店)の共有スペースである健康コミュニティー「けんコミ」を見学し、内容報告と意見交換を行った。

- ・けんコミは、商品販売につなげるのではなく、地域に密着したコミュニケーションの場を提供することが目的である
- ・測定シートに6日間分の記録ができるが、お客様の個人データを管理しているのか
- ・測定結果を貼るスペースが6カ所あるが、測定シートはお客様が自身で管理するもので、個人データを管理栄養士が保管しているのではない
- ・測定やコミュニケーションを来店目的とされている方、知人を連れてくる方など、地域コミュニティーが形成されていくのが見てとれる。無料測定後に商品を勧められることはなく、管理栄養士に相談ができる。コロナ禍で病院での相談が難しい中、自分の話を聞いてくれるというところに、お客様は魅力を感じていると思う
- ・弊社にもウエルカフェという食事や飲み物を楽しめるコミュニティースペースがある。自治体とのイベントや管理栄養士のイベント等を行っている。高齢社会においてドラッグストアは買い物の場としても重要だが、それ以外の来店目的づくりが重要になる
- ・ウォルグリーンが創業時にソーダを飲めるカウンターを設け、地域コミュニティーを提供していたことを思い出した。こうした管理栄養士の活躍に関する成功事例を委員会メンバーで共有できたらよいと思う。アウトカムを求めてはいけなと思うが、処方箋の枚数や何かの販売につながった等の影響について教えて欲しい
- ・売上に直接つながっているという印象はないが、他店と比べると、カウンセリングが必要な健康食品の売上比率が高い。また、処方待っている間に測定を行われる方も多い。劇的な変化はないが、少しずつ変わってきている
- ・がん患者を持つ家庭は食に関する悩みは非常に多い。口内炎ができて味覚が変化した時、そのために特別な食事をつくることは非常に負担が重い。がん患者がいても家族全員で楽しめる食とはなにか。治療と食の関連性も重要だ
- ・ドラッグストアショーで、専門誌の協力を得て食と健康に関するコンテストを行っている。そこではスーパーの取扱いが難しいような商品、カウンセリングが必要な商品が多くある。そうした商品をピックアップし、管理栄養士によるカウンセリングコンテスト企画するなど、有機的に商品からめた企画も考えられる
- ・けんコミの管理栄養士が鯖缶やオートミールを紹介した所、他の店舗よりも販売が増えた。お客様は購入に迷っても、管理栄養士との会話で悩み改善に前向きになる。メニュー提案も日々

の食生活を想定して作られているので、生活者に受け入れられていると感じる。目先のマネタイズを求めるのではなく、けんコミは中長期の取り組みと考えると欲しい

3. 「食と健康」販売マニュアル、「管理栄養士の役割」について(売り場の実証実験)

櫻井副委員長がファンリテーターとなり、「食と健康」販売マニュアル作成時の実証実験について、事務局から説明を行い、意見交換を行った。

(1)「実証実験」について

- ・1回目は健康リテラシーを上げるための売場づくりで、協会主導の販促物を使い、文字が多すぎてあか抜けのない売場となった。2回目は基本棚割りをつくり実験企業に落とし込み、企業と協会と商品構成と棚割りを再構築して実証実験を行った。2回の実験を通じて一定効果はあったが、食と健康の売場をつくるという考え方よりも食と健康のコミュニケーションの場をつくるという方向にシフトした方が、来店目的に繋がると感じる
- ・実際に新しい売場づくりで、食品を機能軸で売るという発想の反応はよいと感じた。食品と健康食品と一緒に展開するハードルの高さ、バイヤーが違う、オペレーション負担もあるので、トップダウンで展開した方が普及推進するのではないかと
- ・機能性表示食品は消費者に分かり辛い。ブランド別陳列の方がお客様には分かりやすいので、テーマ別売場で足が止まっていたけなかつたと感じる。お客様のヘルスリテラシーは様々なので、お客様に合わせた販売方法が必要。そのスタッフ育成が課題
- ・健康食品と医薬品の相互作用もあるので、データベースが必要である。ナチュラルメディスンデータベース(以下、NMCD)があったが、十分に活用できなかった。
- ・数百円のサプリメントに比べると、機能性表示食品は高額商品も多い。高額という相対的な感覚に、価値をプラスして安いと感じていただくのが大切。そのためにも効果実感がしやすい、もしくは数値として表しやすい顧客体験が必要だと実感している

(2)「食と健康」販売マニュアルへの意見について

- ・実証実験は、部位・症状別という陳列が大きなテーマだったが、自社の実験では、ブランド別の陳列が適しているという結果だったので、実験には参加しなかった。管理栄養士の活躍では、マツキヨラボを展開している。サプリメントバーという名称で管理栄養士がお客様をヒアリングして、その人に合わせたサプリを調査している。管理栄養士に活躍の場を与えてお客様とコミュニケーションを図る取り組みを進めている
- ・食と健康の販売マニュアルに関しては管理栄養士を管理している部を中心に確認しているが、活用には至っていない
- ・NMCDはデータベースとして非常に有用なので、社内 DI に1冊あって、問い合わせた時に適切な情報が得られる。マニュアルは厚労省、消費者庁には確認されているとのことだが、保健所から NG と言われたケースも聞くので、慎重な検討が必要
- ・NMCDをメーカーも活用しており認知度は高い。ただ、売場連動は難しく、パイプとして持っておけばよいのではないかと。トモズの店舗で新しい売場を開始した。例えばリラックスをテーマに、食品は GABA などリラックス成分、身体のリラックスでシャンプーなどをクロス展開している。
- ・当社も DI 室、お客様相談室などに NMCD を置き、問合せに対応できるようにしている。また、介護食をテーマにした実験ではお客様の反応が良く、食と健康でも介護食をテーマにできたらと思う
- ・リラックスで GABA と、ビューティーからシャンプーを持ってくるといのお話はいいと思いながら聞いていた。マニュアルに戻ると、

ボリュームがあるので、第1章を売場の基準書、手順書のような感じでカスタマイズしたものを作成してもよいのではないかと

・管理栄養士視点で考えると、薬局、医療機関との連携が課題。高齢者であれば嚥下障害や低栄養など。健康診断結果をもとにした栄養相談では、例えば中性脂肪であれば180になると高いになるため、医療機関に行ってもらうことになる。栄養相談の範囲は160~179の人になる。管理栄養士なので、食生活から入っていかないとモチベーションは上がらない。

これらの意見を受け以下の対応について意見が出された。

・2回の実験を経て、テーマを絞ってもう少し大きな規模でできないか。マーケットの大きさを考えると、食と健康に関することはドラッグストアがよい、と消費者から言ってもらえるような、横に広げられるようなある程度の規模の実験ができればいいのではないかと。消費者に響くものを設定して、メーカーの賛同を得て販促支援をもらいながら、実験を行い、消費者にPRしていくことを検討する。

4. その他

1) その他

(1)開催日等について

日時:9月15日(水)10:00

場所:リモート開催

以上

2021年度第1回JACDS勤務薬剤師委員会 議事録

日時:令和3年8月5日(木)10:30~12:30

リモート:ZOOM

参加者:関口委員長、皆川副委員長、ウエルシア本橋部長、ココカラファイン初鹿マネージャー、ツルハ野村本部長

委員長挨拶

議事

1. メンバーの紹介

・事務局よりメンバーについて紹介後、自己紹介いただいた

2. 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会について

・組織図を中心に事務局より説明をした

3. 勤務薬剤師委員会の活動について

・事務局より過去の活動と現在の活動、今後の活動予定について説明をした

4. 資質向上研修について

皆様から意見を伺い、フリーディスカッションを実施

○認定薬剤師研修について

・今まではシールを発行していたが、オンライン化される。プロバイダごとに抱え込みが行われるものと考えられる。

・JACDSはプロバイダでないで、まずはHP上にどんな研修を行なっているかお知らせすることから始めるべきではないか。一から作るのは大変。紹介するだけでいいのではないかと

→整理してご案内することは必要だが、認定薬剤師研修はJACDSで実施したい。

→実施するのであればドラッグストアショーでのやり方はわかりやすい。しかし薬剤師研修センターはシールを発行しなくなるので、別のプロバイダのほうが良いのではないかと。

→今すぐであればドラッグストアショーと同じやり方でオンライン実施できるのではないかと。

→日本薬業研修センターにコンテンツは作成してもらおう。内容は委員会で話し合う必要がある。

・いろんな団体の研修があるが、JACDS独自の研修が必要と考える。

→薬剤師の管理者要件についてはJACDSでは3年と自主基準

を出している。認定にかかわらず、ただ5年やればいいということではなく、3年でも資質向上研修は十分ではないかと。

・専門調剤薬局の方は健康サポート薬局研修の技能2のOTCの教育部分が弱いので、実施が必要なドラッグストアの健康サポート薬局は調剤専門薬局よりも幅広い取り組みが出来ており、薬剤師の間でそういった情報が共有出来たらいいと考えている。

・OTC薬剤師については認定などの基準の担保がない。年2回もしくは2年に1回の更新が必要なのか、最終的にはデータをとって、学会アピールが出来ればと考えている。薬局の管理者について、保健所に提出するとき研修の証明書やチェックリストが必要ではないかと。

○実務実習について

・ドラッグストアの薬剤師がワクチン接種済みかどうかで、実習の受入出来るか決まる。

・指導薬剤師の研修(ワークショップ)についてはコロナ禍で実施出来ていない。最低限の人数の研修だけやっている。コロナにより制限があり病院や薬局側も人が出せない。

・調整機構を通さずに実習を実施している大学も出てきている。調剤推進委員会にも千葉大学などからも話があった。基準をクリアしている薬局であれば受けてもいいとの話であった。

・各県で1回ずつ実施出来る状況で、日本薬剤師会の会員だけでいっぱいになる。

・実務実習の受け入れ基準は過去に調剤推進委員会で決めたことがあることを確認した。

○研修以外の薬剤師の資質向上について

・ワクチン接種について、独自に進めていく

・災害時での対応。薬剤師の被災地派遣など防犯有事委員会は物資協定やインフラ整備が中心

・3.11の時、当委員会前身の勤務薬剤師協会が中心に薬剤師の災害派遣をおこなった。そういった連絡網やリスト化を検討したかどうか。

→防犯有事委員会と連携しながら、薬剤師の災害派遣については検討してはどうか。

・お客様や患者様に目に見える活動が有効、ドラッグストア薬剤師が施設や学校で出張講義を実施する。イメージCMを流す。地域貢献活動をする。などが良いと考える。

・ツルハではNPO法人を通じて薬剤師を派遣している。薬の飲み方、歯磨きの仕方などの講義をおこなっている。

・コロナワクチン接種済みか表示出来ないか。

→強制出来ないで、公表も難しい。

5. 薬機法の改正について

・管理者要件はJACDSの基準にしたがっていく。

・広告違反の件が心配

→手書きポップは手作りが多い。ポップの具体的基準があると助かる。

・登録販売者の研修が義務になり、やっていなかった企業は対応が大変になる

・コンプライアンスの研修は各社でレベルがちがうので、統一はむずかしい。

6. 次回の開催について

第2回JACDS勤務薬剤師委員会

日時:令和3年10月7日(木)13:30~15:00

場所:JACDS東京本部(※リモート併用)

7. 皆川副委員長挨拶

以上

2021年度第4回 登録販売者委員会 議事録

日時: 2021年8月24日(火) 10:30~12:00

場所: リモート開催

出席者:

委員長 浦上 晃之 (株)ゴダイ代表取締役会長
副委員長 江黒 太郎 (株)クスリのマルエ 代表取締役社長
委員 本橋 勝 (株)ウエルシアホールディングス(株)
総務部 渉外担当部長
委員 長谷川 美鈴 (株)クスリのマルエ 経営企画部
地域連携室 室長
委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストアー
ウェルネス事業部 調剤運営部GM
委員 長澤 康之 (株)スギ薬局 教育課 課長
委員 岸邊 廣志 (株)龍生堂本店 経営企画室 室長
オブザーバー中澤 一隆 (社)日本チェーンドラッグストア協会
業務執行理事 専務理事
事務局 片桐 佐和子 西澤 大樹
議事
委員長 挨拶

1. 登録販売者集合研修(外部研修)の指針について

- (1) 集合研修の必要性について各社から意見をもらう
- ・体験型の研修は必要、実技を取り入れコミュニケーションのスキルを上げるような内容
 - ・遠隔地の対応は別途検討
- (2) 委員からの意見を中澤専務がまとめ、9月8日の法制委員会でも検討する

2. 薬機法改正について意見交換

- (1) 管理者要件について
- 10年分の勤怠の証明が無いので、各社どのように対応しているか聞きたい
- ・出勤簿は3年間の保存が労働基準法で義務付けられているが、それ以前の証明は「それに準ずるもの」になる
 - ・過去に給与明細で証明した
 - ・各自で管理表を付けている
- (2) 改正での問題点
- ・今のところ大きな問題はない

3. 「声かけ強化キャンペーン」実施報告

- (1) 実施した事例や感想
- ・日頃から声かけを実施するように指導しているので、特に変化はなかった
 - ・意識が上がったという意見とポスターが景色になっているという意見の二極化
 - ・レジの飛沫対策の亚克力板に店内用ポスターを掲示し一般従業員が声をかけお客様に驚かれた場合、指し示した
 - ・パート従業員が声掛けすることによりパート従業員、お客様ともに商品が医薬品であることに気づけた
 - ・パート従業員の声掛け指導に利用
 - ・濫用防止の声掛けに向け指示を出した
- (2) 次年度の取組みについて
- ・来年も継続して行う
 - ・時期は覆面調査や薬事監視を考慮し、7月~9月の実施

4. OTC医薬品普及啓発イベントの出展について

- ・事務局より説明
- ・「1分紹介」のたたき台を事務局で作成し、委員に送り修正後イベント事務局に提出する

5. その他

- ・「薬と健康の週間&登録販売者の日」を会員に事務連絡で告知

する。広告用データの配信とホームページへの掲載を近日中に実施する

・次回の開催日程

10月12日(火)10:30~

以上

2021年度 第2回 調剤推進委員会 議事録

日時 2021年9月2日(木) 13:30~15:30

場所 JACDS東京事務所(虎ノ門)5F会議室

出席者(● リモート)

委員長 榊原 栄一(株)スギ薬局 代表取締役会長
協会副会長(中部ブロック長)
委員 本橋 勝 (株)ウエルシアホールディングス(株) 総務部
渉外担当部長
委員 久保 聡 (株)スギ薬局 取締役 医療戦略部 部長
委員 多田 昌央 (株)トモズ 執行役員 薬剤部長
委員 山邊 正史 ● (株)コクミン 調剤本部 本部長
兼 調剤企画部 部長
委員 田中 賢一 (株)サッポロドラッグストアー
ウェルネス事業本部調剤運営部ゼネラルマネージャー
委員 杉本 幸枝 ● (株)キリン堂 未病医療サポート室 室長
委員 白井 学 (株)マツモトキヨシホールディングス
戦略事業推進本部 調剤事業部 薬事課 課長
委員 佐口 弥 ● 中部薬品(株)常務取締役
オブザーバー参加
関口 周吉 (株)龍生堂本店 代表取締役社長
勤務薬剤師委員会委員長

議事

1. 調剤業務に関する規制緩和の動向について

協会の考え方を調剤推進委員会で整理

- ① 処方箋枚数制限
- ② 業務委受託
- ③ オンライン服薬指導

【注釈】①②は、内閣府の規制改革推進会議が調剤業務の合理化を目的に厚労省に検討を求めているもの。厚労省では、「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」(榊原副会長が委員参加)で検討することを表明。③はコロナ対応のため時限的特例措置として現在許容されているが、総理から原則恒久化することを求められているもの。①②③とも日本薬剤師会は反対(別添参照)。

2. 今後の活動

- ① こども薬剤師体験コーナーの開催について
(8月19日(金)~20日(日)、ビックサイト)
- ② その他

3. 次回日程

以上

2021年度 第2回 学術・調査研究委員会 議事録

日時: 2021年9月7日(火) 14:00~15:20

場所: リモート開催

出席者:

委員長 櫻井 清 (株式会社丸大サクラ中薬局 代表取締役)
副委員長 杉浦 伸哉(株式会社スギ薬局 常務取締役)
委員 木根 崇臣(株式会社ツルハホールディングス
能力開発本部 本部長)
委員 平井 健吾(株式会社ココカラファイン 人事教育チーム

担当課長)

委員 本橋 勝(ウエルシアホールディングス株式会社
総務部 渉外担当部長)

委員 荒木 文明(株式会社マツモトキヨシホールディングス
管理本部 人事部 人材事業推進課 課長代理)

オブザーバー 田中 浩幸 (一社)日本チェーンドラッグストア協会
事務総長

事務局 山田、窪山

櫻井委員長からの挨拶、荒木委員の自己紹介の後、以下の内容
に関して検討、意見交換を行い、次のことが決定した。

1. 受診勧奨ガイドラインの内容及び作成スケジュールについて

- ・受診勧奨ガイドラインは、登録販売者が適切な対応をできることを目的とした、業界共通のガイドラインとすることを確認した
- ・ガイドラインは今回作成して完成ではなく、委員会活動として継続的に対象範囲の拡張や作成内容の改定などのブラッシュアップを行っていくものであることを確認した
- ・「総合診療医が教える よくある気になるその症状 レッドフラグサインを見逃すな！」を受診勧奨ガイドラインの参考資料として採用する
- ・参考書籍に記載されている内容をまとめる事が完成ではなく、ドラッグストアショーではその時点で出来ているものを発表することを確認した
- ・実際の書籍がないと受診ガイドライン作成のための検討ができないため、「総合診療医が教える よくある気になるその症状 レッドフラグサインを見逃すな！」を委員の人数分購入し送付する
- ・参考資料に載っていないレッドフラグをどこまで掲載するか、今後委員で検討する
- ・受診勧奨ガイドライン作成にあたっては、各社の考え方の統一化が必要であり、そのため、杉浦副委員長に留意事項や方向性を示したたたき台を作成していただき、事務局から委員に送付する
- ・その後、9月～11月の2カ月で各社にかぜの受診勧奨ガイドラインの意見を出していただき、次回の委員会でまとめてガイドラインの内容を固める
- ・たたき台には接客のノウハウ(症状の聞き出し方など、受診勧奨に到るまでの道のりを会話形式で)を入れていただくことも検討する
- ・次回委員会において、かぜの受診勧奨ガイドラインをさらに深掘りするか、他の症状に手を付けるか決定する

2. 参考資料の著者への対応について

- ・岸田先生に「著書をベースにJACDSの知見を盛り込んだガイドラインを作成したい、活用したい旨」を事務局から連絡し、その動向を委員長、副委員長と、結果を委員と共有してはどうかとの意見と、委員会内部で検討している段階では著者への確認はあえて行う必要はないのではないかという意見の双方がだされた。次回以降引き続き検討していく

3. その他

1) 次回開催について

- ・委員長、副委員長にご調整いただいたのち、メールベースで日程を調整して決定する。
- ・今回はリアル開催を前提にスケジュール調整していただく

2) セルフメディケーションアワードについて

- ・受診勧奨ガイドラインをテーマにすることについては、作品募集時期との兼ね合いから実効性が乏しいのではないかと意見が出された
- ・募集開始時期との兼ね合いもあり、今回はセルフメディケーシ

ンアワードについての議題があつてよいのではないか

以上

第3回次世代部会 議事録

日時:令和3年9月9日(木)14:00~14:50

リモート会議:ZOOM

参加者:松本部会長、関口副部会長、大賀様、櫻井様、関様、杉浦様、皆川様、江黒様、田中事務総長
欠席者:青木様、長基様、奥谷様、鶴羽様、尾池様、佐藤様、富山様

部会長挨拶

議事

1. 次世代店舗に関するテーマ設定について

トランス・コスモスより会社紹介ならびにドラッグストアを取り巻く環境について説明の後、委員から以下の意見をいただいた。

- ・JACDS全体として取り組むのであれば、中小企業でもできる内容で取り組んでいきたい。
- ・デジタル化の方向性はいいが、検討するとデジタル化出来ないことが浮き彫りになるので そういった部分もフォーカスしたほうがいい。
- ・DXははずせない部分であるが、その中身、方向性を共有したい。具体的な方向性を落とし込むためにツールを検討したほうがいい。
- ・ドラッグストアでは調剤やOTCを販売していく中でお客様や患者様とコミュニケーションをしながら販売している。それと生産性向上とはつながらないかもしれないが、薬剤師、登録販売者が安全に制度販売をしなければならない。例えば聞かなければいけないことを確実に出来なければならないが、それを業界のツールで出来るようにするなど考えられたらいいのではないかと。
- ・次世代部会の情報共有をして、アウトプットするという目的があるのか。
- ・次世代部会には2つのテーマがあり、一つは次世代型店舗の検討、もう一つは理事会などの上位部会に諮問をしていく。諮問する前提で話をしているわけではなく、フレキシブルな検討をしていく。
- ・DXについて、各社出来ていることと出来ていないことがあり、出来るようになっていったらいいと思うが、今日の説明ではぼんやりした内容であった。ここからどう落とし込んでいくかが大事。
- ・デジタルについて、何から取り組んでいけばいいかわからない。事例などから優先順位をつけ、各社にそれと伝えると取り組みやすいと思う。
- ・事例がたくさんあり、取り組まなくてはいけないということはわかったが、それで何を提案していいかは今のところ意見を持っていない。
- ・業態の垣根が薄まり、競合がはげしくなる。ネット販売のアマゾン、楽天やyahoo!はこう考えている。大手流通のイオンなど、スーパーやコンビニはこういうことを考えているなどがあり、それに対してドラッグストアはこういうことを対策として考えなければならない。ということクロージングアップしながら進めていかなければならない。
- ・省力化とお客様との接点のご提案だと思うが、省力化は遅くなると安くなると思うので、後者のお客様視点でDX、OMOやO2Oを考えたらいいのではないかと。海外の成功事例などもかんがえていったらいいのではないかと。例えばアマゾンGOは無人店舗ではなく、体験を売るようなことでやっている。中国の無人コンビニは人をかけないようなビジネスモデルである。日本のドラッグストアはコミュニケーションをして販売するお店なので、それを

発展させたデジタルでコミュニケーションなどは興味があるので、やってもらいたい。

2. 今後の進め方について

田中事務総長より、説明を聞いた委員からの意見を踏まえ以下の説明が行われた。

・テーマの案について皆様からご意見をいただきありがとうございます。皆様方と一緒に1年間かけてテーマを考えていきたい。ドラッグストアは店舗を構えていて、そこに専門家がいて、生活者とのコミュニケーションが強いと考えているが、そのコミュニケーションに十分な時間をかけて理論武装をし、それぞれがツールを一人一人もっていると、スキルが十分になくともツールの力を借りてコミュニケーションをしっかりと取ることができ、アドバイスが出来ること。そういったことがポイントではないかと私は考えていた。皆さんのご意見に合わせていただき、絞った形で検討できればと考えている。

松本部長からは以下の意見が出された。

・全体の話聞いて、かなりのボリュームがある。小さなボリュームのところから話し合いを進めていき、大きなボリュームの話に移行していくことで進めていければいいと考えている。

以上

第22回JAPANDラッグストアショー

第2回実行委員会議事録

日時: 令和3年9月9日(金) 14:30~17:30

場所: JACDS本部、委員はリモート参加

参加者: 大賀実行委員長、櫻井副実行委員長、佐久間委員、館野委員、佐藤委員、関医院松本顧問、関口顧問、杉浦顧問、皆川顧問、江黒顧問、田中特別顧問、根津特別顧問、松井サポート企業

欠席者: 村松委員、長基委員、青木委員、奥谷委員、尾池委員、富山顧問、

オブザーバー ゴダイ浦上社長

大賀実行委員長挨拶

1. 基本計画及びスケジュールについて

澤野様より説明いただき、補足として、JACDS事務局よりforビジネスと出展料について、決定経緯を含めた説明をした。

2. 第22回JAPANDラッグストアショーオンラインについて

黒田様より説明の後、実行委員から質問が出された

- ・交流については出来ないのか。
→ 昨年の交流エリアではなく、シルバーゴールドプランになるが、テキストチャットを使って話しかけることができるようにした。
- ・交流申込について、出展社に絞ることは出来ないか。
→ どのように実現できるか検討する。

3. プロモートについて

澤野様より説明いただき、以下の意見が出された

- ・今回、最重点についても担当をつける
- ・1企業に2名担当をつける
- ・推進事務局からはすべて連絡をしていく

○出展促進について

・特別企画: 食と健康ゾーン、SDGsゾーンについて説明した

5. テーマについて

大賀実行委員長より説明いただいた。

・リスタートやニューノーマルなども考えた。当初よりセルフメディケーションが入っているので、それに持続可能という言葉があっているのかと考え、3案を作った。サブテーマの有り無し、アレンジの仕方がちがう。

櫻井副委員長に補足とご意見をいただいた。

・セルフメディケーションは今まで入っていたフレーズ、SDGsとセルフメディケーションは直接つながらないので、2か3でいいのではないかと。

→ SDGsは持続性可能という言葉が入っていればわかるのではない。持続可能という言葉は一般にはあまり響かないが、ビジネス関係者にはとても重い言葉、ドラッグストアショーが持続可能なことについて、何を狙っているのか聞かれる。

→ SDGsは一般の方にはわからない。解説をいれないとむずかしいのではないかと。わかりやすい表現で訴求する必要がある。

→ SDGs委員会が取り組んでいるサーキュラー・エコミー・プロジェクトのテーマにも“地球とともに健康に”を前につけている。これはビジネスだけでなく、一般の方にもわかりやすくしようという観点が入っている。

→ テーマに解説を入れると長くなるので、テーマを決めて、内容が難しい部分は別に解説を入れるほうがいいのではないかと。また、展示会で廃棄物が多い、こういったことも今回考えたらどうか。

→ 電気については自然エネルギーを使ったという証明書を発行することは可能。主催者工事部分はリサイクルできるシステムパネルを使用している。またSDGsについては特別コーナーで啓発することは可能。出展社については難しいが、啓発していく。

○結論

ご意見をもとに実行委員長が決定。決定内容はグループラインで流す。また、SDGsなど一般の方に難しい用語はHPなどに解説をいれる。

6. ビジュアルデザイン(案)について

事務局より3案提案させていただき、C案が採用となった。

7. 出展案内デザイン(案)について

澤野様より説明

8. 次回の開催について

第3回

日時: 令和3年12月7日(火) 15:00~17:00

第4回以降はグループラインで調整をする。

以上

2021年度 第4回SDGs推進委員会 議事録

日時: 2021年9月14日(火) 10:00~12:00

場所: JACDS 東京事務所(リモート)

出席者(会場)

委員長 徳廣英之(株)トモズ 代表取締役社長)

委員 倉持 宗一 (ウエルシアホールディングス株)

会長付 社会環境推進担当部長)

委員 関 光彦(株)PALTAC 常務執行役員 店舗支援本部長)

委員 佐々木 誠(国分グループ本社株) ヘルスケア統括部

副部長)

事務局 田中事務総長 山田チーフ、西澤

出席者(リモート)

委員 館野純一(株)マツモトキヨシホールディングス管理本部

総務企画部 部長)

委員 武隈健司(株)ココカラファイン 管理本部

コーポレートリレーションチーム 品質管理担当 統括課長)

委員 瀧 勉(株)インスタマーケティング 代表取締役社長)

内容: 徳廣委員長、倉持委員の挨拶の後、以下の内容について検討、意見交換が行われた。

1. 経産省プラ新法説明、意見交換

・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」について

経産省よりご説明いただいた後、意見交換が行われた。委員からの質問に対する経産省からの回答は以下の通りであった。

- ・企業に対して目標値の設定や進捗の報告などの義務などはない、自主的な取り組みとして可能な限り環境報告書、統合報告書などで情報の開示をしていただきたい。
- ・ワンウェイプラスチック(12品目)の有償化について、現在は産業への影響が大きいと判断し、見送っている。
- ・経産省として法律運用の中で調査を行う予定、調査結果が出たら共有していく。
- ・地域をまたぐ回収について、回収プロジェクトの計画書を提出し、認可を得れば地域行政の業許可は不要となる。
- ・環境配慮設計について、製品分野ごとに基準をつくっていく予定である。
- ・先んじて行っている自主回収への表彰については、すでに実施している表彰などを流用し、省の予算内で行う可能性はある。
- ・ワンウェイプラスチック(12品目)法施行の判断基準については扱う業者に指導、助言はすべからず対象となる。法の勧告、公表、命令という重い措置については多量提供事業者(年間5万トン以上の使用)が該当する。

2. CEP(サーキュラー・エコノミー・プロジェクト)状況報告、

意見交換について

- ・事務局より CEP の状況報告の後、意見交換が行われた。前回の報告時点と状況が変更になった点を踏まえ、再度、以下の点について委員会としての承諾を得た。
- ・CEP 推進協議会(以下、協議会)を組織してプラ容器の回収プラットフォーム構築に向けた検討を行う。
- ・協議会参加以外の参加表明企業をサブメンバーとして協議会の情報を共有する。
- ・設置の意向を確認した企業の店舗については、協議会による検討の上での回収BOXの設置となることを報告する。
- ・小売業の負担については事業として継続できるように協議会で負担方法について議論を行っていく。金銭的な負担ではなく、回収の際の作業負担を想定している。
- ・経産省の見解も踏まえ、プロジェクトを進めていく上で発生した問題に柔軟に対応するために目標値はあえて設定しない。
- ・SDGs 推進委員の全員が必ず協議会へ参加することは難しいため、情報は議事録などで共有する。
- ・消費者に対するインセンティブとしてのポイントについては必要なのではないか、消費者の行動に対する満足感で収集することは可能ではないかとの意見が出された。

3. 報告事項

1) 3R キャンペーンプレスリリースについて

- ・灌委員より3Rキャンペーンのプレスリリースについて報告いただいた。
- ・昨年同様、協会は環境省との同時リリースを発出し、さらに会員企業の参加各社に対して同時リリースの協力をお願いが行うこととする。

2) 卸連による返品率1～6月の結果報告

- ・関委員より卸連による返品報告をいただいた。
- ・返品削減の取り組みを継続している企業は返品率が少しずつ減っている。取り組みが進んでいない企業は少しずつ増加している傾向がみられると報告いただいた。

3) 食品ロス削減啓発キャンペーン

- ・事務局より【JACDS 事務連絡No.21073】JACDS 食品ロス削減啓発キャンペーンの実施について事務連絡を発出したことを報告した。

4) 委員会としての食品ロス削減の取り組みの検討

- ・事務局より流通経済研究所との面談結果について、製配販が連携した形での食品ロス削減の取り組みは来年度の具体的なテーマとして検討できるように面談等を継続していくことを報告した。

●次回開催

2021年度 第5回開催

・日時:2021年10月26日(火)10:00～12:00

・場所:JACDS東京事務所(リモート)

2021年度 第6回開催

・日時:2021年12月2日(木)14:00～16:00

・場所:JACDS東京事務所(リモート)

以上

2021年度 登録販売者試験情報

一般社団法人 日本薬業研修センター調べ(2021年10月15日)

都道府県	試験日	合格発表日	合格者数	受験者数	合格率	
北海道	8月25日(水)	9月28日(火)	948名	2,236名	42.4%	
青森県	8月25日(水)	9月28日(火)	318名	808名	39.4%	
岩手県	8月25日(水)	9月28日(火)	394名	954名	41.3%	
宮城県	8月25日(水)	9月28日(火)	759名	1,749名	43.4%	
秋田県	8月25日(水)	9月28日(火)	183名	560名	32.7%	
山形県	8月25日(水)	9月28日(火)	205名	533名	38.5%	
福島県	8月25日(水)	9月28日(火)	330名	932名	35.4%	
茨城県	9月9日(木)	10月15日(金)	642名	1,344名	47.8%	
栃木県	9月9日(木)	10月15日(金)	420名	981名	42.8%	
群馬県	9月9日(木)	10月15日(金)	715名	1,405名	50.9%	
埼玉県	9月23日(木)	10月29日(金)				
千葉県	9月23日(木)	10月29日(金)				
東京都	9月23日(木)	10月29日(金)				
神奈川県	9月23日(木)	10月29日(金)				
新潟県	9月9日(木)	10月15日(金)	442名	956名	46.2%	
富山県	9月1日(水)	10月15日(金)	383名	718名	53.3%	
石川県	9月1日(水)	10月15日(金)	481名	926名	51.9%	
福井県	8月29日(日)	10月1日(金)	282名	578名	48.8%	
山梨県	9月9日(木)	10月15日(金)	154名	346名	44.5%	
長野県	9月9日(木)	10月15日(金)	632名	1,372名	46.1%	
岐阜県	9月1日(水)	10月15日(金)	682名	1,287名	53.0%	
静岡県	9月1日(水)	10月15日(金)	916名	1,607名	57.0%	
愛知県	9月1日(水)	10月15日(金)	2,078名	3,519名	59.1%	
三重県	12月(緊急事態宣言発令により延期、今回の延期に伴う、新規の受験申請受付は行いません。)					
関 連 西 合 広 域	滋賀県	8月29日(日)	10月1日(金)	5,295名	9,402名	56.3%
	京都府	8月29日(日)	10月1日(金)			
	大阪府	8月29日(日)	10月1日(金)			
	兵庫県	8月29日(日)	10月1日(金)			
	和歌山県	8月29日(日)	10月1日(金)			
	徳島県	8月29日(日)	10月1日(金)			
奈良県	9月26日(日)	11月22日(月)				
鳥取県	11月9日(火)	12月17日(金)				
島根県	11月9日(火)	12月17日(金)				
岡山県	11月9日(火)	12月17日(金)				
広島県	11月9日(火)	12月17日(金)				
山口県	11月9日(火)	12月17日(金)				
香川県	11月9日(火)	12月17日(金)				
愛媛県	11月9日(火)	12月17日(金)				
高知県	11月9日(火)	12月17日(金)				
福岡県	12月12日(日)	1月19日(水)				
佐賀県	12月12日(日)	1月19日(水)				
長崎県	12月12日(日)	1月19日(水)				
熊本県	12月12日(日)	1月19日(水)				
大分県	12月12日(日)	1月19日(水)				
宮崎県	12月12日(日)	1月19日(水)				
鹿児島県	12月12日(日)	1月19日(水)				
沖縄県	12月12日(日)	1月19日(水)				
			16,259名	32,213名	50.5%	

※詳細は各都道府県に確認願います。

協会からのお知らせ

次ページ以降に各項目の詳細資料を収載しています。

■ JACDS主催セミナー ドラッグストア業界研究レポート報告会のご案内

毎年、春と秋に開催しておりますドラッグストア研究レポート報告会は、会場も新たにオンライン配信とのハイブリッドで開催いたします。今回、オンラインによる参加もできますので、移動などによる感染リスクが少なくなり、遠方の方でもご視聴いただけます。【資料:後頁2ページ分】

■ 第 22 回JAPANドラッグストアショー 開催のお知らせ

来年 8 月の開催が決まりました。会場は東京ビッグサイトですが、リアルとオンラインのハイブリッド開催となります。【資料:後頁1ページ分】

■ 「健康サポート薬局研修」のご案内

日本チェーンドラッグストア協会と日本薬業研修センターが協力して実施する厚生労働省の「健康サポート薬局研修」についてご案内いたします。【資料:後頁3ページ分】

■ 「健康相談対応術」研修のご案内

日本薬業研修センターでは、20～40 分ほどに集約した映像にて学習を行う「健康相談対応術研修」を実施しております。店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容です。【資料:後頁3ページ分】

■ 「薬剤師賠償責任保険」のご案内

薬局(店舗販売業)契約、勤務薬剤師(登録販売者)契約ともに毎月、中途加入が可能です。別紙詳細を参照のうえ、ぜひご加入ください。【資料:後頁3ページ分】

■ 「そらぶちキッズキャンプを創る会」支援について

JACDSではそらぶちキッズキャンプ募金を支援しています。ご協力をお願いします。

【資料 後頁1ページ分】

2021年後期 《リアル、オンライン同時開催》 ドラッグストア業界研究レポート報告会

主催 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
日時 2021年11月12日(金)13:00~15:30
会場 都市センターホテル 3階 コスモスホール (会場参加:上限200名)
(オンライン参加:上限100名)

紅葉の候、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

行動変容を余儀なくされる今、セルフメディケーションの重要性が高まり、皆様から必要とされ、ドラッグストア業界は成長を続けております。

毎年、春と秋に開催しておりますドラッグストア研究レポート報告会は、会場も新たにオンライン配信とのハイブリッドで開催いたします。

今回、オンラインによる参加もできますので、移動などによる感染リスクが少なくなり、遠方の方でもご視聴いただけます。

内容もレポートを元に、より最新情報を加えお届けいたします。当協会が対応している課題、活動、新マーケット創造、現在のドラッグストア業界を取り巻く動向についてご報告いたします。

現在のドラッグストア業界を取り巻く環境の整理と、今後の事業展開に役立つ最新情報が盛り込まれた報告会です。ぜひご参加いただきますよう、お願い申し上げます。

2021年10月吉日

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会
会長 池野隆光



●リアル会場にご参加の皆様へのおねがい

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためホテル玄関口に設置している体温センサー、手指消毒を必ずご使用ください。37.5℃以上の熱のある方や具合の悪い方のご来場はお断りする場合がございます。会場入場後に座席表の記入のご協力をお願いします。また、座席の移動はお控えください。換気対策は行っておりますが、飛沫対策といたしましてマスクの着用をお願いいたします。

会場:都市センターホテル
3階 コスモスホール
住所:東京都千代田区平河町 2-4-1
TEL: 03-3265-8211

- 東京メトロ 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」駅
4番・5番出口より徒歩約4分、9b番出口より徒歩約3分

《会場を変更しました。ご注意ください。》

- 東京メトロ 有楽町線「麹町」駅
半蔵門方面1番出口より徒歩約4分
- 東京メトロ 丸ノ内線・銀座線「赤坂見附」駅
D出口より徒歩約8分
- JR 中央線「四ツ谷」駅
麹町口より徒歩約14分

薬事行政の動向からみる ドラッグストアの成長戦略と課題

ー調剤への進出拡大と薬局制度の改革、登録販売者制度の充実、デジタル化と規制改革、セルフメディケーションとOTCの市場拡大 など
——「知彼知己、百戦不殆」



専務理事 中澤 一隆

ドラッグストア経営に影響を 与える制度改革の動向

ーデジタル化に伴う
健康関連制度改革の行方と
市場展望



ドラッグストア業界研究チーム
主任研究員 横田 敏

ドラッグストア関連市場の動向

ーデータで分析する H&BC・OTC 薬、
その他関連市場



株式会社インテージヘルスケア
マーケティング・インサイト事業部
患者インサイト室 室長
古林 紀彦 氏

新トピックス 委員会活動報告 (SDGs推進委員会)



SDGs 推進委員長
徳廣 英之
(株式会社トモズ 代表取締役社長)

JACDS の取組と ドラッグストア業界の展望

ーインフラとしての企業姿勢
(ガバナンス、環境対応)



事務総長 田中 浩幸

《リアル会場ご参加》

- 日時:2021年11月12日(金) 13:00~15:30
- 会場:都市センターホテル 3階 コスモスホール
- 会費:15,000円(お1人様) ※上限200名
- ※当日、講演で使用するデータをお送りします。

《オンライン配信ご参加》

- 日時:2021年11月12日(金) 13:00~15:30
- 参加方法:Zoomによるライブ配信
- 会費:15,000円(お1人様) ※上限100名
- ※当日、講演で使用するデータをお送りします。
- ※後日、ドラッグストア業界研究レポート冊子をお送りします。

●お申込み

ご参加のお申込みは下記のフォームより受付しております。

<https://jacds.gr.jp/FS-APL/FS-Form/form.cgi?Code=seminar-2021-02>

●お問合せ先

一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会【サポートセンター】

TEL:045-474-1311 e-mail:sec@jacds.gr.jp

●締切

2021年11月4日(木)

●お振込先

三井住友銀行 新横浜支店(普通)0845610 又は、

みずほ銀行 新横浜支店(普通)3030134

口座名義:一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

お申込フォーム



※今回は特別講演、お食事のご用意はございません。

RESTART

ここからはじめよう



2022

JAPAN

DRUGSTORE SHOW

第22回JAPANドラッグストアショー

ドラッグストアが目指す、持続可能な地域と街づくり ～一人ひとりのセルフメディケーションから～

会場 東京ビッグサイト(東3・4・5・6ホール)

主催 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会

会期 2022 8/19(金) 20(土) 21(日) 10:00-17:00
8/19・20・21 商談日
8/20・21 一般公開日

協賛 オールジャパンドラッグ株式会社 / 株式会社ニッド・日本ドラッグチェーン会

出展業種 ●ヘルスケア ●ビューティケア ●SDGs ●食と健康
●フーズ&ドリンク ●ライフケア ●ホームケア
●ペットケア ●エンジョイライフ
●ストア&ファーマシーソリューション ●その他

JAPANドラッグストアショー for ビジネス — 8/19・20

JAPANドラッグストアショー オンライン — 8/12-28

<https://drugstoreshow.jp>

JACDS
一般社団法人
日本チェーンドラッグストア協会

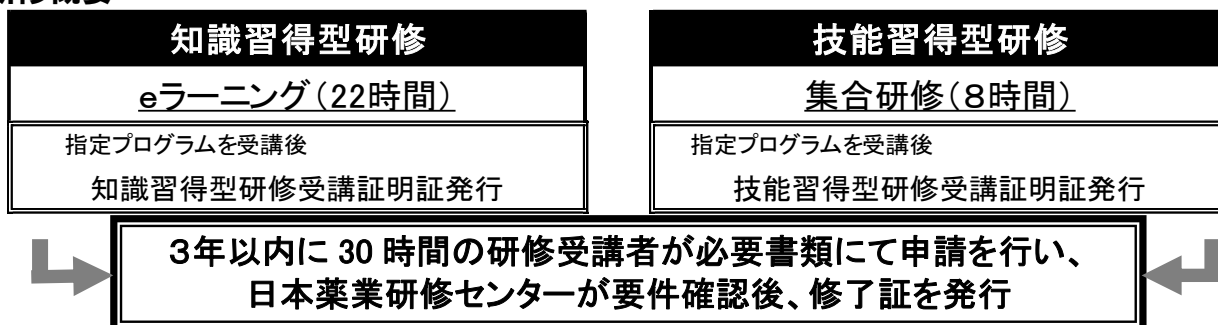
～厚生労働省基準に適合し、実践に活用できる～
「健康サポート薬局研修」ご案内

日本チェーンドラッグストア協会では日本薬業研修センターと協力し、2017年3月から健康サポート薬局研修を実施しています。各地で実施された集合研修では、地域の薬務課の方による講義を実施する等(一部会場にて)、行政とも連携した健康サポート薬局研修を実施しています。

2021年度につきましては、厚労省事務連絡(令和2年9月1日)「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた健康サポート薬局に係る研修実施要綱の実施方法について」を遵守した上で、オンライン(Zoom)にて研修を実施しております。

■研修概要

●先に発行された証明証の日付から3年が有効期限となります。



■研修内容と実施形式、学習方法

1) 知識習得型研修：eラーニングで実施します。

研修内容	時間数	実施形式と学習方法
知識習得型研修		eラーニング
①講座：地域住民の健康維持・増進	2時間	[学習の流れ] ①講座から順番にテキストを学習する。(PDFのテキスト) ↓ 各講座ごとにテキスト学習終了後、確認試験実施。 70%以上の合格ラインを目指す。* ↓ 合格したら、次の講座に進む。 ↓ ※順番通りの学習となり、確認試験を実施していないと次に進めない仕組みとなっている。 確認試験は、13回(各講座1回) *第1講座のみ、食事バランスシートの作成・提出有
②講座：要指導医薬品等概説-1	8時間	
③講座：要指導医薬品等概説-2		
④講座：要指導医薬品等概説-3		
⑤講座：健康食品、食品	2時間	
⑥講座：禁煙支援	2時間	
⑦講座：認知症対策	1時間	
⑧講座：感染対策	2時間	
⑨講座：衛生用品、介護用品等	1時間	
⑩講座：薬物乱用防止	1時間	
⑪講座：公衆衛生	1時間	
⑫講座：地域包括ケアシステムにおける先進的な取組事例	1時間	
⑬講座：コミュニケーション力の向上	1時間	



eラーニングは、学習サイト「セルメプラザ」にログインして学習します。

2) 技能習得型研修

内容により3つの区分に分け、実施します。1日8時間のスケジュールを組み、3区分の研修を行いますので、1つだけでも複数でも受講できます。

研修内容		時間数	実施形式と学習方法
技能習得型研修			講義と演習(グループ討議形式)
I 研修:	健康サポート薬局の基本理念	1時間	ビデオ、グループ討議、総評
II 研修:	薬局利用者の状態把握と対応	4時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評
III 研修:	地域包括ケアシステムにおける多職種連携と薬剤師の対応	3時間	ビデオ、グループ討議、全体発表、総評

※知識習得型研修と技能習得型研修は、どちらを先に受講してもかまいません。

ただし、最初に受講した研修から3年以内にすべての30時間の研修の受講を終了して下さい。

■研修形式と受講料、入金時期

1) 研修形式

本研修の研修形式は次の2通りです。

A研修	研修センターまたは、受講者が所属する企業・団体以外が日程・会場を設定し開催する研修
B研修	受講者が所属する企業・団体が日程・会場を設定し開催する研修※

※B研修は、団体、企業の状況、希望にあわせて、企業・団体に所属する薬剤師が受講しやすくすることを目的としています。B研修の会場費、講師料等は当該企業・団体に負担いただきます。受講者が所属する企業・団体が実施する研修に企業・団体がとりまとめて、申込をした場合は以下の各項目のB研修の受講料が適用されます。

2) 受講料と入金時期

(税込)

受講料と入金時期		協力団体会員価格 (申込:企業・団体一括、個人)			一般価格 (申込:企業・団体一括、個人)		
		A研修	B研修	入金時期	A研修	B研修	入金時期
★技能習得型	I・III	2,250円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金	3,750円	1,500円	A、Bともに、企業・団体は後日入金、個人は事前入金
	II	2,250円	1,500円		3,750円	1,500円	
知識習得型		1,500円	1,000円	事前入金	2,500円	1,000円	事前入金
計		6,000円	4,000円		10,000円	4,000円	

※JACDS会員企業に勤務の方、日本薬局協会の、日本女性薬局経営者の会に所属の方は、協団体会員価格で受講いただけます。

★技能習得型研修受講料 I・IIIは、2講座あわせた金額です。どちらかのみ受講の場合でも指定の金額が必要です。

- ① **B研修を実施の企業・団体に所属している場合でも他企業・他団体が実施するB研修を受講する場合は、A研修の料金が適用されます。**
- ② 受講料の中に、修了証交付費用(各自がネットからダウンロード)が含まれています。別途、紙媒体の修了証の作成を希望の場合は、1枚 500円 で作成し、郵送します。
- ③ 入金確認後、会員番号とパスワードをご連絡します。
知識習得型研修の受講は、知識習得型研修の受講料が入金された翌月から受講できます。
技能習得型研修は、受講人数が30名以上参加いただける見込みがある会場から随時開催します。
B研修につきましては、人数に制限はありません(30名未満でも可)。

【振込先】 みずほ銀行 虎ノ門支店 普)2966970 一般社団法人 日本薬業研修センター
シャ)ニホンヤクギョウケンシュウセンター

■技能習得型研修開催予定

お申込みの詳細は、下記 URL をご覧ください。

●<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>

〔2021年技能習得型研修開催予定日程・地区〕

2021年の研修は、厚労省「感染拡大に際しての時限的・特例的な取り扱いに関する留意事項等」を遵守しての、オンライン開催になります。

No.	開催日	地区	会場	研修時間	申込
1	9月5日(日)	東京都 ※1	オンライン開催	10時～19時(予定)	定員締切
2	9月12日(日)	東京都 ※1	オンライン開催	10時～19時(予定)	受付中

●企業様として、まとまった人数でのご参加、開催のご要望等ございましたら、ご連絡下さい。

※1 東京都以外の方も申込可能です。

【オンライン開催実施方法と留意事項】

- Zoom を使用してのグループディスカッション及び、討議結果の発表があります。
- 参加は、一人1台の端末(カメラ、マイク必須)で参加下さい。スマホでの参加は基本的に不可です。
- 接続トラブルにより、一定時間オンラインから離脱してしまうと、受講が認められなくなる場合がありますので、安定した通信環境をご準備下さい。



オンラインにて、グループ討議及び、講師とのディスカッションをリアルタイムで行います。

■申込・受講の流れ

〔技能習得型研修〕

募集・申込

- ・研修センターHPで技能習得型研修の開催日程をご案内しますので、日程をお選びください。
- ・希望地区の開催が決まっている場合は、日程と地区を選び、お申込み下さい。
- ・開催が決まっていない場合は、希望の地区を記載の上、お申込み下さい。日程が決まり次第、ご連絡します。

受講開始

- ・技能習得型研修の開催が決まったら案内を送付します(案内は、すべてメールで送信します)。

研修の開催状況は研修センターのホームページ(<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/>)でご案内します。

HPに掲載している申込書などからお申込み下さい。企業で申込の場合は、企業で取りまとめてお申込み下さい。

技能習得型研修の開催地区が決まったら、事務局から連絡させていただきます。

※研修受講前に、できるだけ地域包括支援センターを訪ね、配布資料や実際の活動についての調査を行って下さい。

〔知識習得型研修〕

受講申込・受講開始

- ・知識習得型研修は、技能習得型研修とは別にお申込みができます。
- ・申込書と入金確認後、受講用のIDとパスワードを送ります。

知識習得型研修は、研修用のホームページ(セルメ・プラザ)でeラーニングの受講を行います。

申し込み・
問合せ先

一般社団法人 日本薬業研修センター <http://www.yakken-ctr.jp>
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4F

TEL:045-478-5453 FAX:045-478-5461 E-mail: support@yakken-ctr.jp
<http://www.yakken-ctr.jp/kensup/> (健康サポート薬局研修サイト)

ドクター監修「健康相談対応術」研修受講者募集中

新テーマ
追加!

～健康相談の情報提供にお役立てください～

日本人に最も多い症状で、ドラッグストアでも多くの人から相談がされる悩みが、「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」です。また、高齢化に伴って増えている「骨粗鬆症」や「ロコモフレイル」についての対策や予防に関する情報提供が求められています。

日本薬業研修センターでは、整形外科医の先生が、長年の臨床経験で培った「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」、「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」の対策ノウハウをそれぞれ 20～40 分ほどに集約した映像にて学習を行う、「健康相談対応術研修」を実施しております。

店頭での健康相談への接客時にご活用いただける内容となっておりますので、ぜひ多くの方の申込みをお待ちしております。

■学習テーマ：

第1弾：「肩こり」、「腰痛」、「膝痛」

第2弾：「骨粗鬆症」、「ロコモフレイル」

※受講したいテーマを選んで学習してください。

■研修内容

- ・映像と音声により分かりやすく解説されています。
- ・文章や図では分かりにくい運動の仕方などが映像でより深く理解できます。
- ・本内容を学習して肩こり、腰痛、膝痛、骨粗鬆症、ロコモフレイルなどの予防教室に最適な教材です。
- ・テーマごとに専門医がみた「病院に行った方がいいシグナル」を紹介しています。
- ・適切な受診勧奨が、適切な健康アドバイスに繋がります。

■研修形態：オンライン動画研修(eラーニング研修) + 確認試験実施

eラーニングによる確認試験に合格(全問正解)された方には、日本薬業研修センターが『「運動と健康」シリーズ 健康相談〇〇対応術』の修了証を発行します。(受講者専用ページからダウンロード、プリントアウト)

■受講料

第1弾	1テーマでのお申込み	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)
	2テーマまとめてお申込み	※会員:3,000円(税込)	非会員:7,000円(税込)
	3テーマまとめてお申込み	※会員:4,000円(税込)	非会員:9,000円(税込)
第2弾	1テーマごと	※会員:2,000円(税込)	非会員:4,500円(税込)

注)まとめてお申込みの割引価格は、第1弾の「肩こり」「腰痛」「膝痛」編のみです。

※日本チェーンドラッグストア協会会員企業に勤務の方は、会員価格での受講ができます。

■募集・受講期間

募集は随時行っております。受講開始は毎月1日と16日スタートの2回となり、1テーマ最長6カ月以内での受講期間となります。

■申込方法等

申込用紙を「セルメ・プラザ」ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールに添付してお送り下さい。申込用紙は、企業向け、個人向けをご用意しています。

申込案内：https://www.selme.jp/KST_moushikomi.jsp

※その他詳細につきましてはHPにてご確認ください。

■第1弾テーマ 『肩こり』・『腰痛』・『膝痛』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
1. 肩こり対策ノウハウ 時間:16分55秒	<ul style="list-style-type: none"> ・正しく肩こりを理解し効果ある対策を行えば肩こりは良くなります。 ・肩こりの原因を理解しましょう。 ・肩こり症状を起こす疾患はたくさんあります。 ・肩こりと首の神経痛の関係。 ・肩こりには、肩こりと肩はりがあり女性の多くは肩はり型です。 ・肩はり型の肩こりの原因。 ・肩こり型か 肩はり型かの鑑別方法。 ・肩こり・肩はり対策。 ・肩こり・肩はりに有効な運動・体の動き。 ・いい枕って(枕があつてないと肩こりはなおりません) ・病院に行った方がいい「肩こり」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
2. 腰痛対策ノウハウ 時間:19分16秒	<ul style="list-style-type: none"> ・腰痛にはいろいろな原因がありそれが分かると良くなっていきます。 ・多くの方の腰痛の原因は日々の生活に問題がある非特異的腰痛です。 ・どこが悪くなるか？(非特異的腰痛の部位について) ・各部位の腰痛の痛みの原因・特徴。 ・対策。 <ul style="list-style-type: none"> ①こわばった仙腸関節・椎間関節に有効な運動。 ②背中が曲がって体幹がこわばった腰痛に有効な体操。 ③体幹・下肢を鍛える運動。 ④上手にスクワットができるようになると、腰痛が良くなります。 ⑤腰に負担の少ない日常生活動作の方法。 ・病院に行った方がいい「腰痛」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
3. 膝痛対策ノウハウ 時間:20分40秒	<ul style="list-style-type: none"> ・シニアの方の膝関節痛の原因として多いのが、変形性膝関節症です。 ・変形性膝関節症の症状とは。 ・変形性膝関節症のレントゲンの特徴。 ・ひざ痛に効く漢方薬。 ・変形性膝関節症に効果のある運動・動作について。 <ul style="list-style-type: none"> ①膝に負担をかけない日常生活動作の方法。 ②膝を安定させる簡単筋カトレーニング。 <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ③膝のこわばりをとる可動域改善運動。 <ul style="list-style-type: none"> ▷膝裏内側のストレッチ ④膝の内側が痛い方に効果的なほぐし方。 ⑤簡単、脚のむくみ解消法。 ⑥簡単、O脚対策。 ・病院に行った方がいい「膝痛」のシグナル

■第2弾テーマ 『骨粗鬆症』・『ロコモフレイル』の内容

テーマ	eラーニング内容(映像)
4. 骨粗鬆症対策 ノウハウ 時間:38分47秒	<ul style="list-style-type: none"> ・更年期以降の女性に多い骨粗鬆症って？ ・骨粗鬆症の原因は骨形成と骨吸収のバランスの乱れです ・どんな時、骨粗鬆症と疑うのか？ ・骨粗鬆症のレントゲンの特徴 ・骨粗鬆症の症状とは？ ・寝たきりの原因となる代表的な骨折事例 ・骨粗鬆症に効く治療方法 ・骨粗鬆症の方におすすめの運動方法 ・骨粗鬆症予防に有効な4つのトレーニング <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・骨粗鬆症の薬物治療方法 ・家庭で行う転倒予防対策 ・病院に行った方がいい「骨粗鬆症」のシグナル

テーマ	eラーニング内容(映像)
5. ロコモ・フレイル 対策ノウハウ 時間:26分09秒	<ul style="list-style-type: none"> ・早めに対策すれば要介護状態にならず、年をとっても自立した生活を送ることができます ・ロコモフレイルって？ ・なぜ介護予防対策が必要なのか？ ・ロコモフレイルが増えている原因は高齢者の増加と生活様式の変化 ・色々な病気を抱えている人も適度な運動は有効な治療法 ・動きが悪い高齢者の体の特徴 ・安全かつ効果的な介護予防運動 <ul style="list-style-type: none"> ①柔軟体操 <ul style="list-style-type: none"> ▷バンザイ手伸ばし ▷座位体回旋 ▷座位背中反らし ②ロコトレ <ul style="list-style-type: none"> ▷スクワット ▷片脚立ち ▷ヒールレイズ(つまさき立ち) ▷フロントランジ ・ロコトレを積極的に行った方がいいシグナル ・ロコトレの目的

第3弾は『認知症』を予定しています。

研修の申込み・問合せ先 一般社団法人 日本薬業研修センター

〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第二ビル 4 階

TEL : 045-478-5453、Mail : kst@yakken-ctr.jp (事務局 : 篠原・諸石)

(一社)日本チェーンドラッグストア協会 「薬剤師賠償責任保険」について

当団体保険制度の特色

本制度は当協会正会員（従業員・使用人を含む）、正会員企業に勤務する薬剤師及び登録販売者の方が、ドラッグストア特有の次の事故等により、お客様の身体に障害を与えたり、お客様の持ち物を壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

また、本保険制度は契約者を（一社）日本チェーンドラッグストア協会、被保険者を各正会員とする団体契約のため、加入者数により団体割引が適用されるのが特長です。

■薬剤師業務に関する事故

- 医薬品等の販売に起因する賠償事故
- 調剤業務に起因する賠償事故

■店舗等の施設に関する事故

- 店舗等施設の構造上の欠陥や管理の不備に起因する賠償事故
【薬局および店舗販売業契約のみ対象】
- 店舗等施設において行う薬剤師業務以外の仕事の遂行に起因する賠償事故

■人格権侵害に関する事故

- 不当な身体の拘束等による名誉毀損やプライバシーの侵害による賠償事故

ご加入にあたって

◆ご加入いただける方

- （一社）日本チェーンドラッグストア協会の正会員のみ
 - ・契約者：（一社）日本チェーンドラッグストア協会
 - ・被保険者（補償の対象となる方）：会員各社（使用人を含む）
および勤務する薬剤師・登録販売者（各々契約が必要）

◆保険期間

- 2021年2月15日午後4時から2022年2月15日午後4時まで

◆保険適用地域

- 日本国内のみ

補償内容と保険料

【薬局および店舗販売業契約】

1店舗あたり年間保険料

区分		支払限度額			免責金額 (1事故)
		1名	1事故	保険期間中	
業務危険			1億円	3億円	3万円
施設危険	対人	5,000万円	5,000万円		3万円
	対物		5,000万円		3万円
人格権侵害		業務危険:1事故1億円 保険期間中3億円 免責金額(1事故)3万円 施設危険:1名5,000万円 1事故5,000万円 免責金額(1事故)3万円 ※支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一。(基本契約とは別に適応されます。)			
保険料(注)		3,790円			

【勤務薬剤師・勤務登録販売者契約】

1名あたりの年間保険料

区分		Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	
業務危険	支払限度額	1事故	1,000万円	3,000万円	1億円
		保険期間中	3,000万円	9,000万円	3億円
	免責金額		0円	0円	0円
人格権侵害		※支払限度額は各タイプの業務危険の支払限度額と同額かつ共有となります。 免責金額は各タイプの業務危険の免責金額と同額(0円)となります。			
保険料(注)		1,260円	1,420円	1,610円	

中途加入手続き

◆毎月25日締切り、翌月15日からの加入となります。

◆加入依頼書の送付先：

〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル 4F
 (一社)日本チェーンドラッグストア協会 サポートセンター
 (薬剤師賠償責任保険担当)

◆保険料を下記口座へお振込みください。

振込先：(銀行名・支店名) 三井住友銀行 新横浜支店
 (口座番号) 普通口座 0845665
 (口座名義) (一社)日本チェーンドラッグストア協会
 シヤ)ニホンチェーンドラッグストアキョウカイ

【中途加入保険料表】2021年

■薬局および店舗販売業契約(1店舗あたり保険料)

<補償内容>

業務危険:1事故1億 保険期間中3億 免責3万

施設危険:対人1名5,000万 1事故5,000万 免責3万/対物1事故5,000万 免責3万

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約(業務危険・施設危険)と同一

<年間保険料>

3,460円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)
2月25日	3月15日	11	3,470
3月25日	4月15日	10	3,170
4月26日	5月15日	9	2,850
5月25日	6月15日	8	2,520
6月25日	7月15日	7	2,210
7月26日	8月15日	6	1,910
8月25日	9月15日	5	1,580
9月27日	10月15日	4	1,270
10月25日	11月15日	3	950
11月25日	12月15日	2	640
12月27日	1月15日	1	330

■勤務薬剤師・勤務登録販売者契約(1名あたり保険料)

<補償内容>

Aタイプ:業務危険1事故1,000万円 期間中3,000万円 免責0

Bタイプ:業務危険1事故3,000万円 期間中9,000万円 免責0

Cタイプ:業務危険1事故1億 期間中3億 免責0

※人格権侵害の支払限度額、免責金額は、基本契約と同一

<年間保険料>

Aタイプ:1,260円

Bタイプ:1,420円

Cタイプ:1,610円

締切日	保険開始日	加入月数 (ヶ月)	保険料(円)		
			Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
2月25日	3月15日	11	1,160	1,300	1,480
3月25日	4月15日	10	1,050	1,180	1,340
4月26日	5月15日	9	950	1,070	1,210
5月25日	6月15日	8	840	950	1,070
6月25日	7月15日	7	740	830	940
7月26日	8月15日	6	630	710	810
8月25日	9月15日	5	530	590	670
9月27日	10月15日	4	420	470	540
10月25日	11月15日	3	320	360	400
11月25日	12月15日	2	210	240	270
12月27日	1月15日	1	110	120	130



seriousfun camp

founded by paul newman

そらぷちキッズキャンプは、俳優の故ポールニューマンが設立した難病の子どもの国際的キャンプ団体シリアスファンチルドレンズネットワークのアジア(中東除く)で唯一の正会員です。



難病とたたかう子どもたちの医療ケア付き自然体験施設

そらぷちキッズキャンプ。



現在、日本では約20万人の子どもたちが難病とたたかっています。

外で遊びたい！と願う子どもたちの夢の実現のため、全国各地から子どもたちや家族を無料でキャンプ場に招待し、北海道の豊かな自然の中で、仲間たちとのかけがえのない時間や明日を生きるエネルギーをプレゼントしています。

募金にご協力下さい。



ドラッグストア は **そらぷちキッズキャンプ** を **応援** しています

JACDS
日本チェーンドラッグストア協会

一般社団法人 日本チェーンドラッグストア協会
<https://www.jacds.gr.jp>

(サポートセンター)
〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階
TEL.045-474-1311 FAX.045-474-2569
e-mail:sec@jacds.gr.jp



solaputi kids' camp 公益財団法人 そらぷちキッズキャンプ
a seriousfun camp <http://www.solaputi.jp/>
founded by paul newman

〒079-0461 北海道滝川市江部乙町丸加高原 4264-1
TEL.0125-75-3200/FAX.0125-75-3211
e-mail:info@solaputi.jp



行政・団体からのお知らせ

次ページ以降に各項目の該当資料を収載しています。

中央官庁以外にも、JACDS 支部長が薬務課訪問を実施している複数の地方行政団体から周知のご案内をいただいています。ありがとうございます。掲載のタイミングでお名前が掲載出来ない際にはご容赦下さい。

【新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言・まん延防止等重点措置に関する周知について】

緊急事態宣言解除、まん延防止等重点措置終了が発表されたことを受け、各省庁からの業界団体向けの一斉周知依頼や地方行政からの独自対応に関する周知等、窓口担当者向けの事務連絡ならびに各都道府県出店企業向けの案内が多数発信されています。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

【厚生労働省】

- 1. デキサメタゾン製剤が安定供給されるまでの必要な患者への優先的な使用等の対応への協力について(通知)** — 医政局経済課(9月9日) 埼玉県、横浜市
9月号掲載の8月27日付の協力依頼の続報です。後頁の資料に目を通していただきますようお願いします。
【資料:後頁6ページ分あり】
- 2. 新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原検査キットの取扱いについて**
— 医薬・生活衛生局総務課(9月27日)
栃木県、埼玉県、東京都、横浜市、静岡県、岐阜県、三重県、島根県、熊本市
9月27日付事務連絡No.21089でも周知した件です。後頁の資料に目を通していただき、販売にあたっては適切な対応をお願いします。【資料:後頁7ページ分あり】
- 3. 令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後のセルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について** — 医政局経済課(9月27日) 栃木県、島根県
9月27日付事務連絡No.21090でも周知した件です。後頁の資料に目を通していただき、該当のPB商品につきまして、登録申請をお願いします。【資料:後頁4ページ分あり】
- 4. 「感染防止対策の継続支援」の周知について** — 医政局総務課(9月28日)
新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた診療報酬の特例的な評価について周知です。局を運営する企業様におかれましては後頁の資料に目を通していただきますようお願いします。【資料:後頁3ページ分あり】
- 5. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63)**
— 保険局医療課(9月28日) 埼玉県
9月30日付事務連絡No.21096でも周知した件です。薬局を運営する企業様におかれましては後頁の資料に目を通していただきますようお願いします。【資料:後頁10ページ分あり】

【厚生労働省】【公正取引委員会】【中小企業庁】**6. 「過重労働解消キャンペーン」、「下請取引適正化推進月間」、「しわ寄せ防止キャンペーン月間」の実施について(10月1日)**

11月に各省庁が実施するキャンペーンを集中することにより効果的な周知・啓発を行いたいとのことです。

後頁の資料ならびに以下の URL に目を通していただきますようお願いいたします。

【資料:後頁9ページ分あり】

<過重労働解消キャンペーン>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

<(令和3年10月1日)令和3年度「下請取引適正化推進月間」の実施について>

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/oct/211001_gekkan.html

<しわ寄せ防止キャンペーン月間特設サイト>

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/index.html>

【経済産業省】**7. 令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について —経済産業大臣(10月1日)**

過去の大規模災害発生時においても、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来の取引先から発注が受けられなくなったといった相談が寄せられたことを受けての周知啓発依頼です。後頁の資料に目を通していただきますよう、よろしく申し上げます。【資料:後頁4ページ分あり】

8. ドラッグストア販売統計月報について —経済産業省(7月分)

ドラッグストア販売統計月報(確定版)の7月分がアップされていますのでお知らせします。対象となっている企業様には引き続き販売等のデータ提供をよろしくお願い申し上げます。

【資料:後頁14ページ分あり】

事務連絡
令和3年9月9日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省医政局経済課
厚生労働省健康局がん・疾病対策課

デキサメタゾン製剤が安定供給されるまでの必要な患者への優先的な
使用等の対応への協力について

デキサメタゾン製剤については、今般の新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴う需要の急増により、必要とされている方へ安定的に継続して供給できるよう、令和3年8月27日付け事務連絡「デキサメタゾン製剤の安定供給について」により、過度な買い込みの防止、適正な使用等についての協力を医療関係者、薬局、卸売販売業者に依頼したところです。

また、厚生労働省では、デキサメタゾン経口製剤（製品名：デカドロン錠 0.5mg、4mg）を製造販売する日医工株式会社に対して、本剤の安定供給に向けての対応を依頼しているところですが、デキサメタゾン製剤の需要が世界中で高まっており、本剤を製造するための原料を追加的に確保することが困難な状況であることから、通常の供給量以上に供給量を急増させることは難しい状況であると考えています。

デキサメタゾン製剤は、重症度分類中等症Ⅱ以上の新型コロナウイルス感染症の治療に使用されるほか、がん診療においても、特にがん薬物療法によって発現する悪心・嘔吐に対する制吐目的等で幅広く使用されており、新型コロナウイルス感染症患者以外にも必要度の高い薬剤とされています。

このような状況の中、限られた医療資源を治療が必要な患者に優先的に届けることを考慮し、デキサメタゾン製剤が安定供給されるまでの当面の間、別添の一般社団法人日本癌治療学会、公益社団法人日本臨床腫瘍学会、一般社団法人日本感染症学会、一般社団法人日本呼吸器学会の合同声明を参考にいただき、下記のとおりに対応について、貴管下医療機関へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症におけるステロイド製剤の適正使用について

- (1) デキサメタゾン経口製剤（製品名：デカドロン錠 0.5mg、4mg）の使用は、既に当該製剤による治療を開始している場合や代替薬（プレドニゾロン、メチルプレドニゾロン等）への切り替えが困難な場合を優先してください。

（代替薬となるステロイド製剤の例）

- ・デキサメタゾン 6mg 静注
- ・プレドニゾロン 40mg 内服
- ・メチルプレドニゾロン 32mg 内服

- (2) 新規にデキサメタゾン経口製剤による治療を開始する場合には、まずは代替薬による治療を積極的にご検討ください。

また、酸素投与が必要な新型コロナウイルス感染症患者（中等症Ⅱ以上）にステロイド薬を使用してください。酸素投与が不要な患者（軽症や中等症Ⅰ）では、中等症Ⅱ以上とは対照的に、予後の改善は認められず、むしろ症状を悪化させる可能性が示唆されています。

ただし、医療需要が逼迫し、すぐに入院治療や対面の診療などでステロイドの処方が難しい場合などであって、酸素飽和度の低下などが遷延的にみられる際には、耐糖能等を考慮の上、医師の判断で2日分程度のステロイド剤の事前処方を行うことは許容されます。また経過中に中等症Ⅱ以上に悪化したとみられる患者に対して医師の判断でステロイド剤の内服開始を指示した場合には、可及的早くに往診するなどして内服薬での治療の継続の可否を判断してください。

2. がん患者の薬物療法について

- (1) 制吐薬適正使用ガイドライン等、関連ガイドラインに従い、個々の症例の催吐リスクに応じて適切な制吐療法の提供を継続ください。
- (2) 経口デキサメタゾン等のステロイド製剤を減量できる、あるいは代替療法がある場合は、経口ステロイド製剤の使用量を可能な範囲で低減ください。（具体的例示は別添文書を参照してください）
- (3) 患者が経口デキサメタゾンを保有している場合、新たな処方を行わず、持参の経口デキサメタゾンの有効活用にご協力ください。

3. デキサメタゾン製剤及びその代替薬の適正購入について

デキサメタゾン製剤及びその代替薬（プレドニゾロン、メチルプレドニゾロン等）については、返品が生じないように、買い込みは厳に控えて頂き、当面の必要量に見合う量のみのお購入をお願いします。

以上

2021年9月9日

医療関係者各位

デキサメタゾン内服薬の供給不足下における新型コロナウイルス感染症患者およびがん患者の薬物療法に関する関連学会からの合同声明文

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、デキサメタゾン製剤の供給不足が起こっているため、令和3年8月27日に厚生労働省医政局経済課から「デキサメタゾン製剤の安定供給について」の通知が発出され、新型コロナウイルス感染症に対するデキサメタゾン製剤の適正使用、代替使用について案内がありました。これを受けまして、新型コロナウイルス感染症患者およびがん患者の薬物療法に関して、下記の関連学会から合同声明文を発出することになりました。2 ページ目は新型コロナウイルス感染症の診療に携わる医療関係者向け、3-4 ページ目はがん患者の薬物療法に携わる医療関係者向けの声明文となっております。会員の皆様においては、御協力をお願いできれば幸いです。

一般社団法人 日本癌治療学会 理事長 土岐祐一郎
公益社団法人 日本臨床腫瘍学会 理事長 石岡千加史
一般社団法人 日本感染症学会 理事長 四柳宏
一般社団法人 日本呼吸器学会 理事長 横山彰仁

2021年9月9日

新型コロナウイルス感染症の診療に携わる医療関係者各位

デキサメタゾン内服薬の供給不足下における新型コロナウイルス感染症患者の薬物療法に
関する関連学会からの合同声明文

ステロイド薬（デキサメタゾン製剤）の適正使用

・酸素投与が必要な新型コロナウイルス感染症（中等症Ⅱ以上）にステロイド薬を用いて
ください。^{1,2,3}

・酸素投与が不要な新型コロナウイルス感染症（軽症や中等症Ⅰ）にはステロイド薬は使
用しないでください。ただし、医療需要が逼迫し、すぐに入院治療や対面の診療などでス
テロイドの処方難しい場合などであって、酸素飽和度の低下などが遷延的にみられる際
には、耐糖能等を考慮の上、医師の判断で2日分程度のステロイド剤の事前処方を行うこ
とは許容されます。^{1,2,3} また経過中に中等症Ⅱ以上に悪化したとみられる患者に対して医
師の判断でステロイド剤の内服開始を指示した場合には、可及的早くに往診するなどして
内服薬での治療の継続の可否を判断してください。

・軽症や中等症Ⅰでは、中等症Ⅱ以上とは対照的に、予後の改善は認められず、むしろ悪
化させる可能性が示唆されています。なお、継続使用中のステロイド薬を中止する必要は
ありません。¹

デキサメタゾン 6mg 内服薬の代替案^{1,4}

- ・デキサメタゾン 6mg 静注
- ・プレドニゾロン 40mg 内服
- ・メチルプレドニゾロン 32mg 内服

文献

1. 厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症の手引き 5.3 版
2. IDSA. Guidelines on the Treatment and Management of Patients with COVID-19 V
5.1.0
3. WHO. A living WHO guideline on drugs for covid-19
4. NIH. COVID-19 Treatment Guidelines

一般社団法人 日本感染症学会 理事長 四柳宏
一般社団法人 日本呼吸器学会 理事長 横山彰仁

2021年9月9日

がん患者の薬物療法に携わる医療関係者各位

デキサメタゾン内服薬の供給不足下におけるがん患者の薬物療法に関する関連学会からの
合同声明文

がん診療において、特にがん薬物療法によって発現する悪心・嘔吐（chemotherapy-induced nausea and vomiting; CINV）は患者が苦痛と感じる代表的な有害事象であるため、これを適切に制御することは重要です。制吐目的で使用されるデキサメタゾン製剤の適正使用および、デキサメタゾン内服薬の代替使用について会員の皆様においては、以下について御協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。

1. 制吐薬適正使用ガイドライン等、関連ガイドラインに従い、個々の症例の催吐リスクに応じて適切な制吐療法の提供を継続ください。
2. 以下の例のように、経口デキサメタゾン等のステロイド製剤を減量できる、あるいは代替療法がある場合は、経口ステロイド製剤の使用量を可能な範囲で低減ください。
 - 例 1) 高度催吐性リスクの抗がん薬を使用する場合に、第2日目、第3日目の経口デキサメタゾンを省略する。
 - 例 2) 中等度催吐性リスクの抗がん薬を使用する場合に、5-HT₃受容体拮抗薬、NK1受容体拮抗薬、多元受容体作用抗精神病薬を積極的に使用し、経口デキサメタゾンの使用を省略する。
 - 例 3) 中等度催吐性リスクの抗がん薬を使用する場合の、遅発性の悪心・嘔吐の予防には、5-HT₃受容体拮抗薬を優先する。
 - 例 4) 軽度催吐性リスクの抗がん薬を投与する場合で制吐療法を行う場合は、経口デキサメタゾンの使用を避け、メトクロプラミドあるいはプロクロルペラジンを使用する。
 - 例 5) 多元受容体作用抗精神病薬であるオランザピンは、糖尿病性昏睡/糖尿病性ケトアシドーシスによる害よりもCINV対策が優先されると考えられる場合は、コントロール可能な糖尿病患者に限り、患者より同意を得た上で主治医が注意深く使用する場合には考慮してよい。
3. 前サイクルのがん薬物療法で、CINVが認められなかった場合、経口デキサメタゾンの減量や省略を検討ください。
4. 患者が経口デキサメタゾンを保有している場合、新たな処方を行わず、持参の経口デキ

サメタゾンの有効活用にご協力ください。

参考ガイドライン

日本癌治療学会 編 制吐薬適正使用ガイドライン 第2版. 金原出版 2015年

NCCN Clinical Practice Guidelines in Oncology: Antiemesis

MASCC/ESMO 2016 Antiemetic Guidelines.

Antiemetics: American Society of Clinical Oncology Focused Guideline Update. November 2, 2015

一般社団法人 日本癌治療学会 理事長 土岐祐一郎
公益社団法人 日本臨床腫瘍学会 理事長 石岡千加史

事務連絡
令和3年9月27日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での 医療用抗原検査キットの取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キット（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）の承認を得ているもの）は、医療機関等での使用が想定されているところですが、今般、新型コロナウイルス感染症に係る特例的な対応として、医療用抗原検査キットを薬局において販売するに当たっての留意点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

薬機法の承認を得ている医療用抗原検査キットを薬局において適切に販売し、より確実な医療機関の受診につなげていただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスに関する抗原検査キットのうち、研究用と称する製品の取扱いについては、性能等が確認されたものではなく、「新型コロナウイルス感染症の研究用抗原検査キットに係る留意事項について（周知依頼）」（令和3年2月25日付け事務連絡）から変更はありませんので、申し添えます。

記

第1 基本的な考え方

- 今般の対応については、新型コロナウイルスの感染が拡がる中、抗原検査キットをより入手しやすくし、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして自ら検査を実施できるようすることで、より確実な医療機関の受診につなげ、感染拡大防止を図るため、特例的に、新型コロナウイ

ルス感染症に係る医療用抗原検査キットを薬局で販売することを差し支えないこととするものであること。

- 医療用抗原検査キットは、無症状者に対する確定診断には推奨されず、有症状者であってもウイルス量が少ない場合には、感染していても、結果が陰性となる場合があるため、陰性であったとしても引き続き感染予防策を講じる必要があること。
- 体調不良等の症状を感じる者が購入のために来局することは、感染対策の観点から避けるべきであり、そのような場合は医療機関を受診するものであること。
- 医療用抗原検査キットは、薬機法における薬局医薬品として取り扱われるものであり、販売に当たっては、
 - ・ 薬剤師により、必要な情報提供や薬学的知見に基づく指導を行うとともに、適正な使用を確保できないと認められる場合は、販売又は授与してはならないこと
 - ・ 販売した数量や日時、情報提供や指導の内容を理解したことの確認結果の保存等が求められていること等を踏まえ、丁寧な説明や、販売に当たっての記録の保存等を適切に行う必要があること。
- これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る医療用抗原検査キットを薬局において販売するにあたっては、第2の対応を求めること。
- なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第16条の2第1項においては、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するために必要な協力を求めることができるとされており、都道府県は、必要に応じて薬局に対し第2の対応に関する協力要請を行うことが可能であること。

第2 薬局において販売する場合の対応

- 販売に当たっては、使用しようとする者（同居家族等を含む。）に対し販売することとし、以下の対応を適切に行うこと。

(1) 症状がある場合は医療機関を受診することを原則とし、家庭等において、体調が気になる場合等にセルフチェックとして使用するものであり、

- ・ 陽性であった場合は、医療機関を受診すること
 - ・ 陰性の場合でも、偽陰性の可能性も考慮し、症状がある場合には医療機関を受診すること、症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けること
- 等について、丁寧に説明を行うこと。

あわせて、必要に応じ、地域の医療機関等と相談の上、受診可能な医療機関や受診・相談センターの連絡先のリスト等を作成、配布する等の対応を行うこと。

(2) 検査の実施方法等について、十分に理解できるよう、別添1も活用しながら、説明を行うこと。その際、特に、

- ・ 検査の実施方法等について十分に理解し、自ら検体を採取すること
- ・ 採取できる者は実施方法等を理解し、自立して自己採取可能な者とし、困難な者は対象としないこと

について、丁寧に説明を行うこと。

また、販売に当たっては、外箱の写しなど薬機法第50条に規定する事項を記載した文書及び同法第52条に規定する添付文書又はその写しの添付を行うこと。販売価格については、社会的にみて妥当適切なものとする。

(3) (1) 及び (2) の内容を理解していることを確認するため、別添2に署名を求めること。

(4) 薬局医薬品を販売した場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「薬機法施行規則」という。）第14条第3項の規定により、品名、数量、販売の日時等を書面に記載し、2年間保存しなければならないこと。

(5) 薬機法施行規則第158条の7の規定により、他の薬局からの購入等の状況を確認した上で、適正な使用のために必要と認められる数量に限って販売することとされており、販売にあたっては、使用しようとする者（同居家族等を含む。）への販売であることを踏まえ、適切に対応すること。

薬局で抗原簡易キットを購入する方へ**1 はじめに**

体調が悪いことを自覚した場合は、出勤や通学を行わず、医療機関を受診してください。

体調が気になる場合等にセルフチェックとして本キットを使用し、**陽性の場合、速やかに医療機関を受診してください。**

陰性の場合でも、偽陰性（過って陰性と判定されること）の可能性も考慮し、症状がある場合には医療機関を受診してください。症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

※無症状者への使用は推奨されていません。

※症状がない時に使用した場合、結果が正しく出ない可能性があります。

2 使用にあたって**① あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施します。**

（参考）検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

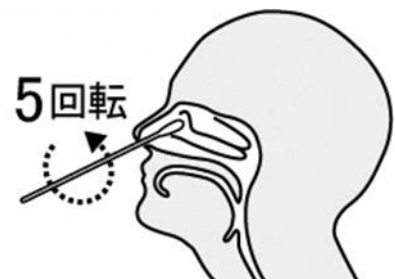
厚生労働省関連HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

**② 鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。**

- ・鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5回転させ、5秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



3 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5回程度回転させる
- ③ 5秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を10回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15分～30分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

4 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・偽陰性（過って陰性と判定されること）の可能性も考慮し、症状がある場合には医療機関を受診してください。症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

5 受診方法の相談等

結果等を踏まえて受診する場合は、**まずはかかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話等でご相談ください。**お近くの診療可能な医療機関や受診方法をご案内します。

※院内感染を防止するため、緊急の場合を除いて、連絡なく医療機関に直接受診することは控えてください。

かかりつけ医がないなど相談先に迷った場合は「受診・相談センター」（地域により名称が異なることがあります）にご相談ください。

下記URLにおいて、各都道府県が公表している、相談・医療に関する情報や受診・相談センターの連絡先をまとめています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



6 抗原簡易キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf

- 抗原簡易キットを活用した検査実施方法等について、十分に理解した上で、自ら検体の採取等を行い使用します。
- 抗原簡易キットを活用した検査の結果が陽性となった場合には、医療機関を受診します。検査の結果が陰性の場合でも、偽陰性（過って陰性と判定されること）の可能性も考慮し、症状がある場合には医療機関を受診します。症状がない場合であっても、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を行います。
(かかりつけ医又は地元の医療機関：)

令和 年 月 日

氏名： _____

年齢： _____

事 務 連 絡
令和3年9月27日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医政局経済課

令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後の
セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について

令和3年度税制改正（以下「税改」という。）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）が改正され、税制の対象をより効果的なものに重点化した上で、適用期限の5年間の延長を行うこととされたところです。これを踏まえ、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」（令和3年厚生労働省告示第250号）、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和3年厚生労働省告示第251号）、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日」（令和3年厚生労働省告示第252号）及び「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和3年厚生労働省告示第253号）が令和3年6月25日に告示され、令和4年1月1日から適用することとされたところです。

このため、「令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後のセルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について」（令和3年9月27日付厚生労働省医政局経済課事務連絡）（別紙）を関係団体宛に送付し、会員企業等への周知の協力を要請したところです。

貴管内関係企業等に対しても周知方御協力をよろしくお願いいたします。

事務連絡
令和3年9月27日

日本製薬団体連合会
（公社）日本薬剤師会
（一社）日本チェーンドラッグストア協会
（一社）日本医薬品卸売業連合会
（一社）全国家庭常備薬特品連合会
（一社）日本保険薬局協会
日本一般用医薬品連合会

御中

厚生労働省医政局経済課

令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後の
セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について

平素よりセルフメディケーション税制（以下「税制」という。）の運用にご協力いただき、感謝申し上げます。

今般、令和3年度税制改正（以下「税改」という。）において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）が改正され、税制の対象をより効果的なものに重点化した上で、適用期限の5年間の延長を行うこととされたところです。これを踏まえ、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件」（令和3年厚生労働省告示第250号）、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和3年厚生労働省告示第251号）、「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第四項に規定する厚生労働大臣が定める日」（令和3年厚生労働省告示第252号）及び「租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の二第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等」（令和3年厚生労働省告示第253号）が令和3年6月25日に告示され、令和4年1月1日から適用することとされたところです。

税制対象範囲見直し等の内容及び税改後の税制対象医薬品の届出等について、下記のとおりお示ししますので、十分御了知の上、傘下企業宛てに周知いただくとともに、その運用に遺漏の無いよう、ご対応をお願い申し上げます。

記

1. 税制対象範囲の見直し等の内容について

- 税制の適用期限が5年間延長され、令和8（2026）年12月31日までとなりました。
- 従前、全てのスイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用医薬品から転用された医薬品）が税制対象とされていたところ、今般、税制の対象をより効果的なものに重点化する観点から、「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」（令和3年5月20日取りまとめ。以下「検討会」という。）の検討結果を踏まえ、医療費適正化効果が低いと考えられるものとして、L-アスパラギン酸カルシウム、フッ化ナトリウム、メコバラミン及びユビデカレノンを有効成分として含有する製剤（以下「税改後除外対象医薬品」という。）を税制対象から除外することとされました。なお、除外対象となる医薬品の製造、輸入、流通又は在庫の状況を勘案し、令和7年12月31日までを経過措置期間とし、令和8年1月1日から除外することとされています。
- また、医療費適正化効果が著しく高いと認められる、スイッチOTC以外の一般用医薬品を税制対象に追加することとされたところであり、検討会における検討結果を踏まえ、外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬又はその他のアレルギー用薬としての効能又は効果を有すると認められるもの（以下「税改後追加対象医薬品」という。）を令和4年1月1日以後に追加することとされたところです。
- これらを踏まえ、令和4年1月1日以後については、別添1に掲げる有効成分を含有する製剤が税制対象となりますので、御了知の上、2. 及び3. に示す対応への御協力をお願い申し上げます。

2. 医薬品製造販売業者の皆様へのお願い

（1）税改後追加対象医薬品の届出について

別添1に掲げる有効成分及び薬効分類をご確認の上、税改後追加対象医薬品について、「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」（別添2）を、各製造販売業者から【セルフメディケーション・データベースセンター宛て：SelmeTax-JSM-DBC@planet-van.co.jp】に【10月31日まで】にご提出ください。

対象医薬品の届出にあたって、ご不明点等ございましたら、同アドレス宛てメールでご照会ください。

（2）新たなスイッチOTC医薬品の届出及び販売名等の変更又は販売中止の届出について

これまでに引き続き、①新たなスイッチOTC医薬品を発売する場合、②販売名を変更した場合、③販売を中止して品質保証期限が切れた場合には、速やかに「セルフメディケーション対象医薬品（変更）届出書」（別添2）を、各製造販売業者から【セルフメディケーション・データベースセンター宛て：SelmeTax-JSM-DBC@planet-van.co.jp】にご提出ください（「セルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について」（令和2年10月27日付け厚生労働省医政局経済課事務連絡）に

において連絡した宛先及び様式から変更しておりますので、ご注意ください。

特に、新たな税制対象医薬品を発売する場合は、発売時点で医薬品小売業者が情報把握できるよう、十分な余裕をもって届出いただくよう、お願いいたします。また、提出時には届出書中の備考欄に「追加」「販売名変更」「販売中止」等、提出内容がわかるように記載してください。

対象医薬品の届出にあたって、ご不明点等ございましたら、同アドレス宛てメールで照会ください。

なお、現行の税制対象品目一覧については、以下厚労省HPに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

(3) 税改後除外対象医薬品及び税改後追加対象医薬品に係る共通識別マークの表示について

これまで、税制対象医薬品については、日本一般用医薬品連合会の定める共通識別マーク（※）を包装上に表示いただいていたところですが、税改後除外対象医薬品については、令和7年12月31日までに共通識別マークの表示を削除した製品を店頭陳列いただき、税改後追加対象医薬品については、令和4年1月1日以後できる限り速やかに、共通識別マークの表示を追加した製品を店頭陳列いただくよう、御協力をお願いいたします。

（※）共通識別マーク



3. 医薬品小売業者の皆様へのお知らせ

医薬品小売業者の皆様におかれては、引き続き、キャッシュレジスターが発行するレシート等の証明書類において、①税制対象医薬品の前にマーク（例えば「★」）を付すとともに、当該マークの付いている商品が税制対象品目である旨（例えば「★印は税制対象品目」）をレシートに記載、②税制対象品目のみの合計額を分けて記載いただくよう、ご対応をお願い申し上げます。

2.（1）によって届け出られた税制対象医薬品のJANコード等の情報を取りまとめ、税改後追加対象医薬品を含めた税制対象品目一覧を、追って送付いたしますので、送付後にはPOSシステムにおける税改後追加対象医薬品情報の登録をお願いいたします。

担当者連絡先 厚生労働省医政局経済課 金崎、池澤
TEL 03(5253)1111 内線 4117
FAX 03(3507)9041

事務連絡
令和3年9月28日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

「感染防止対策の継続支援」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対応するため、かかり増しの経費が必要となること等を踏まえた診療報酬の特例的な評価については、令和3年9月末までとされ、同年10月以降については、感染状況や地域における実態等を踏まえ、必要に応じ柔軟に対応することとされておりました。

今般、医療、介護及び障害福祉分野における「感染防止対策の継続支援」について別紙のとおり取りまとめましたので、御連絡します。新たに創設する補助金は、これまで診療報酬で実施してきた特例措置について、感染拡大防止対策に係るかかり増し経費を直接支援するものですが、詳細については、追って交付要綱等において御連絡いたします。

なお、経費の対象期間は令和3年10月1日から12月31日までとなり、申請手続はできる限り簡素化を図ることを検討しているところですが、各医療機関等において、まずは感染防止対策の継続に係る領収書を保存いただくようお願いいたします。

内容について御了知の上、貴管下の市区町村及び医療機関等に周知いただくようお願いいたします。

【別紙】

「感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充」

- 医療、介護、障害福祉における感染症対策について、その**かかり増し経費を直接支援する補助金により支援を継続**する。申請手続は、できる限り簡素な方式とする。
- 加えて、医療機関等における**新型コロナ患者への診療に対する診療報酬上の特例的な対応を更に拡充**する。

1 各施設・事業所における感染防止の支援の継続

医療

国直接執行の補助金により、以下のとおり実施

- ・ 病院・有床診療所(医科・歯科) **10万円上限**
- ・ 無床診療所(医科・歯科) **8万円上限**
- ・ 薬局、訪問看護事業者、助産所 **6万円上限**

介護

地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の介護施設において、 **6万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定

※医療系の介護サービスを行う医療機関等（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

障害福祉

都道府県等向けの補助金の枠組みを活用し、基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての障害福祉サービス等事業所に対して実施

- ・ 平均的な規模の入所施設において、 **3万円上限**

※サービス別等に補助上限を設定

※障害福祉サービス等を行う医療機関・介護事業所に、医療又は介護の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

対象経費（共通）

令和3年10月1日から12月31日
までにかかる感染防止対策に要する費用

感染防止対策の継続支援・コロナ患者診療に係る特例評価の拡充

2 新型コロナ患者の診療に係る診療報酬上の特例的な対応の拡充

外来

- ✓ 疑い患者への外来診療の特例拡充 <令和4年3月末まで>

院内トリアージ実施料の特例300点→**550点**

※ 診療・検査医療機関に限定、自治体HPでの公表が要件

- ✓ コロナ患者への外来の特例拡充

コロナプリーブ投与の場合：950点→**2,850点(3倍)**

その他の場合：**950点**

歯科

- ✓ 呼吸管理を行うコロナ患者の口腔粘膜処置に係る特例 (**100点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養中のコロナ患者に対し、訪問診療を実施した場合に係る特例 (**330点(時間要件の緩和)**)

等

在宅

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の往診の特例拡充

コロナプリーブ投与の場合：950点→**4,750点(5倍)**

その他の場合：950点→**2,850点(3倍)**

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問看護の特例拡充 (520点→**1,560点(3倍)**)

調剤

- ✓ 自宅・宿泊療養者への緊急の訪問/電話等による服薬指導への特例拡充 (訪問：**500点**、電話等：**200点**)

- ✓ 自宅・宿泊療養者の服薬状況の医療機関への文書による情報提供の特例 (30点(月1回まで)→**算定上限撤廃**)

※ 診療報酬における小児外来に係る特例については、以下のとおり支援を継続する。 <令和4年3月末まで>

医科：**50点**、 歯科：**28点**、 調剤：**6点**

事務連絡
令和3年9月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その63）

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特に手厚い感染症対策が必要であること等を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いについて次のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、保険薬局及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図られたい。

なお、本年10月以降、医療機関等による感染拡大防止対策への支援として、年末までのかかり増し経費を別途補助する予定であることを申し添える。

記

1. 小児の外来診療等に係る措置について

「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その31）」（令和2年12月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の1及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その35）」（令和3年2月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の1により、令和3年9月診療分まで実施している小児の外来診療等に係る特例的な評価については、同年10月診療分から令和4年3月診療分までの取扱いとして、以下の取扱いとする。

- (1) 保険医療機関において、6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、医科点数表の「A000 初診料」、「A001 再診料」、「A002 外来診療料」、「B001-2 小児科外来診療料」又は「B001-2-11 小児かかりつけ診療料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「A001 再診料」注12に規定する「地域包括診療加算1」

の2倍に相当する点数（50点）をさらに算定できることとする。

- (2) 保険医療機関において、6歳未満の乳幼児に対して、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で診療を行い、歯科点数表の「A000 初診料」又は「A002 再診料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「A000 初診料」注9に規定する「歯科外来診療環境体制加算2」に相当する点数及び「A002 再診料」注8に規定する「再診時歯科外来診療環境体制加算1」に相当する点数を合算した点数（28点）をさらに算定できることとする。
- (3) 保険薬局において、6歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で、必要な薬学的管理及び指導を行い、「薬剤服用歴管理指導料」又は「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、「01 調剤料」注3に規定する「向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬を調剤した場合」に係る加算に相当する点数から「00 調剤基本料」注7に規定する点数に相当する点数を減算した点数（6点）をさらに算定できることとする。

2. その他の診療報酬の取扱いについて 別添のとおりとする。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

問1 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」(令和3年9月28日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)における「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている保険医療機関において、その診療・検査対応時間内に、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で外来診療を実施した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」(令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「4月8日事務連絡」という。)の2(2)における二類感染症患者入院診療加算(250点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 4月8日事務連絡の1に示す院内トリアージ実施料(300点)とは別に、上記の診療・検査医療機関で外来診療を実施した場合でも当該加算を算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡(新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その63))の発出日以降適用され、令和4年3月31日までの措置とする。

問2 問1において、「診療・検査医療機関として…その旨が公表されている保険医療機関」とあるが、どのようなものをいうのか。

(答) 診療・検査医療機関として、自治体のホームページで公表されている保険医療機関をいう。なお、令和3年10月31日までの間は、当該保険医療機関のホームページ等において、診療・検査医療機関である旨を公表していることをもって、自治体による公表に代えて差し支えない。

問3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第44条の3第2項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者(以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。)に対して、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施した場合において、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その19)」(令和2年5月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5月26日事務連絡」という。)の1(2)に示される救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 当該点数については、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、往診料又は在

在宅患者訪問診療料を算定した日に算定することができる。ただし、同一日に「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その56)」(令和3年8月27日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「8月27日事務連絡」という。)の(1)に示す救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数(3,800点)又は同事務連絡の(2)に示す救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数(5,700点)は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

問4 問3について、救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)は、往診料又は在宅患者訪問診療料を算定する毎に算定できるのか。

(答) 当該点数については、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。

また、同一の患家等で2人以上の自宅・宿泊療養を行っている者を診察した場合においては、2人目以降の患者について、往診料を算定しない場合においても、当該加算を算定して差し支えない。

問5 介護医療院若しくは介護老人保健施設(以下「介護医療院等」という。)又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設(以下「介護老人福祉施設」という。)に入所する新型コロナウイルス感染症患者であって、病床ひっ迫時に、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う者に対して、介護医療院等の併設保険医療機関の医師又は介護老人福祉施設の配置医師が、当該患者又はその看護に当たっている者から新型コロナウイルス感染症に関連した訴えについて往診を緊急に求められ、速やかに往診しなければならないと判断し往診を実施した場合、あるいは、新型コロナウイルス感染症に関連した継続的な診療の必要性を認め診療を実施した場合において、問3及び問4と同様に、救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)を算定できるか。

(答) 当該点数については、上記の場合において、介護医療院等又は介護老人福祉施設に入所する新型コロナウイルス感染症患者に対して算定できる。また、当該点数については、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。なお、初診料、再診料、往診料及び訪問診療料の算定については、特に定めのない限り、「要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合」(平成20年厚生労働省告示第128号)等に基づく現行の取扱いと変わらないことに留意されたい。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

問6 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」（以下「本剤」という。）の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者であって、自宅・宿泊療養を行っている者に対して、「新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の医療機関への配分について」（令和3年7月20日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡。以下「7月20日コロナ本部事務連絡」という。）中「医療機関による往診での投与」に示される要件を満たした医療機関が本剤を当該患者の居宅（高齢者施設等を含む。以下同じ。）において投与した場合、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その27）」（令和2年9月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の1に示される救急医療管理加算1の100分の500に相当する点数（4,750点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）当該点数については、本剤を患者の居宅において投与した日に1回算定できる。ただし、本事務連絡の問3における救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数（2,850点）、8月27日事務連絡の（1）に示す救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数（3,800点）又は同事務連絡の（2）に示す救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数（5,700点）は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

問7 入院中の患者以外の新型コロナウイルス感染症患者に対し、新型コロナウイルス感染症に係る診療（緊急的な往診、訪問診療及び電話や情報通信機器を用いた診療を除く。）を実施した場合、当該外来診療に係る「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（令和2年4月8日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の2（1）に示される救急医療管理加算1（950点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）当該患者に対して主として診療を行っている保険医療機関において、1日につき1回算定できる。ただし、同一日に本事務連絡の問3における救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数（2,850点）、問6における救急医療管理加算1の100分の500に相当する点数（4,750点）、8月27日事務連絡の（1）に示す救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数（3,800点）又は同事務連絡の（2）に示す救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数（5,700点）は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

問8 本剤の投与対象となる新型コロナウイルス感染症患者に対し、7月20日コロナ本部事務連絡中「医療機関による外来での投与」に示される要件を満たした医療機関において本剤を外来で投与した場合、5月26日事務連絡の1（2）に示される救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数（2,850点）の

算定について、どのように考えればよいか。

(答) 本剤を外来で投与した日に1回算定できる。ただし、同一日に本事務連絡の問3及び問5における救急医療管理加算1の100分の300に相当する点数(2,850点)、問7における救急医療管理加算1(950点)、8月27日事務連絡の(1)に示す救急医療管理加算1の100分の400に相当する点数(3,800点)又は同事務連絡の(2)に示す救急医療管理加算1の100分の600に相当する点数(5,700点)は併算定できない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

問9 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その52)」(令和3年8月4日厚生労働省保険局医療課事務連絡)別添の問1に基づき、自宅・宿泊療養を行っている者に対して緊急に訪問看護を実施した場合、長時間訪問看護加算又は長時間訪問看護・指導加算の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 訪問看護ステーションにおいては、長時間訪問看護加算の100分の300に相当する額(15,600円)を、保険医療機関においては、長時間訪問看護・指導加算の100分の300に相当する点数(1,560点)を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーション又は保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる。この場合、長時間精神科訪問看護加算又は長時間精神科訪問看護・指導加算の算定についても同様の取扱いとなる。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

歯科診療報酬点数表関係

問 10 新型コロナウイルス感染症患者に対して、当該疾患の担当医から、歯科治療を行うに当たり当該患者の全身状態や服薬状況等の必要な診療情報の提供を受け、必要な管理及び療養上の指導等を行った場合、B000-4 歯科疾患管理料の注 11 に規定する総合医療管理加算（50 点）又は C001-3 歯科疾患在宅療養管理料の注 4 に規定する在宅総合医療管理加算（50 点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）当該加算については、B000-4 歯科疾患管理料又は C001-3 歯科疾患在宅療養管理料の算定の有無を問わず、上記の場合に 1 日につき 1 回算定できる。この場合、同一保険医療機関の医科の担当医からの診療情報の提供又は文書以外の方法による診療情報の提供を受けた場合においても算定して差し支えないが、算定に当たっては当該情報提供に関する内容を診療録に記載すること。

なお、上記の取扱いに係る患者に対してのみ当該加算を算定する保険医療機関については、当該加算に係る施設基準を満たしているものとみなすとともに、地方厚生局長等に対する届出は不要とする。

この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該加算を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問 11 自宅・宿泊療養を行っている者又は歯科、小児歯科、矯正歯科若しくは歯科口腔外科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している新型コロナウイルス感染症患者に対して歯科訪問診療を行った場合であって、診療時間が 20 分未満の場合において、C000 歯科訪問診療料の歯科訪問診療 1（1,100 点の 100 分の 70 に相当する点数）の算定についてどのように考えればよいか。

（答）上記の新型コロナウイルス感染症患者について歯科訪問診療 1 を算定する場合においては、診療時間が 20 分未満の場合であっても、注 4 に規定する減算を行わず、所定点数（1,100 点）を算定して差し支えない。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該点数を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問 12 自宅・宿泊療養を行っている者若しくは歯科、小児歯科、矯正歯科若しくは歯科口腔外科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関に入院している新型コロナウイルス感染症患者又は現にその看護に当たっている者からの訴えにより、速やかに歯科訪問診療を行った場合、C000 歯科訪問診療料（歯科訪問診療 1～3）の注 7 に規定する加算を算定できるか。

（答）手術後の急変等が予想される場合に限らず、緊急の場合として算定可。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該加算を算定する

場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問 13 新型コロナウイルス感染症患者であって、呼吸管理を行っている者に対して、口腔衛生状態の改善を目的として、口腔の剥離上皮膜の除去等を行った場合、I030-2 非経口摂取患者口腔粘膜処置（100 点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）当該点数については、上記の場合に 1 日につき 1 回算定できる。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該点数を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問 14 新型コロナウイルス感染症患者に対して、患者の脈拍、経皮的動脈血酸素飽和度等を把握して歯科治療を行った場合、B004-6-2 歯科治療時医療管理料（45 点）又は C001-4-2 在宅患者歯科治療時医療管理料（45 点）を算定できるか。

（答）算定可。

なお、上記の取扱いに係る患者に対してのみ当該点数を算定する保険医療機関については、当該点数に係る施設基準を満たしているものとみなすとともに、地方厚生局長等に対する届出は不要とする。

この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、当該点数を算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

問 15 新型コロナウイルス感染症患者であって、口腔乾燥を訴える者に対して、服薬、栄養等の療養上の指導を行った場合、B002 歯科特定疾患療養管理料（170 点）を算定できるか。

（答）算定可。

なお、この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用され、算定する場合には、摘要欄に「コロナ特例」と記載すること。

調剤報酬点数表関係

問 16 自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋を受け付けた保険薬局の薬剤師が、保険医の求めにより、緊急に薬剤を配送し、当該患者に対して必要な薬学的管理指導を実施した場合、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の算定について、どのように考えればよいか。

(答) 保険薬局において、自宅・宿泊療養を行っている者に対して発行された処方箋（備考欄に「CoV 自宅」又は「CoV 宿泊」と記載されているものに限る。）に基づき、調剤を実施する場合において、処方箋を発行した医師の指示により、当該保険薬局の薬剤師が当該患者に緊急に薬剤を配送した上で、当該患者の療養している場所において、当該患者に対して対面による服薬指導その他の必要な薬学的管理指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1（500 点）を算定できる。

また、上記の患者に緊急に薬剤を配送した場合であって、対面による服薬指導を実施する代わりに、当該患者に対して、緊急に電話や情報通信機器（以下「電話等」という。）を用いた服薬指導を実施した場合又は当該患者の家族等に対して、緊急に対面若しくは電話等による服薬指導を実施した場合には、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2（200 点）を算定できる。

なお、この場合、薬剤服用歴管理指導料及びかかりつけ薬剤師指導料等は併算定できない。

この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

問 17 問 16 において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 又は 2 を算定する場合、薬剤服用歴管理指導料に係る加算及び在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に係る加算を算定できるか。

(答) 各加算の算定要件を満たしていれば、薬剤服用歴管理指導料に係る加算を算定できる。ただし、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料に係る加算は算定できない。

問 18 問 16 において、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1 又は 2 を算定する場合、書面による請求を行う保険薬局の診療報酬明細書等の記載等については、どのような取扱いとなるか。

(答) 書面による請求を行う保険薬局において、調剤行為名称を記載する場合においては、次に示す略号を用いて差し支えない。なお、その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和 51 年 8 月 7 日保険発第 82 号）によること。

調剤行為名称	略号
問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 1」	緊コ A
問 16 に示す「在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 2」	緊コ B

問 19 自宅・宿泊療養を行っている者について、保険医療機関から情報提供の求めがあった場合において、当該患者の同意を得た上で、薬剤の使用が適切に行われるよう、当該患者の服薬状況等について確認し、当該保険医療機関に必要な情報を文書により提供等した場合に、服薬情報等提供料 1（30 点）を算定できるか。

（答）算定可。なお、この場合、月 1 回の限度を超えて算定できる。
この取扱いは、本事務連絡の発出日以降適用される。

報道関係者 各位

令和3年10月1日

【照会先】

労働基準局 総務課

課長 石垣 健彦

過労死等防止対策企画官 角南 巖

課長補佐 秋元 篤史

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5586)

(直通電話)03(3595)3103

[過重労働解消キャンペーンについて]

労働基準局 監督課

課長 尾田 進

過重労働特別対策室長 黒部 恭志

中央過重労働特別監督監理官 前村 充

(代表電話)03(5253)1111 (内線 5540、5630)

(直通電話)03(3502)5308

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。この月間は、「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めるため毎年11月に実施しています。

月間中は国民への啓発を目的に、各都道府県において「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、土曜日に過重労働等に関する相談を無料で受け付ける「過重労働解消相談ダイヤル」等を行います。

「過労死等」とは・・・業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

【取組概要】

1 国民への周知・啓発

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」の実施

過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携して、47都道府県48会場（東京は2会場）でシンポジウムを開催します（無料でどなたでも参加できます。）。

[参加申込方法] 事前に下記ホームページからお申込みください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

- ・ポスターの掲示などによる国民に向けた周知・啓発の実施

国民一人ひとりが自身にも関わることとして、過労死等とその防止に対する関心と理解を深められるよう、ポスターの掲示やパンフレット・リーフレットの配布、インターネット広告など多様な媒体を活用した周知・啓発を行います。

2 過重労働解消キャンペーン（詳細は次項や下記の特設ページを参照ください。）

過労死等につながる過重労働などへの対応として、長時間労働の削減や賃金不払残業の解消などに向けた重点的な監督指導やセミナーの開催、全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」などを行います。

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudouki_jun/campaign.html

■「過重労働解消キャンペーン」概要

1 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、厚生労働大臣名による協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例を、ホームページなどを通じて地域に紹介します。

3 重点監督を実施します

長時間にわたる過重な労働による過労死等に関して労災請求が行われた事業場や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへ重点的な監督指導を行います。

4 過重労働相談受付集中週間及び特別労働相談受付日を設定します

10月31日（日）から11月6日（土）を過重労働相談受付集中週間とし、全国の都道府県労働局・労働基準監督署等の相談窓口において、労働相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けています。また11月6日（土）を特別労働相談受付日とし、「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、特別労働相談を実施します。

《過重労働解消相談ダイヤル》

電話番号：0120-794-713（フリーダイヤル）

実施日時：令和3年11月6日（土）9：00～17：00

都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

厚生労働省では、過重労働相談受付集中週間において、下記の窓口にて労働相談等に対応する体制を設けています。過重労働等に関する悩みや疑問がありましたらご連絡ください。

ア 最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署（開庁時間 平日8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

0120-811-610（フリーダイヤル）

（相談受付時間：月～金17：00～22：00、土日・祝日9：00～21：00）

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から12月を中心に、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。（詳細は下記HPをご覧ください。）

[専用ホームページ]

<https://kajyu-kaisyuu-lec.com>

「下請取引適正化推進月間」の実施について

令和3年10月1日
公正取引委員会

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の迅速かつ効果的な運用と違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図っています。特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っています。

また、令和3年9月8日、公正取引委員会は、最低賃金の引上げ等に伴う不当なしわ寄せ防止に向けた「中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（以下「アクションプラン」といいます。）を公表しており、下請取引適正化推進月間の開催に併せてアクションプランの取組を周知していくこととしています。

本年度の下請取引適正化推進月間においては、以下のとおり、本年度のキャンペーン標語を決定するとともに、アクションプランの内容も含めた普及・啓発に係る取組を行います。あわせて、各都道府県、下請企業振興協会、事業者団体等に対して、本推進月間の実施に当たっての協力を要請します。

1 令和3年度 下請取引適正化推進月間キャンペーン標語

トラブルの 未然防止に 発注書面

2 主な取組

(1) アクションプランの内容も含めた下請取引の適正化に関する普及・啓発

- ① 新聞、雑誌、インターネット等を通じた広報
- ② 都道府県、下請企業振興協会、商工会議所、商工会連合会及び商工会、中小企業団体中央会、事業者団体等の機関誌等を通じた広報
- ③ 公正取引委員会、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設におけるポスターの掲示

(2) 下請取引適正化推進講習会

- ① 下請法に関する考え方等を分かりやすく示した新しい動画の作成・公開
- ② インターネットを活用したオンライン講習会の実施

上記の方法により、下請法等の趣旨・内容を説明する講習会を開催します（①の動画については、令和3年11月1日に公正取引委員会のホームページに掲載する予定です。②の講習会については、公正取引委員会のホームページからお申し込みください。）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局	経済取引局	取引部
企業取引課	電話	03(3581)3375	(直通) (下記以外)
下請取引調査室	電話	03(3581)3374	(直通) (2(3)関係)
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/		

(3) 下請事業者を対象とした定期調査

公正取引委員会では、毎年、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期調査を実施し、下請法違反被疑事実等の情報収集に努めています。

本年度は、親事業者を対象とする調査は、令和3年7月26日に実施、下請事業者を対象とする調査については、下請取引適正化推進月間中の令和3年11月下旬に実施する予定です。

未回答の親事業者におかれては、速やかに報告いただくとともに、下請事業者におかれては、今後の調査に御協力ください。

以上のほか、別紙のような取組も実施しています。

1 不当なしわ寄せに関する下請相談窓口

公正取引委員会では、取引先から不当なしわ寄せを受けやすい中小事業者等から下請法に関する相談を受け付ける「不当なしわ寄せに関する下請相談窓口」を設置しております。

不当なしわ寄せに関する下請相談窓口 フリーダイヤル 0120-060-110

【受付時間】 10:00～17:00
(土日祝日・年末年始を除く。)

※固定電話のほか、携帯電話からも御利用いただけます。
※公正取引委員会の本局又は地方事務所等の相談窓口につながります。

2 オンライン相談会

公正取引委員会では、中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を開催しております（詳細は別添を御覧ください。）。

3 各種下請法講習会

公正取引委員会では、下請取引適正化推進講習会のほか、次のような下請法講習会を開催しています（下請法講習会の実施予定等については、公正取引委員会のホームページ（[講習会の御案内](#)）を御覧ください。）。

①「基礎講習会」

下請法及び優越的地位の濫用規制についての基礎知識を取得することを希望する方を対象として、「基礎講習会」を実施しています。

②「応用講習会」

下請法に関する基礎知識を有する方を対象として、具体的な事例研究を中心とする「応用講習会」を実施しています。

4 e-ラーニング

時間・場所を選ばず、下請法の基礎知識を学ぶことができるよう「[下請法基礎講習会 e-ラーニング資料](#)」等を作成しております。

5 ガイドブック等

これらの他にも、下請法を御理解いただくために、ガイドブック及び動画資料を作成しております（詳細は公正取引委員会のホームページ（「[各種パンフレット](#)」及び「[動画で分かる公正取引委員会](#)」）を御覧ください。）。

「[知って守って下請法](#)」「[知るほどなるほど下請法](#)」「[下請法基礎講習会動画](#)」



「[やさしく解説・よくわかる下請法講座～下請取引で困らないために～](#)」



中小事業者等のためのオンライン相談会

中小事業者等からの要望に応じ、独占禁止法上の優越的地位の濫用規制又は下請法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行うためのオンライン相談会を開催します。

1 対象

下請事業者をはじめとする中小事業者等（原則3社以上）の代表者又は従業員（所属する団体の定例的な会合の場での開催も可能）。

2 開催方法

WEB会議システムを用いて実施。

3 申込方法

相談会の開催を希望する中小事業者等（原則3社以上）は、代表の中小事業者等が参加人数分を取りまとめた上、以下の記入事項を電子メールに記入の上、申込先メールアドレスまで送信してください。

（1）記入事項

- ・ 申込代表者の会社名・所在地・資本金額・業種
- ・ 申込代表者の氏名・連絡先（電話番号）
- ・ 参加者の人数
- ・ 参加者の概要（例：下請事業者、物流事業者、納入業者）
- ・ 開催希望日（第1希望から第3希望まで。土日祝日は不開催）
- ・ 相談内容（複数可。簡潔で構いません。）

（2）申込メールアドレス

soudankai-○-jftc.go.jp

※迷惑メール防止のため、アドレス中の「@」を「-○-」としております。電子メール送信の際には「@」に置き換えて利用してください。

4 その他

- （1）申込みが多数の場合、御希望どおりにお受けできない場合がありますので、御了承ください。
- （2）申込みの際に御提供いただいた個人情報は、相談会業務以外の目的には一切使用しません。

11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、
下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。



その発注…。
どこかの職場で
「しわ寄せ」を
生んでいませんか？

STOP!
しわ寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や
急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



しわ寄せ防止
特設サイト

STOP!
し寄せ

大企業等と下請等中小事業者は共存共栄! 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

① 親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の **適正なコストは親事業者が負担すること**。
- 親事業者は、下請事業者の **「働き方改革」を阻害する** 不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ● 無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

② 発注内容は明確にしましょう!

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう **長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること**。
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること**。

③ 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること**。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月6日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和3年11月6日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月6日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談はっとライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消
キャンペーン

経済産業省

官 印 省 略
20210928中第1号
令和3年10月1日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業大臣

令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

令和三年八月七日から同月二十三日までの間の暴風雨及び豪雨による災害によって、佐賀県地域等において、交通インフラや建物・設備の損害が確認される等、当該暴風雨及び豪雨の発生に伴う取引上の影響は、被災地域の親事業者、下請事業者と取引のある全国の親事業者、下請事業者に広がる可能性があります。

過去の大規模地震発生時においても、下請事業者の責任によらない受領拒否、返品、支払遅延等に関する相談や、従来取引先から発注が受けられなくなったといった相談が寄せられたところです。

貴団体におかれましては、経営基盤の弱い中小企業者・小規模事業者に対するこれらの影響を最小限とするため、貴団体所属の親事業者に対して、下記の事項について周知徹底を図るなど適切な措置を講じていただくよう要請いたします。

記

1. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨の発生を理由として、下請事業者に一方向的に負担を押しつけることがないよう、十分に留意すること（別添の参考参照）
2. 親事業者においては、今回の暴風雨及び豪雨によって影響を受けた下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること

(参考)

災害発生時における、受領拒否や返品など取引上の問題に対する、独占禁止法^{注1}及び下請法^{注2}における考え方について、公正取引委員会が東日本大震災時に取りまとめておりますので以下をご参照ください。

問1

震災後、生活物資等の流通が滞っていることに伴い、商品等の販売価格が上昇しているようですが、独占禁止法上の問題はないですか。

答

今次の震災により、東北・関東地区における生産活動及び物流機能が大きな被害を受け、生活必需品を含め物資の供給に支障が生じています。今後、こうした事態に便乗して生活必需品等の物資に関して価格カルテル等の独占禁止法違反行為による不当な価格引上げが行われることがあれば問題となりますので、公正取引委員会としては、そのような行為がないかどうか監視してまいります。

問2

今次の震災による物資の不足を受けて、事業者が共同して又は事業者団体が、顧客1人当たりの販売個数を調整したり決定したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災地に優先的に物資が供給されるようにする、顧客に物資が広く行き渡るようにするといった緊急の対応として専ら行われるものであって、物資の不足が深刻な期間及び地域において実施されるものであれば、独占禁止法上問題となるものではありません。一方、そのような調整を、著しい物資の不足が解消された後になっても続ける場合には、独占禁止法上の問題が生じますので、御注意ください。

問3

大規模小売業者が、納入業者に対して、被災したスーパーの原状回復や再陳列作業への協力を要請することは、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者の生活の糧を供給する拠点となる大規模小売業者の営業が迅速に開始されることは、被災地の復興や被災者の生活支援にも資するものであり、大規模小売業者と納入業者との間で協議が行われた結果、被災した大規模小売業者の原状回復や再陳列作業への協力を行うことになったとしても、独占禁止法上問題となるものではありません。しかしながら、震災を口実として大規模小売業者が納入業者に対し、不当に不利益を与えることとなるような場合には、独占禁止法上の問題が生じ得ますので、御注意ください。

問4

親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして親事業者を受領能力がないことを理由に、受領拒否することは下請法上問題となりますか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので、代替的な工場での受領の可能性も含め、親事業者は可能な限り受領する手段を講ずる必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、工場等が滅失するなどして、客観的にみて当初定めた納期に受領することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、相当期間納期を延ばすこととなったときには、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問5

仕事を失った被災者を地域でなるべく多く従業員として受け入れたい。その際、関係事業者が共同して、又は事業者団体が、賃金、労働時間等について調整したり決定することは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災者をどのような条件で雇用するかという雇用契約上の問題ですので、労働関係法令上の考慮の必要性は別として、独占禁止法上は問題となるものではありません。

問6

親事業者が、風評に基づき受領拒否や返品を行うことは、下請法上問題ないですか。

答

下請事業者には責任がある場合を除き、親事業者が、発注した商品の受領を拒むことや一旦受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法上問題となります。

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することになりますが、例えば、震災の被害を受けた原子力発電所の所在する県と同一の県に下請事業者が所在することを専らの理由として、親事業者が下請事業者の納入した商品の受領を拒むことや一旦商品を受領した後にその商品を引き取らせることは、下請法違反となるおそれがありますので御注意ください。

問7

自社の工場が被災し、操業開始のめどが立っていない。また、製品の在庫も尽きつつある。顧客への供給を確保するため、当該製品を生産している競争事業者に自社に代わって顧客に供給してもらったり、生産を委託したりすることは、独占禁止法上問題となりますか。

答

被災によって自社の供給能力が喪失又は減少した場合に、自社の供給能力が復旧するまでの間、顧客への供給を確保するために必要な範囲で、競争事業者に代替供給を行ってもらうことや生産委託を行うことは、独占禁止法上問題となるものではありません。ただし、代替供給等を契機に、複数の事業者間で相互に価格や供給量等について制限することは問題となりますので、御注意ください。

問8

震災の影響により、下請事業者が親事業者から預かっていた物品が破損したことを理由として、親事業者が損害賠償請求として金銭を下請代金から差し引くことは、下請法上問題となりますか。

答

親事業者が、下請事業者には責任がないのに、下請代金の減額を行うことは、下請法上問題となります。したがって、震災の影響により親事業者から預かっていた物品が破損したとしても、通常、下請事業者には責任があるとはいえ、親事業者が震災による損害額を下請代金から減額することは、下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

問9

親事業者は部品Aと部品Bによって商品Cを製造しており、部品Bについては下請事業者に製造を発注している場合、被災により部品Aが手に入らなくなったことを理由に、下請事業者が発注していた部品Bの受領を拒否することは、下請法上問題となりますか。

答

個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、下請事業者に責任がある場合を除き、受領拒否をすることは、下請法上問題となりますので御注意ください。

問 10

親事業者の保管施設が被災したことにより、下請事業者が納品しようとした商品を下請事業者の保管させ、倉庫代等の追加費用が発生した場合、当該費用を下請事業者に負担をさせることは、下請法上問題となりますか。

答

下請事業者に対し、親事業者が支払うべき費用を負担させることは、不当な経済上の利益提供要請として下請法上問題となりますので、親事業者が追加費用を負担する必要があります。しかしながら、親事業者が被災し、客観的にみて震災の影響により発生した追加費用を直ちに負担することが不可能であると認められる場合に、例えば、両者間で十分協議の上、一時的に下請事業者が費用の一部を負担するときは、そのような事情を十分考慮して対応することとなります。

なお、親事業者は、このような特別な事情や経緯について、事後的にも分かるような記録を残しておくことが望まれます。

問 11

震災の影響により生産・調達コストが大幅に上昇したため、下請事業者が単価引上げを求めたにもかかわらず、親事業者が従来の単価を据え置くことは下請法上問題となりますか。

答

御指摘の生産・調達コストが大幅に上昇するなど震災の影響による単価の引上げについては、親事業者と下請事業者との間で十分協議を行って決定することが望まれます。個別の事案については、具体的な事実を踏まえて判断することとなりますが、例えば、震災の影響により下請事業者のコストが通常の発注に比べて大幅に増加するような発注にもかかわらず、下請事業者と十分に協議することなく、通常の発注をした場合の単価と同一の単価に一方的に据え置くことは、買ったたきとして下請法上問題となるおそれがありますので御注意ください。

【引用・東日本大震災に関連する Q&A（公正取引委員会ホームページ）】

<https://www.jftc.go.jp/soudan/shinsaikanren/23jishinqa.html>

注 1 独占禁止法：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

注 2 下請法：下請代金支払遅延等防止法

商業動態統計月報

Monthly Report on the Current Survey of Commerce

2021年7月分

July, 2021

経済産業省 大臣官房 調査統計グループ

Research and Statistics Department
Minister's Secretariat
Ministry of Economy, Trade and Industry

商業動態統計調査 -利用上の注意-

本統計表は、商業動態統計調査（以下、「本調査」という。）の結果によるもので、その概要は次のとおりである。

1. 調査の目的

全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としている。

2. 根拠法規

本調査は、統計法に基づく基幹統計調査として、商業動態統計調査規則(昭和28年通商産業省令第17号)に基づいて実施している。

3. 調査の範囲

日本標準産業分類「大分類I-卸売業, 小売業」（平成25年[2013年]10月改定）のうち代理商, 仲立業を除く全国の事業所(企業)である。

4. 調査の方法及び経路

本調査は、経済産業省が委託する民間事業者を通じて報告義務者に調査票の記入を依頼し、調査票を回収する。
(なお、丁2票については経済産業大臣が別に定める方法（POSデータ等の組替え集計）を併用している)

5. 調査期日

調査期日は、毎月末日現在である。

なお、商品手持額は、毎四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在である。

6. 調査票の種類及び対象

調査票の種類は、甲票、乙票、丙票及び丁1～4票の7種類に区分される。

(1) 甲票の対象範囲

従業者100人以上の各種商品卸売事業所及び従業者200人以上の卸売事業所で、経済産業大臣が指定する事業所。

(2) 乙票の対象範囲

甲票の対象を除いた卸売事業所及び丙票対象及び丁1～4票対象企業傘下事業所を除いた小売事業所で経済産業大臣が指定する事業所。

(3) 丙票の対象範囲

従業者50人以上の小売事業所のうち、百貨店及びスーパー（12. (3)参照）に該当する、経済産業大臣が指定する事業所。

(4) 丁1票の対象範囲

コンビニエンスストア（日本標準産業分類 細分類5891）を50店舗以上有するチェーン企業本部で、経済産業大臣が指定する企業。

(5) 丁2票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類5931-電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932-電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所（売場面積500㎡以上の家電大型専門店）を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(6) 丁3票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6031-ドラッグストアに属する事業所を50店舗以上有する企業もしくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

(7) 丁4票の対象範囲

日本標準産業分類に掲げる細分類6091-ホームセンターに属する事業所を10店舗以上有する企業もしくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業で、経済産業大臣が指定する企業。

7. 標本設計

本調査のうち乙票の対象は、経済センサス-活動調査の対象事業所を母集団とし、甲票、丙票の調査対象事業所及び丁1～4票の調査対象企業の傘下事業所のうち丁調査の要件を満たす事業所分を除外した上で業種別に目標精度が5%以下（卸売業は8%以下）（標準誤差率表示）となるように標本数を決め、無作為で抽出している。

8. 業種別販売額の推定方法

業種別販売額の推定は、標本調査の結果から比推定によって行っている（ただし、百貨店・スーパー分は実額加算）。比推定とは、当該月に回収された調査票と前月に回収された調査票を照合し、両月とも報告されている事業所のみ販売額を業種別・従業者規模別（以下「セル別」という）に合計し、対前月比を求め、前月のセル別の販売総額にその比率を乗じ、セル別販売総額を業種別に合計する方法で、算式は下記のとおりである。また、企業調査である「コンビニエンスストア」「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」については、それぞれ、「飲食料点小売業」「機械器具小売業」「医薬品・化粧品小売業」「その他小売業」に企業推計分として組み込まれる。

	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクケア器具、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具など
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇など
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライトなど
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない商品など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

(6) 第6部 ドラッグストア販売

本統計表は、丁3票（6. (6)参照）について集計した表である。

①本統計表で用いている商品分類は、以下のとおりである。

商品分類等	内容例示
調剤医薬品	医師の処方箋に基づき調剤する医療用医薬品・漢方薬・生薬
OTC医薬品	医薬品（医師の処方箋によるものを除く）、漢方薬（医師の処方箋によるものを除く）、生薬（医師の処方箋によるものを除く）など 風邪薬、胃腸薬、目薬、皮膚治療薬、湿布薬、滋養強壮剤（医薬品）など
ヘルスケア用品（衛生用品）・介護・ベビー	ヘルスケア用品（脱脂綿、ほう帯、ガーゼ類、サポータ、マスク、体温計、紙おむつ、殺虫剤（農業用、産業用は除く）、コンタクトレンズ洗浄剤・保存液、衛生用品等） 介護用品（大人用紙オムツ、尿取りパット、介護用品、ステッキ、介護食等） ベビー用品（育児用ミルク、ベビーフード、ベビー飲料、紙オムツ、授乳用品等）
健康食品	健康食品、サプリメント、ダイエット食品等
ビューティーケア（化粧品・小物）	化粧品（口紅、ファンデーション、化粧水、フレグランス、男性化粧品、浴用化粧品等） ビューティーケア小物（化粧品雑貨、化粧用ブラシ、コットン・スポンジ、つけまつげ、つけ爪、あぶらとり、ヘアブラシ等）
トイレタリー	歯みがき、歯ブラシ、シャンプー、リンス、ボディシャンプー、ヘアカラー、入浴剤、ハンドソープ、石けん（化粧、洗顔、浴用、薬用のもの）など
家庭用品・日用消耗品・ペット用品	家庭用品（バス・トイレ・キッチン用品、ファブリック、なべ、かま、キッチン用刃物、食器、卓上用品、清掃用品、包装用品、保安防災、避難用具等） 日用消耗品（住まいの洗剤、防虫剤、トイレトペーパー、芳香剤、食器洗剤、ティッシュペーパー等） ペット用品（ペットフード、ペット用装飾品、ペット用医薬品、ペット用シャンプー、ペット用シーツ等）
食品	菓子類、米、飲料、日配品、加工品、酒類、冷凍食品など
その他	上記以外の衣料品、履物、カバン・袋物、書籍、文具・玩具など

②リンク係数表については、付表参照のこと。

5. 家電大型専門店販売額の動向

2021年7月の家電大型専門店販売額は4422億円、前年同月比で見ると▲2.9%の減少となった。商品別にみると、情報家電が同▲13.4%の減少、カメラ類が同▲10.8%の減少、AV家電が同▲7.6%の減少となった。

一方、その他が同8.1%の増加、通信家電が同6.2%の増加、生活家電が同0.0%の横ばいとなった。

(単位:億円、店、%)

合計	AV 家電	情報 家電	通信 家電	カメラ類	生活 家電	その他	店舗数
4,422	640	760	241	93	2,228	460	2,614
▲2.9	▲7.6	▲13.4	6.2	▲10.8	0.0	8.1	1.9

6. ドラッグストア販売額の動向

2021年7月のドラッグストア販売額は6339億円、前年同月比で見ると2.2%の増加となった。商品別にみると、食品が同6.4%の増加、調剤医薬品が同5.8%の増加、ビューティケア(化粧品・小物)が同4.7%の増加、健康食品が同3.3%の増加、その他が同3.2%の増加、OTC医薬品が同0.9%の増加となった。

一方、ヘルスケア用品(衛生用品)・介護・ベビーが同▲11.5%の減少、家庭用品・日用消耗品・ペット用品が同▲0.4%の減少、トイレタリーが同▲0.0%の横ばいとなった。

(単位:億円、店、%)

合計	調剤 医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア 用品(衛生 用品)・介 護・ベビー	健康 食品	ビューテ ィケア(化 粧品・小物)	トイレタリー	家庭用品・ 日用消耗 品・ペット 用品	食品	その他	店舗数
6,339	531	758	426	207	802	568	1,008	1,918	120	17,289
2.2	5.8	0.9	▲11.5	3.3	4.7	▲0.0	▲0.4	6.4	3.2	3.6

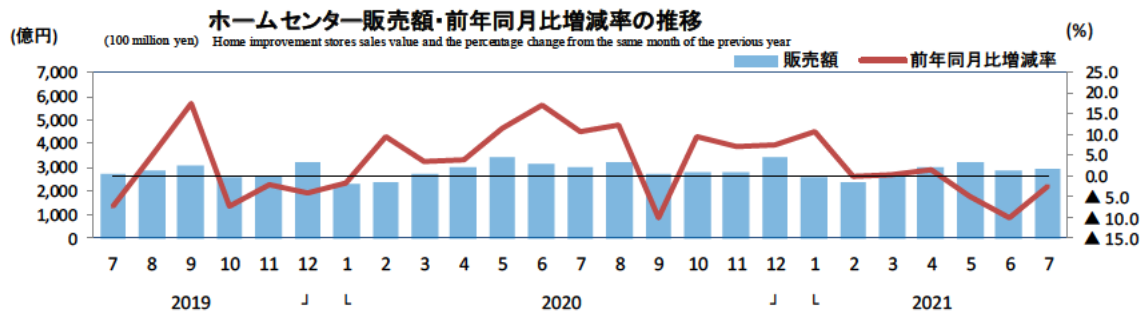
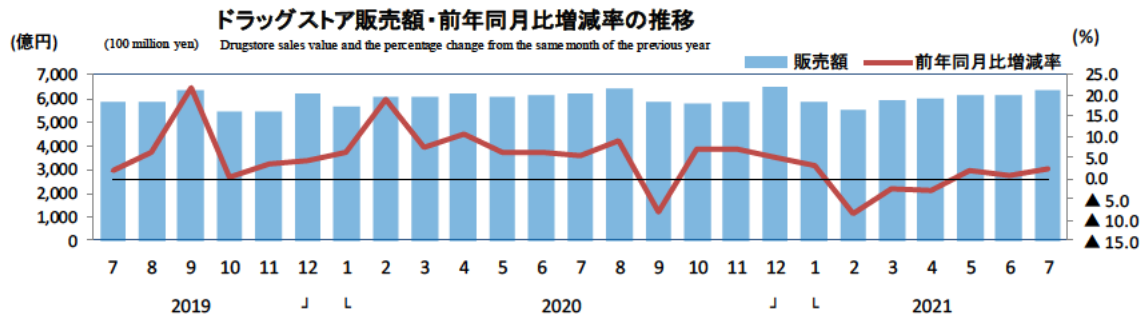
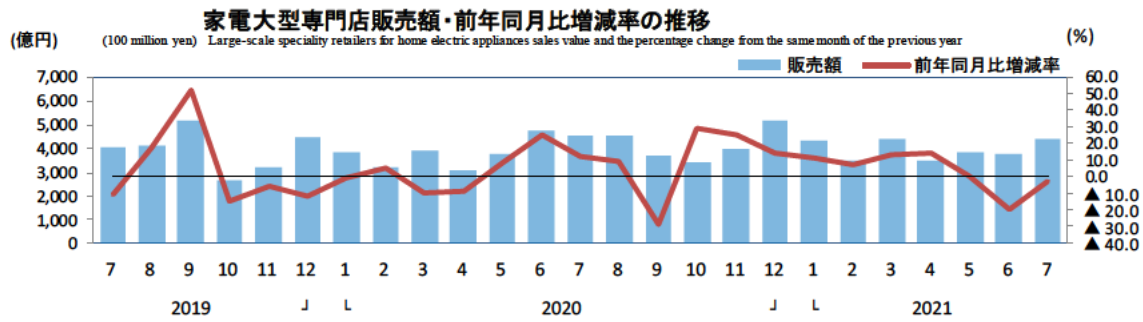
7. ホームセンター販売額の動向

2021年7月のホームセンター販売額は2940億円、前年同月比で見ると▲2.4%の減少となった。商品別にみると、インテリアが同▲9.5%の減少、その他が同▲9.3%の減少、オフィス・カルチャーが同▲8.6%の減少、家庭用品・日用品が同▲8.0%の減少、DIY用具・素材が同▲2.6%の減少となった。

一方、カー用品・アウトドアが同16.4%の増加、園芸・エクステリアが同5.3%の増加、電気が同3.4%の増加、ペット・ペット用品が同1.2%の増加となった。

(単位:億円、店、%)

合計	DIY用 具・素材	電 気	インテリア	家庭用品 ・日用品	園 芸・エ クステリア	ペット・ペ ット用品	カー用品 ・アウトドア	オフィス・ カルチャー	その他	店舗数
2,940	656	216	199	653	444	253	177	106	238	4,372
▲2.4	▲2.6	3.4	▲9.5	▲8.0	5.3	1.2	16.4	▲8.6	▲9.3	▲0.1



家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンター販売額、前年(度、同期、同月)比増減率及び店舗数

Large-scale speciality retailers for home electric appliances, Drugstore and Home improvement stores sales value and the percentage change from the same month/term of the previous year and number of establishments

(単位:億円、店、%) (100 million yen)

年月	家電大型専門店 Large-scale speciality retailers for home electric appliances			ドラッグストア Drugstore			ホームセンター Home improvement stores			Year and month
	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	販売額	前年比	店舗数	
	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	Sales value	(%)	establishments	
2018年	43,912	2.1	2,498	63,644	5.9	15,660	32,853	▲0.3	4,346	C Y 2018
2019	45,454	3.5	2,547	68,356	5.6	16,422	32,748	▲0.3	4,357	2019
2020	47,928	5.1	2,566	72,841	6.6	17,000	34,964	6.8	4,420	2020
2018年度	44,203	2.1	2,496	64,667	5.3	15,859	32,775	▲0.4	4,338	F Y 2018
2019	45,211	2.2	2,546	70,096	7.1	16,450	33,010	0.7	4,356	2019
2020	49,157	8.4	2,566	72,350	3.2	16,969	35,221	6.7	4,374	2020
2020年 4~6月	11,597	9.1	2,564	18,378	7.8	16,615	9,522	10.8	4,372	Q2 2020
7~9	12,748	▲4.6	2,560	18,456	1.8	16,788	8,978	4.0	4,401	Q3
10~12	12,602	21.6	2,566	18,163	6.3	17,000	9,067	8.1	4,420	Q4
2021年 1~3月	12,210	10.9	2,566	17,353	▲2.8	16,969	7,654	3.5	4,374	Q1 2021
4~6	11,126	▲4.1	2,583	18,367	▲0.1	17,225	9,093	▲4.5	4,367	Q2
2020年 5月	3,795	8.8	2,555	6,069	6.4	16,547	3,387	11.4	4,365	May 2020
6	4,729	25.6	2,564	6,123	6.4	16,615	3,148	17.3	4,372	Jun
7	4,554	12.1	2,565	6,202	5.5	16,696	3,013	10.6	4,378	Jul
8	4,523	9.5	2,563	6,408	9.0	16,729	3,223	12.5	4,390	Aug
9	3,671	▲29.0	2,560	5,846	▲8.2	16,788	2,742	▲9.9	4,401	Sep
10	3,444	29.0	2,553	5,813	7.2	16,866	2,797	9.7	4,405	Oct
11	4,004	25.3	2,562	5,847	7.0	16,948	2,821	7.3	4,417	Nov
12	5,154	14.7	2,566	6,503	5.0	17,000	3,448	7.6	4,420	Dec
2021年 1月	4,306	11.4	2,564	5,854	3.0	16,904	2,576	10.7	4,411	Jan 2021
2	3,492	7.2	2,565	5,551	▲8.5	16,892	2,344	▲0.1	4,364	Feb
3	4,413	13.6	2,566	5,947	▲2.4	16,969	2,733	0.4	4,374	Mar
4	3,520	14.5	2,577	6,010	▲2.8	17,083	3,034	1.6	4,379	Apr
5	3,820	0.7	2,583	6,182	1.9	17,164	3,228	▲4.7	4,374	May
6	3,786	▲19.9	2,583	6,175	0.8	17,225	2,831	▲10.1	4,367	Jun
7	4,422	▲2.9	2,614	6,339	2.2	17,289	2,940	▲2.4	4,372	Jul

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第6部 ドラッグストア販売

Part6 Drugstore sales value

第1表 商品別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table1 Sales value by goods and the percentage change from the same month/term of the previous year

年月	商品販売額 Sales of goods	調剤医薬品	OTC 医薬品	ヘルスケア用品 (衛生用品)・介護・ ベビー	健康食品	ビューティ ケア(化粧品・小物)	トイレタ リー	家庭用品・日 用消耗品・ ペット用品	食品	その他	店舗数 (店) Number of establishments	Year and Month
		Dispensing pharmaceutical products	Over the counter medical products	Health care (sanitary goods), nursing care, and baby products	Health foods	Beauty care (cosmetic products and goods)	Toiletry goods	Household utensils, daily necessities, pet products	Food	Others		
2018年	6,364,419	389,421	880,698	424,010	217,745	963,666	603,589	967,365	1,806,148	111,777	15,660	C Y 2018
2019	6,835,625	552,460	900,222	432,996	221,759	1,008,208	628,686	1,027,487	1,942,024	121,783	16,422	2019
2020	7,284,078	595,498	890,608	548,711	226,388	903,560	654,550	1,147,189	2,183,409	134,165	17,000	2020
2018年度	6,466,668	423,618	886,085	426,458	220,080	973,976	609,163	978,895	1,834,009	114,384	15,859	F Y 2018
2019	7,009,551	569,237	908,890	463,886	224,578	1,003,216	639,068	1,068,933	2,008,449	123,294	16,450	2019
2020	7,234,962	598,711	872,350	530,664	225,135	888,375	653,912	1,137,243	2,192,766	135,806	16,969	2020
2020年 4~6月	1,837,751	144,834	215,943	131,273	53,857	217,574	164,313	293,338	582,132	34,487	16,615	Q2 2020
7~9	1,845,599	146,775	223,011	140,785	60,334	225,581	167,643	296,559	549,063	35,848	16,788	Q3
10~12	1,816,309	155,567	218,844	132,993	56,700	231,920	166,867	284,911	534,383	34,124	17,000	Q4
2021年 1~3月	1,735,303	151,535	214,552	125,613	54,244	213,300	155,089	262,435	527,188	31,347	16,969	Q1 2021
4~6	1,836,654	152,390	216,412	124,978	58,284	232,634	164,257	289,126	564,294	34,279	17,225	Q2
2020年 5月	606,946	44,682	70,924	44,778	17,467	69,872	54,216	96,686	196,525	11,796	16,547	May 2020
6	612,344	48,037	72,594	45,543	19,244	76,231	56,306	99,027	183,512	11,850	16,615	Jun
7	620,214	50,151	75,175	48,191	20,025	76,628	56,848	101,211	180,323	11,662	16,696	Jul
8	640,785	48,362	78,952	49,268	20,844	78,468	58,202	103,151	191,507	12,031	16,729	Aug
9	584,600	48,262	68,884	43,326	19,465	70,485	52,593	92,197	177,233	12,155	16,788	Sep
10	581,275	51,483	70,873	42,114	18,716	72,949	52,621	89,865	172,049	10,605	16,866	Oct
11	584,732	48,701	70,533	43,538	18,675	74,565	54,604	90,695	172,496	10,925	16,948	Nov
12	650,302	55,383	77,438	47,341	19,309	84,406	59,642	104,351	189,838	12,594	17,000	Dec
2021年 1月	585,417	48,145	69,775	45,223	18,206	72,289	52,998	91,278	176,500	11,003	16,904	Jan 2021
2	555,146	48,759	69,390	40,495	17,280	65,819	48,996	82,958	171,911	9,538	16,892	Feb
3	594,740	54,631	75,387	39,895	18,758	75,192	53,095	88,199	178,777	10,806	16,969	Mar
4	600,979	52,646	70,854	40,822	18,805	77,181	53,323	92,265	184,017	11,066	17,083	Apr
5	618,194	48,372	72,748	42,582	19,697	77,916	55,201	98,158	191,631	11,889	17,164	May
6	617,481	51,372	72,810	41,574	19,782	77,537	55,733	98,703	188,646	11,324	17,225	Jun
7	633,932	53,058	75,820	42,631	20,694	80,232	56,833	100,840	191,794	12,030	17,289	Jul
2018年	5.9	4.4	3.1	1.9	6.6	6.6	4.4	4.7	9.5	6.5	4.8	C Y 2018
2019	5.6	11.1	3.4	3.2	3.0	4.1	3.7	6.2	7.5	6.9	5.0	2019
2020	6.6	7.8	▲1.1	26.7	2.1	▲10.4	4.1	11.6	12.4	10.2	3.5	2020
2018年度	5.3	3.6	2.7	1.1	7.1	5.5	4.4	4.8	8.4	7.1	5.4	F Y 2018
2019	7.1	12.9	3.5	9.6	2.9	2.6	4.6	9.2	9.5	6.3	3.7	2019
2020	3.2	5.2	▲4.0	14.4	0.2	▲11.4	2.3	6.4	9.2	10.1	3.2	2020
2020年 4~6月	7.8	6.8	▲2.4	26.6	▲3.0	▲15.2	4.3	14.2	19.6	12.8	3.6	Q2 2020
7~9	1.8	4.8	▲4.1	30.6	▲0.0	▲17.7	▲2.6	4.3	7.7	13.2	3.8	Q3
10~12	6.3	7.1	▲1.6	22.3	6.6	▲4.9	8.6	11.5	8.1	8.8	3.5	Q4
2021年 1~3月	▲2.8	2.2	▲7.8	▲12.6	▲2.3	▲6.6	▲0.4	▲3.7	1.8	5.5	3.2	Q1 2021
4~6	▲0.1	5.2	0.2	▲4.8	8.2	6.9	▲0.0	▲1.4	▲3.1	▲0.6	3.7	Q2
2020年 5月	6.4	2.3	▲5.3	29.2	▲6.2	▲18.5	2.7	11.1	20.7	12.9	3.3	May 2020
6	6.4	7.0	▲0.7	32.1	0.9	▲11.7	4.7	11.8	11.2	15.6	3.6	Jun
7	5.5	7.2	▲1.3	37.6	2.0	▲12.3	3.9	11.0	8.3	12.9	3.7	Jul
8	9.0	4.7	4.9	41.6	5.3	▲9.4	6.5	14.3	12.6	15.0	3.6	Aug
9	▲8.2	2.5	▲15.2	14.0	▲6.9	▲29.6	▲16.1	▲10.4	2.4	11.8	3.8	Sep
10	7.2	10.0	1.9	28.2	9.0	▲3.4	10.6	11.3	6.3	6.7	3.8	Oct
11	7.0	3.1	▲2.5	24.3	8.9	▲3.5	9.6	13.0	9.4	9.9	3.7	Nov
12	5.0	8.1	▲3.6	15.9	2.3	▲7.5	5.9	10.4	8.7	9.7	3.5	Dec
2021年 1月	3.0	4.0	▲8.0	▲5.5	▲4.9	▲7.5	5.8	11.1	10.9	13.4	2.8	Jan 2021
2	▲8.5	▲2.5	▲13.6	▲24.0	▲8.8	▲10.9	▲6.9	▲12.6	▲0.4	▲2.8	2.6	Feb
3	▲2.4	5.0	▲1.6	▲6.1	7.7	▲1.7	0.2	▲7.4	▲4.0	6.0	3.2	Mar
4	▲2.8	1.0	▲2.2	▲0.3	9.7	8.0	▲0.9	▲5.5	▲8.9	2.1	3.6	Apr
5	1.9	8.3	2.6	▲4.9	12.8	11.5	1.8	1.5	▲2.5	0.8	3.7	May
6	0.8	6.9	0.3	▲8.7	2.8	1.7	▲1.0	▲0.3	2.8	▲4.4	3.7	Jun
7	2.2	5.8	0.9	▲11.5	3.3	4.7	▲0.0	▲0.4	6.4	3.2	3.6	Jul

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。
 Note The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies. Refer to the appendix table.

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	北海道 Hokkaido		青森 Aomori		岩手 Iwate		宮城 Miyagi		秋田 Akita		山形 Yamagata	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018 年	262,421	692	54,561	162	72,372	190	118,832	287	40,229	124	50,843	137
2019	278,259	701	58,523	172	76,994	195	128,641	319	43,495	136	56,586	166
2020	286,971	696	65,056	182	82,562	215	142,258	338	48,414	143	64,268	175
2018 年度	265,867	693	55,440	162	73,539	191	120,538	304	40,768	127	51,770	155
2019	283,490	703	60,511	176	78,738	197	133,260	321	45,113	135	59,126	166
2020	281,690	698	65,206	185	82,611	220	142,339	344	48,516	144	64,469	177
2020 年 4～6 月	71,092	697	16,242	176	20,743	205	35,856	329	12,101	135	16,274	170
7～9	72,661	694	16,782	177	21,214	208	36,617	336	12,575	138	16,654	173
10～12	70,626	696	16,462	182	20,817	215	35,001	338	12,106	143	15,885	175
2021 年 1～3 月	67,311	698	15,720	185	19,837	220	34,865	344	11,734	144	15,656	177
4～6	70,524	698	16,971	188	21,842	227	36,999	348	12,808	146	16,944	181
2020 年 5 月	23,143	699	5,288	176	6,719	204	11,511	328	3,885	136	5,169	170
6	24,781	697	5,559	176	7,043	205	12,227	329	4,166	135	5,577	170
7	24,244	697	5,581	177	7,050	206	12,122	332	4,171	135	5,509	172
8	24,577	695	5,852	177	7,431	206	12,616	335	4,321	137	5,701	173
9	23,840	694	5,349	177	6,733	208	11,879	336	4,083	138	5,444	173
10	23,092	695	5,391	180	6,627	209	11,374	336	3,949	141	5,162	174
11	23,715	695	5,381	180	6,838	215	11,597	337	3,954	141	5,214	175
12	23,819	696	5,690	182	7,352	215	12,030	338	4,203	143	5,509	175
2021 年 1 月	24,186	696	5,476	182	6,769	217	11,975	339	4,119	143	5,452	175
2	22,169	696	5,000	183	6,339	218	11,180	342	3,763	143	5,031	175
3	20,956	698	5,244	185	6,729	220	11,710	344	3,852	144	5,173	177
4	23,426	698	5,522	189	7,117	224	12,291	346	4,175	146	5,580	180
5	22,675	704	5,627	188	7,185	225	12,068	350	4,207	145	5,496	180
6	24,423	698	5,822	188	7,540	227	12,640	348	4,426	146	5,868	181
7	24,026	697	5,917	189	7,724	226	12,774	354	4,567	149	5,918	181
2018 年	4.1	2.5	6.8	8.0	5.1	6.1	5.2	7.1	6.9	7.8	7.6	8.7
2019	6.0	1.3	7.3	6.2	6.4	2.6	7.9	11.1	8.1	9.7	11.1	21.2
2020	3.1	▲0.7	11.2	5.8	7.2	10.3	10.6	6.0	11.3	5.1	13.6	5.4
2018 年度	4.3	2.7	6.8	6.6	5.5	6.7	5.0	10.9	6.2	9.5	7.3	21.1
2019	6.6	1.4	9.1	8.6	7.1	3.1	10.2	5.6	10.7	6.3	14.1	7.1
2020	▲0.6	▲0.7	7.8	5.1	4.9	11.7	6.8	7.2	7.5	6.7	9.0	6.6
2020 年 4～6 月	3.9	0.1	12.0	7.3	6.0	7.9	12.9	6.1	12.1	3.8	17.8	9.0
7～9	0.4	▲0.7	6.9	4.7	4.2	8.3	6.8	6.0	7.2	3.8	8.3	8.1
10～12	0.7	▲0.7	11.7	5.8	9.5	10.3	7.9	6.0	10.5	5.1	9.7	5.4
2021 年 1～3 月	▲7.3	▲0.7	1.0	5.1	0.2	11.7	0.2	7.2	0.9	6.7	1.3	6.6
4～6	▲0.8	0.1	4.5	6.8	5.3	10.7	3.2	5.8	5.8	8.1	4.1	6.5
2020 年 5 月	3.4	0.3	8.6	6.7	2.8	7.9	10.0	6.5	7.6	4.6	13.5	9.0
6	5.1	0.1	14.1	7.3	4.8	7.9	13.0	6.1	12.8	3.8	19.2	9.0
7	4.2	0.4	11.0	6.0	7.4	7.9	9.4	5.1	11.6	3.1	11.9	9.6
8	1.3	▲0.3	11.5	6.0	7.8	7.9	9.2	5.7	8.9	3.8	7.9	8.8
9	▲4.0	▲0.7	▲1.4	4.7	▲2.6	8.3	1.8	6.0	1.6	3.8	5.2	8.1
10	▲7.5	▲0.1	11.9	5.9	5.3	8.3	3.6	5.3	6.9	4.4	3.3	6.7
11	9.8	▲0.7	15.4	5.3	13.4	10.8	13.3	6.0	14.3	4.4	14.6	6.1
12	1.0	▲0.7	8.3	5.8	9.9	10.3	7.3	6.0	10.4	5.1	11.8	5.4
2021 年 1 月	▲1.2	▲0.7	9.7	5.8	5.0	10.2	6.7	5.9	7.8	5.9	8.6	5.4
2	▲9.6	▲0.6	▲4.5	5.8	▲4.1	10.7	▲4.1	6.2	▲2.3	5.9	▲2.3	5.4
3	▲11.1	▲0.7	▲1.8	5.1	0.0	11.7	▲1.6	7.2	▲2.7	6.7	▲2.2	6.6
4	1.1	▲0.7	2.4	7.4	1.9	11.4	1.4	6.8	3.1	7.4	0.9	6.5
5	▲2.0	0.7	6.4	6.8	6.9	10.3	4.8	6.7	8.3	6.6	6.3	5.9
6	▲1.4	0.1	4.7	6.8	7.1	10.7	3.4	5.8	6.2	8.1	5.2	6.5
7	▲0.9	0.0	6.0	6.8	9.6	9.7	5.4	6.6	9.5	10.4	7.4	5.2

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

福島 Fukushima		茨城 Ibaraki		栃木 Tochigi		群馬 Gunma		埼玉 Saitama		千葉 Chiba		東京 Tokyo		Year and Month			
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments					
87,554	193	165,558	379	122,669	263	115,586	289	382,721	1,032	311,774	795	676,610	1,715	C Y	2018	Sales value (million yen) ・ Number of establishments	
95,058	211	185,128	392	132,917	281	125,281	303	418,495	1,073	343,607	824	735,427	1,838		2019		
106,420	231	204,086	413	147,610	291	134,334	316	452,654	1,097	372,952	853	730,838	1,871		2020		
88,924	199	170,219	380	124,828	266	117,820	293	391,500	1,046	318,959	796	686,584	1,783	F Y	2018		
98,586	214	190,476	396	137,313	286	128,620	303	430,512	1,073	353,683	827	751,075	1,802		2019		
106,638	236	204,801	422	147,899	295	133,285	320	449,482	1,099	371,144	857	717,236	1,865		2020		
26,962	216	51,407	409	37,789	281	33,967	310	113,927	1,083	93,773	836	174,574	1,818	Q2	2020		
27,706	219	52,787	412	37,966	282	34,084	311	114,152	1,084	94,414	842	182,614	1,854	Q3			
25,939	231	50,442	413	36,031	291	33,013	316	112,947	1,097	93,249	853	184,881	1,871	Q4			
26,031	236	50,165	422	36,113	295	32,221	320	108,456	1,099	89,708	857	175,167	1,865	Q1	2021		
27,561	242	51,971	428	36,838	302	33,541	322	112,733	1,105	93,337	870	184,185	1,870	Q2			
8,779	216	16,422	406	12,335	282	11,128	310	38,209	1,079	30,942	836	57,018	1,800	May	2020		
9,164	216	17,668	409	12,693	281	11,572	310	37,920	1,083	31,310	836	58,478	1,818	Jun			
8,983	217	17,529	410	12,627	283	11,441	312	38,867	1,079	31,899	840	61,833	1,852	Jul			
9,741	219	18,447	411	13,192	282	11,847	312	39,571	1,083	32,748	841	63,168	1,851	Aug			
8,982	219	16,811	412	12,147	282	10,796	311	35,714	1,084	29,767	842	57,613	1,854	Sep			
8,517	226	16,316	412	11,629	283	10,539	311	36,023	1,090	29,327	846	59,005	1,869	Oct			
8,636	228	16,512	412	11,892	290	10,694	315	36,289	1,093	31,046	852	59,991	1,869	Nov			
8,786	231	17,614	413	12,510	291	11,780	316	40,635	1,097	32,876	853	65,885	1,871	Dec			
9,026	232	17,065	413	12,517	291	11,056	316	36,400	1,098	30,006	855	58,132	1,867	Jan	2021		
8,415	233	16,230	416	11,683	292	10,355	317	34,592	1,096	28,825	856	55,211	1,869	Feb			
8,590	236	16,870	422	11,913	295	10,810	320	37,464	1,099	30,877	857	61,824	1,865	Mar			
8,876	239	16,805	425	11,957	298	10,912	323	36,846	1,100	30,364	860	61,045	1,868	Apr			
9,105	241	17,191	428	12,245	300	11,322	323	37,956	1,102	31,430	866	61,884	1,866	May			
9,580	242	17,975	428	12,636	302	11,307	322	37,931	1,105	31,543	870	61,256	1,870	Jun			
9,610	245	18,145	428	12,739	303	11,493	326	39,159	1,107	32,380	869	62,663	1,880	Jul			
4.8	4.9	4.4	8.9	5.3	13.4	5.2	3.6	4.0	3.8	4.5	4.6	7.4	3.8	C Y	2018		Percentage change from the same month/term of the previous year (%)
7.6	9.3	5.6	3.4	6.4	6.8	5.7	4.8	4.7	4.0	5.2	3.6	6.4	7.2		2019		
12.0	9.5	10.2	5.4	11.1	3.6	7.2	4.3	8.2	2.2	8.5	3.5	▲0.6	1.8		2020		
4.8	5.9	4.9	7.3	5.2	13.2	5.2	3.2	4.3	4.9	4.3	3.9	6.0	6.6	F Y	2018		
10.1	7.5	7.2	4.2	8.5	7.5	7.1	3.4	6.4	2.6	7.1	3.9	7.7	1.1		2019		
8.2	10.3	7.5	6.6	7.7	3.1	3.6	5.6	4.4	2.4	4.9	3.6	▲4.5	3.5		2020		
15.6	6.4	13.4	7.9	16.3	3.3	9.9	4.7	9.8	2.2	10.0	3.9	▲4.8	1.4	Q2	2020		
8.8	7.4	7.3	6.7	7.2	2.5	3.9	5.4	2.8	2.1	4.3	3.4	▲6.1	2.4	Q3			
8.2	9.5	8.5	5.4	7.3	3.6	4.3	4.3	8.6	2.2	7.9	3.5	0.3	1.8	Q4			
0.8	10.3	1.4	6.6	0.8	3.1	▲3.2	5.6	▲2.8	2.4	▲2.0	3.6	▲7.2	3.5	Q1	2021		
2.2	12.0	1.1	4.6	▲2.5	7.5	▲1.3	3.9	▲1.0	2.0	▲0.5	4.1	5.5	2.9	Q2			
13.9	6.4	9.1	6.0	14.8	3.7	8.7	5.4	8.9	2.3	7.3	3.5	▲7.4	0.1	May	2020		
14.7	6.4	14.8	7.9	15.0	3.3	9.8	4.7	8.6	2.2	8.8	3.9	▲4.3	1.4	Jun			
10.0	6.4	9.9	6.2	11.0	3.3	7.2	6.1	7.8	1.9	9.4	3.8	▲1.5	3.2	Jul			
11.3	7.4	11.2	5.9	9.2	2.5	9.5	6.1	12.1	2.3	10.9	3.7	▲1.1	2.3	Aug			
4.9	7.4	1.0	6.7	1.6	2.5	▲4.5	5.4	▲10.1	2.1	▲6.5	3.4	▲15.1	2.4	Sep			
3.2	10.8	3.7	6.2	2.0	2.5	▲1.1	5.1	11.1	2.4	8.1	3.0	3.4	2.5	Oct			
14.0	10.1	12.9	5.6	12.0	4.3	7.5	4.3	9.0	2.4	9.4	3.3	0.4	2.0	Nov			
7.9	9.5	9.0	5.4	8.1	3.6	6.7	4.3	6.0	2.2	6.4	3.5	▲2.4	1.8	Dec			
8.6	9.4	7.8	4.8	9.2	2.8	3.7	4.6	4.1	2.4	4.4	3.6	▲5.0	1.1	Jan	2021		
▲2.5	9.9	▲3.0	5.3	▲3.1	3.2	▲8.5	5.0	▲9.7	2.4	▲8.3	3.5	▲14.3	1.5	Feb			
▲3.2	10.3	▲0.2	6.6	▲3.2	3.1	▲4.3	5.6	▲2.3	2.4	▲1.5	3.6	▲2.1	3.5	Mar			
▲1.6	10.6	▲3.0	6.0	▲6.3	5.3	▲3.2	5.9	▲2.5	2.8	▲3.7	3.5	3.3	4.0	Apr			
3.7	11.6	4.7	5.4	▲0.7	6.4	1.7	4.2	▲0.7	2.1	1.6	3.6	8.5	3.7	May			
4.5	12.0	1.7	4.6	▲0.4	7.5	▲2.3	3.9	0.0	2.0	0.7	4.1	4.8	2.9	Jun			
7.0	12.9	3.5	4.4	0.9	7.1	0.5	4.5	0.8	2.6	1.5	3.5	1.3	1.5	Jul			

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	神奈川県 Kanagawa		新潟 Niigata		富山 Toyama		石川 Ishikawa		福井 Fukui		山梨 Yamanashi		長野 Nagano	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018年	458,242	1,063	107,668	312	73,700	159	81,428	169	66,380	133	50,576	140	79,776	231
2019	504,379	1,118	116,206	328	79,719	169	88,894	188	69,774	142	54,064	143	87,168	237
2020	548,368	1,141	125,772	343	86,891	189	107,584	220	74,047	152	57,820	148	94,799	246
2018年度	467,824	1,074	109,877	315	74,921	157	82,919	170	68,468	134	51,522	140	81,451	233
2019	520,143	1,098	119,636	327	82,032	172	93,315	199	70,554	143	55,409	148	89,472	239
2020	545,855	1,134	124,693	346	86,938	192	108,674	230	74,316	153	56,712	128	94,497	243
2020年4～6月	137,352	1,103	31,417	331	22,281	180	28,202	212	19,452	144	14,463	149	23,381	240
7～9	138,374	1,126	32,177	335	22,157	185	27,578	216	18,540	146	14,748	148	24,305	243
10～12	137,830	1,141	31,447	343	21,564	189	26,772	220	18,240	152	14,420	148	23,952	246
2021年1～3月	132,299	1,134	29,652	346	20,936	192	26,122	230	18,084	153	13,081	128	22,859	243
4～6	137,674	1,151	32,035	358	22,672	199	28,604	243	19,258	162	13,589	131	23,618	248
2020年5月	45,580	1,099	10,330	331	7,251	177	9,385	208	6,558	143	4,714	148	7,558	241
6	45,235	1,103	10,764	331	7,329	180	9,456	212	6,161	144	4,949	149	7,825	240
7	46,994	1,116	10,589	333	7,197	182	8,896	214	6,010	144	4,943	149	8,057	242
8	47,534	1,117	11,343	334	7,725	184	9,705	216	6,540	144	5,139	149	8,481	242
9	43,846	1,126	10,245	335	7,235	185	8,977	216	5,990	146	4,666	148	7,767	243
10	44,189	1,130	10,004	338	6,892	187	8,654	211	5,830	149	4,659	147	7,693	244
11	44,605	1,133	10,239	343	6,992	188	8,674	215	5,958	149	4,674	147	7,718	245
12	49,036	1,141	11,204	343	7,680	189	9,444	220	6,452	152	5,087	148	8,541	246
2021年1月	44,475	1,141	10,120	344	7,123	190	8,913	223	6,263	152	4,608	148	7,852	245
2	42,136	1,132	9,455	344	6,865	191	8,600	226	6,071	153	4,141	129	7,202	243
3	45,688	1,134	10,077	346	6,948	192	8,609	230	5,750	153	4,332	128	7,805	243
4	44,978	1,141	10,292	354	7,347	197	9,263	236	6,308	156	4,438	128	7,713	246
5	46,538	1,148	10,873	358	7,678	201	9,665	242	6,476	159	4,576	129	7,979	247
6	46,158	1,151	10,870	358	7,647	199	9,676	243	6,474	162	4,575	131	7,926	248
7	48,089	1,160	11,046	359	7,757	199	9,632	244	6,517	162	4,728	131	8,379	249
2018年	3.4	4.1	4.2	6.1	6.3	1.9	5.6	3.7	12.5	14.7	6.1	2.9	6.9	4.1
2019	5.4	5.2	6.0	5.1	5.9	6.3	8.4	11.2	5.1	6.8	2.8	2.1	6.6	2.6
2020	8.7	2.1	8.2	4.6	9.0	11.8	21.0	17.0	6.1	7.0	6.9	3.5	8.8	3.8
2018年度	3.1	4.5	5.1	3.6	5.5	0.0	5.6	4.3	13.0	10.7	5.3	2.9	5.9	4.5
2019	7.6	2.2	7.4	3.8	7.8	9.6	11.9	17.1	3.0	6.7	4.4	5.7	7.9	2.6
2020	4.9	3.3	4.2	5.8	6.0	11.6	16.5	15.6	5.3	7.0	2.4	▲13.5	5.6	1.7
2020年4～6月	9.7	1.4	9.1	3.4	12.4	11.1	29.3	24.0	11.0	5.9	7.1	4.9	9.7	2.6
7～9	3.5	1.9	2.1	4.7	5.9	13.5	19.3	26.3	5.6	6.6	2.1	4.2	4.5	3.4
10～12	8.9	2.1	10.0	4.6	5.7	11.8	14.7	17.0	3.3	7.0	8.7	3.5	10.2	3.8
2021年1～3月	▲1.9	3.3	▲3.5	5.8	0.2	11.6	4.4	15.6	1.5	7.0	▲7.8	▲13.5	▲1.3	1.7
4～6	0.2	4.4	2.0	8.2	1.8	10.6	1.4	14.6	▲1.0	12.5	▲6.0	▲12.1	1.0	3.3
2020年5月	6.8	1.2	6.9	4.1	10.1	9.9	30.1	22.4	9.1	5.9	4.7	4.2	5.6	2.6
6	8.3	1.4	10.3	3.4	8.7	11.1	25.0	24.0	6.6	5.9	10.1	4.9	10.5	2.6
7	8.6	1.9	5.3	4.4	7.3	11.7	20.3	25.1	8.1	5.9	5.2	4.9	8.1	3.0
8	10.7	1.3	10.0	4.7	12.5	12.2	27.3	26.3	12.7	5.9	7.5	4.9	9.9	3.0
9	▲7.6	1.9	▲8.1	4.7	▲1.6	13.5	10.8	26.3	▲3.4	6.6	▲6.1	4.2	▲3.9	3.4
10	12.0	1.8	7.5	5.0	2.4	13.3	15.9	22.0	1.8	8.0	8.6	2.8	12.5	3.4
11	9.1	1.9	11.7	4.9	6.7	11.9	13.8	17.5	4.2	6.4	10.1	2.8	10.9	4.3
12	6.2	2.1	10.6	4.6	7.9	11.8	14.3	17.0	3.8	7.0	7.4	3.5	7.5	3.8
2021年1月	6.0	2.1	3.2	4.9	7.8	15.2	12.7	13.8	12.1	7.0	▲0.4	2.8	6.5	2.9
2	▲9.3	1.3	▲9.4	4.6	▲3.7	13.0	▲0.2	14.7	▲0.5	7.0	▲13.9	▲11.0	▲9.4	1.7
3	▲1.5	3.3	▲3.9	5.8	▲2.9	11.6	1.2	15.6	▲6.1	7.0	▲8.9	▲13.5	▲0.5	1.7
4	▲3.4	3.4	▲0.3	7.3	▲4.6	15.9	▲1.0	17.4	▲6.3	9.9	▲7.5	▲13.5	▲3.6	2.5
5	2.1	4.5	5.3	8.2	5.9	13.6	3.0	16.3	▲1.3	11.2	▲2.9	▲12.8	5.6	2.5
6	2.0	4.4	1.0	8.2	4.3	10.6	2.3	14.6	5.1	12.5	▲7.6	▲12.1	1.3	3.3
7	2.3	3.9	4.3	7.8	7.8	9.3	8.3	14.0	8.4	12.5	▲4.3	▲12.1	4.0	2.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

岐阜 Gifu		静岡 Shizuoka		愛知 Aichi		三重 Mie		滋賀 Shiga		京都 Kyoto		大阪 Osaka		Year and Month	
店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
152,606	408	253,196	486	389,544	968	78,938	235	69,121	195	107,571	293	416,463	896	C Y	2018
165,292	427	278,415	501	419,725	1,034	84,483	246	75,975	202	116,706	316	426,726	954		2019
177,959	440	300,569	523	462,085	1,115	91,815	251	83,271	213	121,123	328	392,057	994		2020
155,717	412	259,816	490	394,873	978	80,112	239	70,773	195	109,811	300	416,391	903	F Y	2018
169,826	432	285,041	508	434,118	1,049	87,044	246	78,221	204	119,800	320	428,711	955		2019
177,578	443	300,625	528	462,932	1,129	91,367	251	83,142	216	119,684	331	382,811	1,011		2020
46,494	436	75,605	512	118,724	1,068	23,579	249	21,484	206	30,371	320	96,059	971	Q2	2020
44,763	438	75,915	517	116,760	1,086	23,139	249	21,025	210	30,566	325	97,104	987	Q3	
43,924	440	76,319	523	114,951	1,115	22,631	251	20,718	213	30,158	328	96,959	994	Q4	
42,397	443	72,786	528	112,497	1,129	22,018	251	19,915	216	28,589	331	92,689	1,011	Q1	2021
44,818	453	76,642	535	119,251	1,158	22,963	260	21,144	221	31,176	334	99,656	1,033	Q2	
15,846	436	25,174	510	39,746	1,062	7,858	248	7,178	206	10,122	321	31,737	956	May	2020
14,876	436	24,690	512	38,987	1,068	7,761	249	7,034	206	10,079	320	32,057	971	Jun	
14,826	436	25,557	513	39,756	1,072	7,832	248	7,075	206	10,318	322	33,095	979	Jul	
15,757	437	26,275	514	40,751	1,074	8,165	249	7,414	209	10,717	323	33,678	978	Aug	
14,180	438	24,083	517	36,253	1,086	7,142	249	6,536	210	9,531	325	30,331	987	Sep	
13,994	438	24,343	519	36,253	1,097	7,213	250	6,574	210	9,569	324	30,697	993	Oct	
14,106	441	24,212	519	36,631	1,110	7,131	250	6,585	213	9,559	327	30,648	993	Nov	
15,824	440	27,764	523	42,067	1,115	8,287	251	7,559	213	11,030	328	35,614	994	Dec	
14,432	441	24,204	523	37,997	1,120	7,480	252	6,679	213	9,492	329	30,408	1,001	Jan	2021
13,908	441	23,088	524	36,595	1,122	7,168	252	6,417	214	9,080	330	29,650	1,000	Feb	
14,057	443	25,494	528	37,905	1,129	7,370	251	6,819	216	10,017	331	32,631	1,011	Mar	
14,504	444	25,037	531	38,642	1,137	7,407	255	6,896	219	10,153	333	32,681	1,025	Apr	
14,992	448	25,836	534	40,171	1,147	7,789	259	7,133	222	10,624	333	33,585	1,028	May	
15,322	453	25,769	535	40,438	1,158	7,767	260	7,115	221	10,399	334	33,390	1,033	Jun	
15,171	449	26,824	539	41,303	1,165	8,013	262	7,309	221	10,781	333	34,526	1,037	Jul	
9.9	5.2	5.5	4.5	5.6	6.3	7.5	4.4	8.6	7.1	10.1	6.2	7.6	1.0	C Y	2018
8.3	4.7	5.7	3.1	7.4	6.8	6.5	4.7	9.0	3.6	8.0	7.8	0.8	6.5		2019
7.7	3.0	8.0	4.4	10.1	7.8	8.7	2.0	9.6	5.4	3.8	3.8	▲8.1	4.2		2020
9.0	7.0	5.8	5.4	5.1	6.7	6.4	4.4	8.3	8.3	9.6	7.5	4.1	0.9	F Y	2018
9.1	4.9	6.5	3.7	9.7	7.3	8.3	2.9	9.8	4.6	8.8	6.7	1.7	5.8		2019
4.6	2.5	5.5	3.9	6.6	7.6	5.0	2.0	6.3	5.9	▲0.1	3.4	▲10.7	5.9		2020
13.3	3.6	9.2	3.2	13.2	7.3	12.0	3.8	13.1	2.5	3.0	5.6	▲12.6	5.5	Q2	2020
2.3	4.3	2.8	4.9	4.5	7.3	2.9	2.0	4.3	4.5	▲1.5	5.5	▲12.9	5.3	Q3	
4.0	3.0	10.2	4.4	8.6	7.8	7.6	2.0	8.9	5.4	3.1	3.8	▲8.1	4.2	Q4	
▲0.9	2.5	0.1	3.9	0.8	7.6	▲2.0	2.0	▲0.6	5.9	▲4.8	3.4	▲9.1	5.9	Q1	2021
▲3.6	3.9	1.4	4.5	0.4	8.4	▲2.6	4.4	▲1.6	7.3	2.7	4.4	3.7	6.4	Q2	
15.0	4.3	8.9	3.7	14.6	7.4	12.4	4.6	13.8	3.0	3.0	5.9	▲12.9	3.9	May	2020
5.1	3.6	7.2	3.2	7.2	7.3	7.1	3.8	8.3	2.5	1.3	5.6	▲12.8	5.5	Jun	
5.8	3.3	7.3	3.4	8.2	6.7	6.2	2.5	8.2	2.5	2.3	5.9	▲9.9	5.5	Jul	
10.0	3.6	9.6	4.0	15.3	6.5	13.5	2.5	15.6	4.0	8.4	5.2	▲4.4	5.4	Aug	
▲8.1	4.3	▲7.6	4.9	▲8.4	7.3	▲9.8	2.0	▲9.4	4.5	▲13.9	5.5	▲23.2	5.3	Sep	
4.3	3.3	13.5	4.8	8.6	8.1	9.7	2.0	11.2	4.5	7.5	4.5	▲6.3	5.6	Oct	
3.8	3.3	9.8	4.4	7.9	8.3	5.3	1.6	7.7	4.9	▲0.0	4.1	▲10.1	5.0	Nov	
3.9	3.0	7.7	4.4	9.1	7.8	7.9	2.0	8.0	5.4	2.3	3.8	▲7.8	4.2	Dec	
8.7	3.0	5.8	4.0	9.3	8.4	5.5	2.0	6.5	6.0	▲3.3	3.5	▲12.2	5.4	Jan	2021
▲5.2	2.8	▲6.4	4.0	▲4.6	8.2	▲7.1	2.4	▲5.8	5.9	▲9.9	4.1	▲12.7	5.0	Feb	
▲5.3	2.5	1.2	3.9	▲1.5	7.6	▲3.8	2.0	▲2.0	5.9	▲1.2	3.4	▲2.2	5.9	Mar	
▲8.0	2.8	▲2.7	4.5	▲3.4	7.7	▲6.9	2.8	▲5.2	6.8	▲0.2	3.4	1.3	7.1	Apr	
▲5.4	2.8	2.6	4.7	1.1	8.0	▲0.9	4.4	▲0.6	7.8	5.0	3.7	5.8	7.5	May	
3.0	3.9	4.4	4.5	3.7	8.4	0.1	4.4	1.2	7.3	3.2	4.4	4.2	6.4	Jun	
2.3	3.0	5.0	5.1	3.9	8.7	2.3	5.6	3.3	7.3	4.5	3.4	4.3	5.9	Jul	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	兵庫 Hyogo		奈良 Nara		和歌山 Wakayama		鳥取 Tottori		島根 Shimane		岡山 Okayama		広島 Hiroshima	
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	
2018年	229,618	595	46,565	127	26,029	83	23,920	66	32,136	72	81,763	188	120,889	304
2019	242,600	613	51,131	127	28,466	84	25,463	69	35,447	80	86,723	195	128,525	309
2020	262,050	634	54,682	133	32,637	92	28,560	70	39,957	80	96,003	199	140,361	312
2018年度	232,138	606	47,981	128	26,633	84	24,352	66	32,949	78	83,287	190	122,914	304
2019	249,138	623	52,619	128	29,629	87	26,158	67	36,370	79	88,923	195	131,149	308
2020	260,414	634	54,035	136	32,680	95	28,696	72	40,293	80	96,484	194	140,193	316
2020年4～6月	66,776	625	13,912	129	8,394	89	7,400	68	10,457	80	24,858	195	36,230	311
7～9	66,649	630	13,847	131	8,298	90	7,345	69	10,230	80	24,376	197	35,468	310
10～12	65,245	634	13,544	133	8,193	92	7,239	70	10,175	80	24,159	199	35,732	312
2021年1～3月	61,744	634	12,732	136	7,795	95	6,712	72	9,431	80	23,091	194	32,763	316
4～6	65,761	645	13,499	138	8,456	98	7,345	74	10,205	80	24,928	198	35,098	322
2020年5月	22,267	624	4,664	127	2,827	87	2,403	68	3,387	80	8,258	195	11,837	310
6	22,310	625	4,646	129	2,788	89	2,477	68	3,501	80	8,436	195	12,133	311
7	22,631	624	4,737	131	2,775	89	2,519	68	3,516	80	7,999	195	12,197	311
8	23,331	628	4,838	130	2,899	89	2,534	69	3,517	80	8,705	195	12,255	309
9	20,687	630	4,272	131	2,624	90	2,292	69	3,197	80	7,672	197	11,016	310
10	20,670	631	4,277	133	2,602	90	2,356	69	3,322	80	7,646	197	11,409	310
11	20,661	633	4,267	133	2,627	92	2,292	70	3,163	80	7,665	198	11,141	312
12	23,914	634	5,000	133	2,964	92	2,591	70	3,690	80	8,848	199	13,182	312
2021年1月	20,673	634	4,260	135	2,603	92	2,240	71	3,128	80	7,776	200	10,922	312
2	19,623	633	4,080	135	2,517	93	2,093	71	2,935	80	7,187	199	10,132	315
3	21,448	634	4,392	136	2,675	95	2,379	72	3,368	80	8,128	194	11,709	316
4	21,514	638	4,399	137	2,755	96	2,431	73	3,415	81	7,915	194	11,475	317
5	22,358	637	4,616	138	2,873	97	2,463	74	3,386	80	8,753	195	11,944	321
6	21,889	645	4,484	138	2,828	98	2,451	74	3,404	80	8,260	198	11,679	322
7	22,814	646	4,682	140	2,925	99	2,651	76	3,727	80	8,415	199	12,322	323
2018年	4.7	2.6	16.3	16.5	9.4	6.4	6.0	4.8	7.8	7.5	8.0	6.8	7.2	5.9
2019	3.9	3.0	8.8	0.0	9.4	1.2	6.5	4.5	10.3	11.1	6.1	3.7	6.3	1.6
2020	8.0	3.4	6.9	4.7	14.7	9.5	12.2	1.4	12.7	0.0	10.7	2.1	9.2	1.0
2018年度	3.7	4.5	14.8	7.6	9.2	6.3	6.6	4.8	9.0	11.4	7.9	8.0	6.8	4.5
2019	6.0	2.8	8.9	0.0	11.2	3.6	7.4	1.5	10.4	1.3	6.8	2.6	6.7	1.3
2020	4.5	1.8	2.7	6.3	10.3	9.2	9.7	7.5	10.8	1.3	8.5	▲0.5	6.9	2.6
2020年4～6月	9.9	2.0	7.8	1.6	18.7	6.0	17.1	▲1.4	20.3	1.3	16.5	0.5	16.2	2.0
7～9	2.5	3.3	1.0	3.1	8.1	5.9	4.9	0.0	4.1	1.3	2.8	1.0	0.1	0.6
10～12	8.8	3.4	7.2	4.7	14.9	9.5	15.7	1.4	16.1	0.0	13.6	2.1	13.1	1.0
2021年1～3月	▲2.6	1.8	▲4.8	6.3	0.6	9.2	2.1	7.5	3.7	1.3	2.1	▲0.5	▲0.5	2.6
4～6	▲1.5	3.2	▲3.0	7.0	0.7	10.1	▲0.7	8.8	▲2.4	0.0	0.3	1.5	▲3.1	3.5
2020年5月	10.0	2.5	8.8	▲0.8	20.1	3.6	13.1	0.0	13.5	1.3	11.6	1.0	11.7	1.0
6	7.7	2.0	6.2	1.6	13.7	6.0	15.0	▲1.4	18.9	1.3	12.4	0.5	13.9	2.0
7	7.5	1.8	6.7	4.0	15.3	6.0	9.0	▲1.4	5.5	1.3	5.0	0.5	4.5	1.3
8	13.3	2.4	11.8	2.4	16.3	3.5	16.7	0.0	17.4	1.3	16.6	0.0	14.4	0.3
9	▲11.4	3.3	▲13.5	3.1	▲5.6	5.9	▲9.0	0.0	▲8.6	1.3	▲11.1	1.0	▲15.7	0.6
10	13.6	3.4	10.5	4.7	19.3	7.1	22.7	0.0	22.1	1.3	19.0	1.0	18.4	0.6
11	6.8	3.3	4.4	4.7	15.0	9.5	16.5	1.4	18.5	1.3	12.2	1.5	14.1	1.0
12	6.6	3.4	6.9	4.7	11.3	9.5	9.2	1.4	9.4	0.0	10.4	2.1	8.0	1.0
2021年1月	4.1	2.9	0.8	5.5	8.0	8.2	9.5	2.9	11.6	1.3	9.9	2.0	8.0	0.6
2	▲8.8	2.8	▲10.8	5.5	▲4.7	8.1	▲6.5	2.9	▲5.3	1.3	▲2.4	2.1	▲10.6	1.6
3	▲2.5	1.8	▲4.1	6.3	▲0.9	9.2	3.8	7.5	5.5	1.3	▲0.6	▲0.5	2.0	2.6
4	▲3.1	2.4	▲4.4	7.9	▲0.9	9.1	▲3.5	7.4	▲4.3	1.3	▲3.0	▲1.0	▲6.4	2.9
5	0.4	2.1	▲1.0	8.7	1.6	11.5	2.5	8.8	▲0.0	0.0	6.0	0.0	0.9	3.5
6	▲1.9	3.2	▲3.5	7.0	1.4	10.1	▲1.0	8.8	▲2.8	0.0	▲2.1	1.5	▲3.7	3.5
7	0.8	3.5	▲1.2	6.9	5.4	11.2	5.2	11.8	6.0	0.0	5.2	2.1	1.0	3.9

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

(Part6 Drugstore sales value)

山口 Yamaguchi		徳島 Tokushima		香川 Kagawa		愛媛 Ehime		高知 Kochi		福岡 Fukuoka		佐賀 Saga		Year and Month	
店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments		店舗数 Establishments			
73,530	183	33,870	77	45,686	125	84,992	225	30,218	85	270,784	683	43,429	92	C Y	2018
76,919	191	36,047	81	48,612	128	89,639	232	31,977	89	287,238	705	43,651	86		2019
85,276	198	38,496	82	53,081	128	96,439	239	35,258	95	305,297	695	47,926	87		2020
74,192	185	34,375	79	46,334	121	86,327	224	30,626	85	275,760	688	43,664	86	F Y	2018
78,840	192	36,804	81	49,838	128	91,421	229	32,788	87	292,783	703	44,534	87		2019
85,288	199	38,283	83	53,548	129	96,263	245	35,371	95	297,871	595	47,626	86		2020
22,147	192	10,077	82	13,796	125	25,006	233	9,037	88	79,175	702	12,553	89	Q2	2020
21,756	193	9,741	80	13,514	128	24,452	236	8,895	91	77,076	698	12,243	88	Q3	
21,455	198	9,462	82	13,219	128	24,085	239	8,976	95	75,099	695	11,805	87	Q4	
19,930	199	9,003	83	13,019	129	22,720	245	8,463	95	66,521	595	11,025	86	Q1	2021
21,456	200	9,680	84	13,649	129	24,739	245	9,009	95	70,640	601	11,901	86	Q2	
7,367	192	3,389	80	4,644	125	8,302	234	3,010	89	26,116	703	4,187	87	May	2020
7,324	192	3,328	82	4,515	125	8,299	233	3,002	88	25,880	702	4,094	89	Jun	
7,292	192	3,255	80	4,511	125	8,061	233	2,920	88	25,573	699	4,043	89	Jul	
7,504	193	3,471	80	4,814	127	8,715	234	3,133	90	26,319	698	4,268	89	Aug	
6,960	193	3,015	80	4,189	128	7,676	236	2,842	91	25,184	698	3,932	88	Sep	
6,845	195	3,038	81	4,256	128	7,764	237	2,849	94	24,619	698	3,808	87	Oct	
6,743	196	2,983	81	4,248	128	7,660	239	2,832	95	23,628	699	3,726	87	Nov	
7,867	198	3,441	82	4,715	128	8,661	239	3,295	95	26,852	695	4,271	87	Dec	
6,660	198	3,020	82	4,354	129	7,480	239	2,878	95	21,886	594	3,718	86	Jan	2021
6,365	198	2,860	82	4,343	128	7,117	237	2,710	93	21,002	595	3,483	86	Feb	
6,905	199	3,123	83	4,322	129	8,123	245	2,875	95	23,633	595	3,824	86	Mar	
7,044	201	3,186	83	4,357	129	8,252	245	2,951	95	23,578	595	3,904	86	Apr	
7,294	200	3,325	84	4,816	129	8,315	245	3,042	95	24,035	595	4,089	86	May	
7,118	200	3,169	84	4,476	129	8,172	245	3,016	95	23,027	601	3,908	86	Jun	
7,502	202	3,300	84	4,663	129	8,444	246	3,110	95	24,013	601	4,031	86	Jul	
2.8	0.0	4.3	5.5	9.1	10.6	7.1	5.1	5.4	4.9	6.9	6.7	5.7	5.7	C Y	2018
4.5	4.4	6.4	5.2	6.4	2.4	5.5	3.1	5.8	4.7	5.7	4.4	2.1	0.0		2019
10.9	3.7	6.8	1.2	9.2	0.0	7.6	3.0	10.3	6.7	6.3	▲1.4	9.8	1.2		2020
2.9	2.2	4.7	5.3	7.7	1.7	6.6	3.7	5.2	3.7	7.2	7.2	4.9	6.2	F Y	2018
6.2	3.8	7.1	2.5	7.6	5.8	5.9	2.2	7.1	2.4	5.9	2.2	3.2	1.2		2019
8.2	3.6	4.0	2.5	7.4	0.8	5.3	7.0	7.9	9.2	1.7	▲15.4	6.9	▲1.1		2020
15.8	1.6	11.0	3.8	12.8	2.5	10.6	4.5	13.9	1.1	8.4	0.3	13.9	3.5	Q2	2020
4.1	2.7	▲0.0	1.3	2.6	0.8	1.4	4.9	4.5	4.6	3.2	▲0.3	6.4	2.3	Q3	
13.5	3.7	7.9	1.2	11.3	0.0	10.5	3.0	12.3	6.7	5.6	▲1.4	10.5	1.2	Q4	
0.1	3.6	▲2.3	2.5	3.7	0.8	▲0.8	7.0	1.4	9.2	▲10.0	▲15.4	▲2.6	▲1.1	Q1	2021
▲3.1	4.2	▲3.9	2.4	▲1.1	3.2	▲1.1	5.2	▲0.3	8.0	▲10.8	▲14.4	▲5.2	▲3.4	Q2	
13.4	1.6	11.1	0.0	13.0	2.5	8.9	4.5	12.7	3.5	7.5	1.0	12.0	1.2	May	2020
13.0	1.6	8.9	3.8	6.3	2.5	10.2	4.5	13.1	1.1	7.3	0.3	11.1	3.5	Jun	
7.9	2.1	4.8	0.0	7.7	5.0	6.6	4.5	7.8	1.1	3.1	▲1.1	7.9	0.0	Jul	
12.8	2.7	10.2	0.0	15.5	3.3	10.2	4.5	11.7	3.4	10.7	▲0.4	13.3	3.5	Aug	
▲7.0	2.7	▲13.6	1.3	▲13.1	0.8	▲11.3	4.9	▲5.2	4.6	▲3.6	▲0.3	▲1.6	2.3	Sep	
19.0	3.7	13.3	1.3	17.2	▲0.8	16.3	4.4	12.1	5.6	9.4	▲0.3	12.8	1.2	Oct	
14.4	3.7	6.0	1.3	11.0	0.8	9.6	3.0	11.0	6.7	4.1	▲0.1	9.7	1.2	Nov	
8.4	3.7	5.1	1.2	6.5	0.0	6.5	3.0	13.6	6.7	3.8	▲1.4	9.3	1.2	Dec	
8.5	3.1	4.9	1.2	11.2	1.6	4.9	3.5	9.4	6.7	▲6.4	▲15.6	5.1	0.0	Jan	2021
▲6.9	3.1	▲9.6	2.5	2.9	0.8	▲8.2	2.6	▲4.0	4.5	▲14.4	▲15.5	▲8.7	0.0	Feb	
▲0.6	3.6	▲1.6	2.5	▲2.1	0.8	1.3	7.0	▲0.7	9.2	▲9.2	▲15.4	▲3.8	▲1.1	Mar	
▲5.5	4.7	▲5.2	3.8	▲6.0	3.2	▲1.8	4.7	▲2.4	6.7	▲13.2	▲15.4	▲8.6	▲1.1	Apr	
▲1.0	4.2	▲1.9	5.0	3.7	3.2	0.2	4.7	1.1	6.7	▲8.0	▲15.4	▲2.3	▲1.1	May	
▲2.8	4.2	▲4.8	2.4	▲0.9	3.2	▲1.5	5.2	0.5	8.0	▲11.0	▲14.4	▲4.5	▲3.4	Jun	
2.9	5.2	1.4	5.0	3.4	3.2	4.8	5.6	6.5	8.0	▲6.1	▲14.0	▲0.3	▲3.4	Jul	

Sales value (million yen) ・ Number of establishments

Percentage change from the same month/term of the previous year (%)

(続き)(ドラッグストア販売)

第3表 都道府県別販売額等及び前年(度、同期、同月)比増減率

Table3 Sales value by prefectures and the percentage change from the same month/term of the previous year.

年 月	長崎 Nagasaki		熊本 Kumamoto		大分 Oita		宮崎 Miyazaki		鹿児島 Kagoshima		沖縄 Okinawa		Year and Month
	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments	店舗数 Establishments		
2018年	57,227	119	85,431	178	61,028	124	60,608	122	80,534	195	29,223	71	C Y 2018
2019	58,297	122	87,862	179	62,732	124	61,873	121	78,771	194	27,715	77	2019
2020	63,653	126	96,435	185	67,888	123	66,371	124	84,361	196	26,764	78	2020
2018年度	57,512	119	85,652	175	61,470	120	60,717	120	79,765	192	28,789	74	F Y 2018
2019	59,486	122	89,903	179	64,109	123	62,841	121	80,292	194	28,101	78	2019
2020	63,557	126	96,068	173	66,879	119	66,286	125	83,892	195	26,095	75	2020
2020年4~6月	16,285	125	24,944	181	17,728	123	17,063	121	21,625	194	6,717	77	Q2 2020
7~9	16,453	126	24,894	181	17,275	123	17,170	122	21,790	194	6,750	80	Q3
10~12	15,946	126	24,040	185	16,688	123	16,526	124	20,926	196	6,511	78	Q4
2021年1~3月	14,873	126	22,190	173	15,188	119	15,527	125	19,551	195	6,117	75	Q1 2021
4~6	16,122	126	23,850	173	16,367	119	16,423	126	21,431	199	6,741	74	Q2
2020年5月	5,410	124	8,408	180	5,940	123	5,715	121	7,131	194	2,099	76	May 2020
6	5,381	125	8,122	181	5,810	123	5,533	121	7,140	194	2,264	77	Jun
7	5,461	126	8,331	180	5,790	123	5,771	122	7,472	194	2,359	79	Jul
8	5,747	126	8,605	181	6,059	123	5,991	122	7,420	194	2,224	80	Aug
9	5,245	126	7,958	181	5,426	123	5,408	122	6,898	194	2,167	80	Sep
10	5,124	126	7,746	180	5,381	123	5,311	123	6,697	196	2,040	79	Oct
11	4,988	126	7,501	183	5,232	123	5,183	124	6,595	196	2,106	78	Nov
12	5,834	126	8,793	185	6,075	123	6,032	124	7,634	196	2,365	78	Dec
2021年1月	5,038	125	7,513	172	5,107	119	5,355	124	6,551	194	2,030	77	Jan 2021
2	4,677	125	6,985	172	4,789	119	4,856	124	6,231	193	1,992	77	Feb
3	5,158	126	7,692	173	5,292	119	5,316	125	6,769	195	2,095	75	Mar
4	5,297	126	7,874	175	5,384	118	5,427	126	6,955	195	2,291	75	Apr
5	5,513	126	8,198	172	5,662	118	5,653	126	7,311	198	2,242	75	May
6	5,312	126	7,778	173	5,321	119	5,343	126	7,165	199	2,208	74	Jun
7	5,522	126	8,054	175	5,518	119	5,593	126	7,313	199	2,143	74	Jul
2018年	3.5	1.7	2.3	3.5	3.8	4.2	2.0	0.8	4.4	3.2	17.9	14.5	C Y 2018
2019	2.5	3.4	3.5	2.3	4.4	1.6	1.8	▲0.8	1.6	0.5	11.6	11.6	2019
2020	9.2	3.3	9.8	3.4	8.2	▲0.8	7.3	2.5	7.1	1.0	▲3.4	1.3	2020
2018年度	3.1	2.6	1.7	2.3	3.9	1.7	1.2	▲0.8	2.4	0.5	14.1	23.3	F Y 2018
2019	3.9	2.5	5.5	2.3	5.5	2.5	3.3	0.8	3.6	1.0	10.5	5.4	2019
2020	6.8	3.3	6.9	▲3.4	4.3	▲3.3	5.5	3.3	4.5	0.5	▲7.1	▲3.8	2020
2020年4~6月	10.9	5.0	12.0	2.8	12.5	2.5	9.8	0.8	9.9	1.6	▲5.7	1.3	Q2 2020
7~9	6.5	6.8	6.8	2.8	5.0	1.7	4.5	1.7	4.2	2.1	▲10.3	6.7	Q3
10~12	10.9	3.3	10.4	3.4	6.3	▲0.8	8.3	2.5	6.3	1.0	▲2.4	1.3	Q4
2021年1~3月	▲0.6	3.3	▲1.6	▲3.4	▲6.2	▲3.3	▲0.5	3.3	▲2.3	0.5	▲9.9	▲3.8	Q1 2021
4~6	▲1.0	0.8	▲4.4	▲4.4	▲7.7	▲3.3	▲3.8	4.1	▲0.9	2.6	0.4	▲3.9	Q2
2020年5月	9.4	4.2	11.5	2.3	12.2	2.5	9.0	0.0	6.8	1.6	▲11.4	0.0	May 2020
6	8.7	5.0	9.7	2.8	10.6	2.5	7.2	0.8	10.2	1.6	▲3.3	1.3	Jun
7	8.2	5.9	9.3	1.7	7.5	1.7	7.2	1.7	8.6	2.1	▲8.5	3.9	Jul
8	13.8	5.9	13.3	2.8	11.9	2.5	10.5	1.7	9.8	1.6	▲5.4	5.3	Aug
9	▲2.0	6.8	▲1.6	2.8	▲4.2	1.7	▲4.0	1.7	▲5.1	2.1	▲16.6	6.7	Sep
10	16.0	6.8	13.4	1.1	9.1	1.7	10.8	2.5	8.5	2.1	▲3.3	3.9	Oct
11	9.0	3.3	8.8	2.2	5.5	0.0	7.9	2.5	5.5	1.0	▲0.9	1.3	Nov
12	8.3	3.3	9.3	3.4	4.6	▲0.8	6.7	2.5	5.1	1.0	▲2.8	1.3	Dec
2021年1月	6.3	2.5	6.5	▲3.9	0.0	▲3.3	8.5	2.5	2.7	0.5	▲11.3	0.0	Jan 2021
2	▲8.0	3.3	▲10.7	▲3.9	▲12.2	▲3.3	▲8.3	2.5	▲7.9	0.0	▲17.4	▲1.3	Feb
3	0.3	3.3	0.1	▲3.4	▲6.1	▲3.3	▲1.2	3.3	▲1.6	0.5	0.5	▲3.8	Mar
4	▲3.6	3.3	▲6.4	▲2.2	▲9.9	▲4.1	▲6.7	3.3	▲5.4	0.5	▲2.7	▲5.1	Apr
5	1.9	1.6	▲2.5	▲4.4	▲4.7	▲4.1	▲1.1	4.1	2.5	2.1	6.8	▲1.3	May
6	▲1.3	0.8	▲4.2	▲4.4	▲8.4	▲3.3	▲3.4	4.1	0.4	2.6	▲2.5	▲3.9	Jun
7	1.1	0.0	▲3.3	▲2.8	▲4.7	▲3.3	▲3.1	3.3	▲2.1	2.6	▲9.2	▲6.3	Jul

注:前年(度、同期、同月)比増減率は、ギャップを調整するリンク係数(付表参照)で処理した数値で計算している。

Note:The percentage change from the same month/term of the previous year is calculated using the linked coefficient to adjust for discrepancies Refer to the appendix table

協会ホームページについて

トップページをリニューアルしました。内容も順次更新します。

- ◎ 第22回JAPANドラッグストアショーオフィシャルサイトオープン(2021.10.11)
(ニュースリリース)環境省「選ぼう! 3Rキャンペーン 2021」を応援団体として支援(2021.10.4)

事務局だより

- 新型コロナウイルス緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が19都道府県で9月末日をもって、全面解除されました。驚きました。おそらく、緊急事態宣言は解除されても、まん延防止等重点措置への移行だろうと思っていましたから。
しかし、東京を中心に24日まで、様子見が続いています。酒類提供は20時まで、店は21時まで。この制限が、劇的な感染者縮小に影響を与えているとも言えます。もう少し、頑張りましょう。
- 自民党の総裁選では、9月30日に行われた決選投票の結果、岸田議員に決まりました。河野議員との決選投票では、議員票で大きく差の出たことが何を意味しているか。
10月4日の臨時国会で首相指名選挙により、岸田総裁は第100代の総理大臣になりました。安部首相から菅首相になった流れとどう変わるのか、注目したいと思います。
- 第49回衆議院議員総選挙の日程が、10月19日公示、31日投開票と決まり、立候補者は大急ぎで事務所の準備をしていました。
自民党のヘルスケア議員懇話会、公明党のドラッグストア振興議員懇話会所属の議員を中心に応援することになります。一部の地域では、すでに応援協力をお願いしています。できる範囲の、ご協力をお願いします。
- 11月12日に2021年後期のドラッグストア業界研究レポート報告会を行います。ホテルグランドパレスの6月閉館に伴い、今回は都市センターホテルで行ないます。ウイズコロナを目指し、感染予防を万全にして、リアル開催と、遠方の方むけにライブ配信も行ないます(初のハイブリッド開催)。徳廣SDGs推進委員長の報告もあります。ぜひ、ご参加をお願いします。

発行日	2021年10月19日 発行	発行所住所
発行人	池野 隆光	(本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-10 名和ビル 5階
発行所	JAPAN ASSOCIATION OF CHAIN DRUG STORES 一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会	(サポートセンター) 〒222-0033 神奈川県横浜市港北区新横浜 2-5-10 楓第2ビル4階 TEL: 045(474)1311 FAX: 045(474)2569
	HP: https://www.jacds.gr.jp	e-mail: sec@jacds.gr.jp